

令和 8 年 第 2 回 定例会

令和8年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和8年5月29日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	5月29日	金	午前10時	・町長招集あいさつ ○本会議 ・専決処分事項報告 ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決 ○委員会 ・総務産業
2	5月30日	土		○休 会
3	5月31日	日		○休 会
4	6月 1日	月		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
5	6月 2日	火		○休 会
6	6月 3日	水		○休 会
7	6月 4日	木		○休 会
8	6月 5日	金		○休 会
9	6月 6日	土		○休 会
10	6月 7日	日		○休 会
11	6月 8日	月	午前9時	○本会議 ・一般質問
12	6月 9日	火	午前9時	○本会議 ・一般質問
13	6月10日	水	午前9時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
14	6月11日	木		○休 会
15	6月12日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等 質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

5月29日上程

専決第 4号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	5月29日	承認
専決第 5号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	5月29日	承認
専決第 6号	令和7年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について	5月29日	承認
専決第 7号	令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	5月29日	承認
専決第 8号	令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について	5月29日	承認
専決第 9号	令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	5月29日	承認
専決第10号	和解及び損害賠償額の決定について	5月29日	承認
議案第20号	坂城町教育委員会教育長の任命について	5月29日	同意
議案第21号	葛尾組合規約の変更について	5月29日	可決
議案第22号	千曲衛生施設組合規約の変更について	5月29日	可決
議案第23号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	6月12日	可決
議案第24号	令和8年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月12日	可決
議案第25号	令和8年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	6月12日	可決

6月12日上程

発委第 1号	非核三原則を堅持することを求める意見書について	6月12日	可決
--------	-------------------------	-------	----

令和8年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 5月29日（金）

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○諸報告	8
○報告第3号、議案第20号～議案第22号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	9
○議案第23号～議案第25号の上程、提案理由の説明	14

第2日 6月8日（月）

○議事日程	18
○一般質問 祢津 明子 議員	18
星 哲夫 議員	27
塚田 舞 議員	31

第3日 6月9日（火）

○議事日程	40
○一般質問 中村 忠靖 議員	40
水出 康成 議員	48
宮入 健誠 議員	59

第4日 6月10日（水）

○議事日程	72
○一般質問 大森 茂彦 議員	72
大日向進也 議員	84

山城 峻一 議員	91
----------	----

第5日 6月12日（金）

○議事日程	100
○陳情採決	100
○議案第23号～議案第25号の質疑、討論、採決	102
○追加議案上程、趣旨説明	104
○発委第1号の質疑、討論、採決	105
○閉会中の委員会継続審査申し出について	105
○町長閉会あいさつ	105

令和8年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年5月29日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月29日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	大日向 進 也 君	9 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	10 "	柰 津 明 子 君
4 "	水 出 康 成 君	11 "	朝 倉 国 勝 君
5 "	宮 入 健 誠 君	12 "	滝 沢 幸 映 君
6 "	中 村 忠 靖 君	13 "	大 森 茂 彦 君
7 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 8番議員 玉 川 清 史 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 20 号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 7 議案第 21 号 葛尾組合規約の変更について
- 第 8 議案第 22 号 千曲衛生施設組合規約の変更について
- 第 9 議案第 23 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 24 号 令和 8 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 11 議案第 25 号 令和 8 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、8 番、玉川清史議員から欠席の届出がなされております。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第 127 条の規定により、10 番 柰津明子議員、11 番 朝倉国勝議員、12 番 滝沢幸映議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 15 日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの15日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は6月1日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶がございます。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和8年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき、開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、去る5月18日、当町の名誉町民であります鈴木敏文氏のご逝去されました。

鈴木氏は、日本にコンビニエンスストアという事業を打ち立て、流通革命を起こされた偉大な経営者であり、坂城の人々に夢と希望を与える大きな存在でありました。

長年にわたり当町の発展を温かく見守り、多大なるご厚情とご指導を賜りました。

郷土が誇る偉大な先人を失いましたことは、痛恨の極みであり、深い悲しみを禁じ得ません。

ここに、町民の皆様とともに、謹んで哀悼の意を表しますとともに、生前のご功績に対し深く敬意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、昨今の社会情勢に目を向けますと、依然として予断を許さない状況が続いております。

長期化するウクライナ情勢や緊迫する中東地域での紛争など、国際的な緊張の高まりや各国の利害対立はエネルギーや原材料の供給網を不安定化させ、原油価格の高止まりやナフサをはじめとする化学原料の供給不安を招いており、今後の国内経済への影響が懸念されるところであります。

また、資源・原材料価格の高騰による物価上昇の影響は町民の皆様の暮らしにも及んでおり、特に子育て世帯や高齢者世帯にとって大きな負担となっていることを懸念しております。

こうした状況の中、物価高騰の影響を受けている町民及び事業者の負担増に対応すべく、「さかきの暮らし応援券事業」を実施しております。

本事業につきましては、全町民の皆様を対象に1万円の応援券を配付し、本年4月1日から町内98店舗において利用が開始されております。

5月27日現在、発行総額の約57%、約7,700万円分が利用されており、地域経済の活性化と生活支援の両面において一定の効果が表れているものと考えております。なお、有効期限は8月31日までとなっておりますので、まだ利用されていない方につきましては、ぜひお早め

にご活用いただきたいと思います。

今後も、国や県による物価高騰対策やエネルギー政策の動向を注視しながら、町民生活の安定に向け、必要に応じた取組を進めてまいります。

さて、例年、町内外から多くの皆様にご来園いただき、ご好評をいただいております「ばら祭り」ですが、去る２３日に第２１回目の開催を迎え、中嶋議長をはじめ議員各位のご出席をいただく中で、無事に開祭式を執り行うことができました。

本年は天候にも恵まれ、バラの生育が順調に進んだことから、初日よりほぼ満開の状態となり、昨日までの６日間で町内外から約１万５千人の皆様に、色鮮やかなバラをお楽しみいただいているところであります。

これもひとえに、ばら祭り実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精込めてバラ公園の管理にご尽力いただいております「薔薇人の会」の皆様、さらには、ばら祭りの開催にご協力いただいております千曲川河川事務所をはじめとする関係各位のご理解とご協力のたまものであり、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、ばら祭り期間中は、各種店舗やキッチンカーの出店をはじめ、モンキーパフォーマンス、サックスコンサート、ふれあいミニ動物園など、多彩な催しを予定しております。引き続き多くの皆様にご来園いただき、ばら祭りをお楽しみいただければと考えております。

さらに、ばら祭り期間中の今月３１日には、坂城駅前多目的広場を会場として、「坂城駅前葡萄酒祭２０２６」が開催されます。

当日は、町内をはじめ県内のワイナリーやブルワリー、日本酒の蔵元のほか、多くの事業者が出店するとともに、町内外のアーティストによるコンサートも予定されております。来場される皆様には心地よい音楽に包まれながら、爽やかな初夏のひとときをワインとともに楽しみいただければと思います。

このほか、新年度に入りましても様々な行事やイベントが開催されております。

４月１９日には、坂城ライオンズクラブとの共催により、第２６回千曲川クリーンキャンペーンを実施いたしました。

本年も昨年同様、埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠マレットゴルフ場付近の３会場で実施し、町民の皆様にも参加を呼びかけた結果、２００人を超える皆様にご参加いただきました。

町のシンボルである千曲川の豊かな自然と美しい景観を未来に引き継ぐため、今後も環境保全活動に取り組んでまいります。

また、４月２６日には、町公民館主催による恒例の春のスポーツ大会が開催されました。

近年の猛暑傾向を踏まえ、本年度は開催時期を前倒し、４月開催としたところであります。当日は好天にも恵まれ、１４分館から２７チーム２８７名の皆様にご参加いただき、ソフトボールの部、ビーチボールバレーの部、小学生ビーチボールバレーの部に分かれて熱戦が繰り広げられ

ました。

また、5月10日には、坂城ライオンズクラブ主催による「第4回さかきつずフェスタ」が、びんぐしの里公園において開催され、晴天の下、多くの家族連れでにぎわいました。

当日は、幼稚園児から高校生の皆さんによるステージ発表をはじめ、町内企業や警察署、消防署の皆様のご協力の下、乗り物試乗体験やクイズ大会、企業ブース、各種体験教室やワークショップ、模擬店など、多彩な催しを実施されました。子どもたちにとって、貴重な体験と学びの機会になったものと考えております。

また、明日30日は、町内3小学校において運動会が予定されております。

子どもたちは仲間と力を合わせながら練習を重ねてきたことと思います。その成果を存分に発揮し、校庭いっぱいに元気な歓声が響き渡ることを期待しているところであります。

さて、世界の経済情勢について申し上げます。

日本総合研究所などの分析によりますと、アメリカ経済はAI関連分野を中心に企業活動が活発に展開されている一方、関税による物価上昇や中東情勢に伴う原油価格の高騰が家計の購買力を低下させ、景気を下押しする懸念が指摘されております。

しかしながら、本年後半にはインフレ圧力の緩和や、これまでの利下げ効果が徐々に波及することにより、景気は持ち直しに向かうものと見込まれております。

一方、中国経済につきましては、本年1月から3月期の実質経済成長率が前年比5.0%となり、インフラ投資の持ち直しを背景に成長率は拡大したものの、個人消費の停滞が続いており、今後は緩やかな減速局面に入るものと見られております。

また、ユーロ圏においては、中東情勢の影響による資源価格の上昇がインフレ圧力を強める中、金利上昇が内需を抑制することから、景気は年末に向けて減速するとの見方が示されております。

このような状況の下、国内経済につきましては、内閣府が公表した4月の月例経済報告において、「景気は緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」とされております。

また、先行きについても、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気回復を下支えすることが期待される一方で、中東情勢による影響には十分留意する必要がある」との見解が示されております。

長野県内の経済動向につきましては、日本銀行松本支店が今月中旬に公表した「長野県の金融経済動向」において、「一部に弱めの動きが見られるものの、県経済は持ち直している」とされております。

また、財務省関東財務局長野財務事務所による県内経済情勢判断におきましても、「個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動についても持ち直しの動きが見られる」とされ、総括判断として「県内経済は持ち直している」との見方が示されております。

こうした中で、当町におきましては、本年４月に町内主要製造業２０社を対象として実施いたしました１月から３月期の経営状況調査の結果、生産量については１１社が３か月前と比較して増加と回答し、売上高についても同様の結果となり、現在のところ堅調な動きが見られております。しかしながら、このような状況の一方で、エネルギー価格や原材料費の高騰に伴う収益性の圧迫など、中東情勢の長期化に伴う先行きの不透明感が懸念されているところであります。

また、雇用面につきましては、調査対象の２０社における本年４月の採用者数は合計１４５人となっており、令和９年４月の採用計画につきましても、９社が増員を予定し、８社が退職者補充等を予定しているなど、堅調な動きが見られております。

町といたしましては、今後も町内企業の持続的な成長を期待するとともに、国内外の経済動向を十分注視しながら、企業経営の状況把握に努めてまいります。

さて、このように刻々と変化する国際社会の中にあつては、幅広い視野と国際感覚を備えた人材の育成がますます重要となつてまいります。

町では、その取組の一環として、本年３月２１日から２６日まで、中学生海外派遣事業として、アメリカ合衆国サンフランシスコ及びシリコンバレーへ中学生を派遣するとともに、３月２２日から２６日まで、高校生タイ国研修事業を実施いたしました。

それぞれ中学生８名、高校生８名が参加し、現地での研修や交流活動を通じて、多くの学びと貴重な経験を得る機会となりました。

中学生海外派遣事業につきましては、参加した生徒が研修成果をレポートとしてまとめ、秋に開催される大峰祭において、その成果を全校生徒に向けて発表する予定と伺っております。

また、来月６日から９日までの日程で、中学生海外派遣事業において交流を深めたサンフランシスコのプレシディオ中学校から１７名の生徒が当町を訪れ、町内でのホームステイや小中学校での交流を行う予定となっております。

当町を訪れる生徒の皆さんは、日本文化に深い関心を持ち、日頃から日本について学んでいると伺っております。今回の受入れを通じて、両地域の友好関係がさらに深まり、生徒同士の交流が双方にとって実り多いものになることを期待しております。

一方、高校生タイ国研修事業につきましては、先週２１日に研修報告会が開催されました。

参加した高校生からは、日本では経験することのできない文化や習慣に触れ、多くの刺激と感動を受けるとともに、自らの視野を広げる大変貴重な機会となったとの報告がありました。

多感な時期にある中学生・高校生が海外に赴き、異なる文化や価値観、人々との交流を通じて得た経験は、今後の人生における大きな財産になるものと考えております。

町といたしましても、こうした国際交流事業を通じて、広い視野と豊かな国際感覚を持つ、将来の地域を担う人材の育成に引き続き努めてまいります。

続きまして、新年度に入り進めております主な事業について申し上げます。

新複合施設整備事業の実施設計につきましては、住民の皆様からいただいたご意見やご要望を踏まえ、建物東側道路の拡幅などを設計に反映するため事業を繰り越し、現在、6月末の完了に向けて鋭意作業を進めております。

実施設計完了後は、速やかに工事発注に向けた準備を進め、新たな多世代交流の場、生きがいづくりの拠点として、多くの皆様に親しまれる施設となるよう着実に事業を推進してまいります。

また、本年4月から本格実施となりました「こども誰でも通園制度」につきましては、現在までのご利用はございませんが、数件のお問合せをいただいているところであります。

全ての子どもの健やかな成長と、保護者の就労状況やライフスタイルに合わせた支援を充実させるべく、今後も制度の周知に努めてまいります。

また、防犯灯のLED化事業につきましては、先般、事業者が決定し、現在、契約に向けた手続を進めております。契約後は、町内全域の防犯灯を対象として調査を実施し、年度末までに対象器具のLED化を進めるとともに、令和9年度から10年間のリース契約による運用開始に向け事業を進めてまいります。

また、町内小中学校の照明LED化事業につきましても、事業者が決定しており、10年間のリース契約として実施いたします。今後は夏休みを中心に工事を行い、年度内に完了する予定としております。

いずれの事業も、省エネルギー化の推進、維持管理費の削減、並びに施設環境の向上が図られるものと期待しております。

続いて、松くい虫被害防止対策につきましては、町内において依然として松枯れ被害が確認されていることから、伐倒駆除をはじめ、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を継続して実施してまいります。

このうち、葛尾城跡風致地区及び自在山風致地区につきましては、4月15日に住民説明会を開催し、住民の健康に十分配慮した上で、来月17日に空中散布を実施する予定としております。

また、苅屋原地区におきましては、同日及び7月8日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近接した急峻地における予防対策を進めてまいります。

また、県と連携して実施しております「エアコン設置費助成事業」につきましては、近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを踏まえ、本年4月から住民税非課税世帯及び生活保護世帯を対象に、エアコン設置費の助成を行っております。

現在、順次申請受付及び交付決定を進めておりますが、5月に真夏日が観測されるなど、本年も厳しい暑さが予想されております。

対象となる世帯の皆様におかれましては、この事業をぜひご活用いただき、早めの設置をご検討いただきたいと考えております。

このほか、予防接種事業におきましては、本年4月から定期接種に追加されたRSウイルス感

染症への対応に加え、1歳児を対象とした「おたふくかぜ任意予防接種」に対する町独自の助成も開始いたしました。引き続き、保護者の負担軽減と疾病予防の推進に努めてまいります。

また、葛尾組合では、不燃ごみ及び資源物の安定処理を継続するとともに、製品プラスチックの収集に対応するため、新たなリサイクルセンターの建設を進めており、令和9年4月からの本格稼働に向け、工事はおおむね順調に進捗しているところであります。現在は、1階部分の受入ホッパー設置工事が完了し、引き続き破砕機室における設備設置工事が進んでおります。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、横坑トンネル周辺の給水設備につきまして、農業者の利便性向上と効率的な営農環境の整備を図るため、農繁期において利用する方が待機することなく円滑に取水できるよう、給水設備を増設するための工事費を計上いたしました。

また、商業インキュベータ施設「けやき横丁」におきましては、店舗前通路の一部に排水状況の悪い箇所があり、テナントへの影響も生じていることから、排水環境の改善を図るための工事費を計上しております。

福祉分野におきましては、本年4月1日に施行いたしました坂城町手話言語条例を契機とした取組として、手話の日、これは9月23日でありますが、この日に関連した啓発イベントの開催経費を計上したほか、福祉医療費助成制度や障がい者福祉サービスに係る報酬改定及び処遇改善への対応をはじめ、各種健診事業の項目追加に伴うシステム改修経費について計上いたしました。

また、防災・減災対策では、国の地域未来交付金等を活用し、中核避難所における生活環境及び衛生環境の向上を図るため、スポットクーラーをはじめとする非常用備蓄資機材を整備するとともに、迅速な災害対応に備えた備蓄倉庫の設置に要する経費を計上いたしました。

以上、令和8年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決処分の報告が7件、人事案件が1件、一部事務組合規約の変更が2件、条例の一部改正が1件、一般会計及び特別会計の補正予算2件の計13件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（中嶋君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度坂城町一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から、令和8年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査の報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりでございます。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告をいたします。

議長（中嶋君） 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第8「議案第22号 千曲衛生施設組合規約の変更について」を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第4号から議案第22号まで、ご説明申し上げます。

まず、専決第4号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

主な改正内容といたしまして、個人町民税につきましては、給与所得控除額や扶養控除の対象となる親族等の前年の合計所得金額要件を引き上げるもの、また、住宅ローン控除について、適用期限を延長するものであります。

次に、固定資産税につきましては、新築住宅に係る減税措置について、対象となる住宅床面積の要件を引き下げるとともに、その適用期限を延長するものであります。

また、軽自動車税につきましては、購入時に課されていた環境性能割を廃止し、環境性能の優れた車両の税額を軽減するグリーン化特例の適用期限を延長するものであります。

次に、専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税限度額を67万円に引き上げるものであります。

また、子ども・子育て支援納付金課税に係る規定を整備し、低所得者の負担軽減に係る軽減判定所得については、対象となる世帯の算定に用いる被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減は31万円に、2割軽減は57万円に引き上げるものであります。

専決第6号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

本件は、地方譲与税、配当割交付金などの各種交付金、特別交付税の確定、また、町民税の最終見込等により、専決処分をいたしましたもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,

１７３万６千円を増額し、歳入歳出予算の総額を８２億４，１７２万１千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税２，４５１万７千円、地方譲与税９５８万円、配当割交付金１，１８０万７千円、株式等譲渡所得割交付金１，８３５万２千円、法人事業税交付金１，７４７万円、地方交付税４，２６２万１千円を増額し、国庫支出金２，６３７万円、県支出金１，３５３万４千円、町債１７０万円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、広域行政事業基金への積立金４，５００万円、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積立金４千万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金１億５千万円をそれぞれ増額し、保育園一般経費６８０万３千円、予防接種事業５５０万３千円、社会教育総務一般経費５４３万９千円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により、精算、調整をいたしましたものであります。

次に、専決第７号「令和７年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，９９７万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１２億１８９万５千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税２２８万９千円を増額し、県支出金９，８９２万４千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費９，９１８万８千円、保健事業費６３４万５千円をそれぞれ減額したものであります。

次に、専決第８号「令和７年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第５号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，１５２万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１４億１，８６５万８千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、保険料１，２５７万円を増額し、繰入金２，１６３万７千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費２，０８３万１千円、基金積立金６６７万６千円をそれぞれ減額したものであります。

次に、専決第９号「令和７年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を３億６７６万円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料１７８万８千円を減額し、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金１８０万８千円を減額したものであります。

す。

次に、専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和8年1月29日、大字上五明の県道160号線において、職員が公用車で駐車場から県道に進入しようとしたところ、県道を直進してきた相手方車両の側面に接触し、相手方車両を損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

以上、専決処分事項について、ご報告いたします。

次に、議案第20号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、6月30日をもって、塚田常昭教育長の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く経験豊富で、地域の信望も厚い同氏を坂城町教育委員会教育長として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和8年7月1日から3年間であります。

次に、議案第21号「葛尾組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、葛尾組合ごみ焼却施設の解体工事が完了し、建設中の葛尾組合新リサイクルセンターが令和9年4月に稼働開始することから、葛尾組合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、規約第3条に規定する組合の共同処理する事務から「ごみ焼却施設の経営に関する事項」を削除するとともに、同条中の「不燃ごみ及び資源ごみ処理施設」を「不燃物及び資源物再資源化施設」と変更するものであります。

最後に、議案第22号「千曲衛生施設組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲衛生施設組合において、令和9年度より新たに剪定枝のチップ化事業及び堆肥化事業を行うことから、千曲衛生施設組合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、規約第3条に規定する、組合の共同処理する事務に「剪定枝の処理に関する事務」を加えるとともに、経費の負担割合に関する規定を定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第4号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）承認」

専決第6号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第7号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第8号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第9号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第20号 坂城町教育委員会教育長の任命について」

議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時01分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時02分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで、塚田教育長から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長（塚田君） 私のために貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

ただいま議員の皆様のご同意をいただき、引き続き、教育長の職を務めさせていただくことになりました。

この3年間、議員の皆様はじめ多くの関係者の皆様のご支援の下、教育長を務めさせていただき、その責務の重さを痛感しております。これからの3年間、さらに気を引き締めて取り組んで

まいりたいと思います。

さて、本年4月より、坂城町第6次長期総合計画後期基本計画が施行されました。

後期基本計画を受け、坂城町教育大綱も改訂を行い、教育大綱の基本方針を『第6次長期総合計画に基づき、教育に直結した基本目標（未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり、すべての人がともにつくるまち）を大綱の目標と捉え、地域と連携・協働して施策を展開し、「「輝く未来を奏でるまち」～Well-beingの実現～」を目指します。

また、子どもに関わる施策を推進するにあたっては、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」の基本理念の下、常に子ども一人一人の権利を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを目指して、このことについて決めました。

Well-beingとは、皆様もご存じのように、「身体的、精神的、社会的に、持続的で良好な状態」を指します。

教育施策を展開する中で、Well-beingの「身体的、精神的、社会的」の3つの視点を大切にして取り組んでまいりたいと思っております。

例えば、学校教育においては、「身体的（健康）」、体育の授業、マラソン大会、休み時間の遊び等を通じて、心と体を鍛えることで、健康な身体の育成を目指します。

「精神的（心）」、一人一人の個性に合わせた教育を推進するため、ICT機器を活用し、「個別最適な学び」と「協働して学び合う探究活動」を軸とした授業改善を図るとともに、授業研究会の在り方についても変革を進め、子どもや教職員の自己肯定感を向上させていきます。

「社会的（社会とのつながり）」、地域の学習等を通して、地域のひと、もの、こととのつながりを大切にして、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することのできる人材の育成を目指します。

このように、3つの視点を意識して、個人と社会のWell-beingの実現に向けて、関係する皆様のお力添えをいただきながら、教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、引き続き、ご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。今後もよろしくお願いいたします。

議長（中嶋君） よろしく願いいたします。

◎日程第7「議案第21号 葛尾組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第22号 千曲衛生施設組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 次に、日程第9「議案第23号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」から日程第11「議案第25号 令和8年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括議題として、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読をさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第23号から順次ご説明申し上げます。

まず、議案第23号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、損害補償のうち、葬祭補償の額を改定するものであります。

次に、議案第24号「令和8年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,294万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億5,294万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金697万5千円、県支出金2,917万2千円、財政調整基金繰入金580万2千円、町債5千万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、農業用水給水施設・水路改修に係る経費275万円、道路維持工事費790万9千円、道路法面対策工事等5,150万円、小型動力ポンプ更新等、消防施設に係る経費1,639万5千円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第25号「令和8年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億2,327万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰入金148万8千円を、歳出の内容につきましては、介護報酬改定に伴う介護事務処理システム改修として、総務費148万8千円をそれぞれ増額するものであります。

よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日３０日から６月７日までの９日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、明日３０日から６月７日までの９日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は６月８日午前９時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 午前１１時１６分)

6月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	大日向 進 也 君	9 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	10 "	祢 津 明 子 君
4 "	水 出 康 成 君	11 "	朝 倉 国 勝 君
5 "	宮 入 健 誠 君	12 "	滝 沢 幸 映 君
6 "	中 村 忠 靖 君	13 "	大 森 茂 彦 君
7 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 福祉政策についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 空き家対策について | 星 哲 夫 議員 |
| (3) 農業振興について | 塚 田 舞 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可をしてあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に10番 祢津明子議員の質問を許します。

10番（祢津さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1、福祉政策について。

坂城町は、近隣市町村と比較しても子育て・福祉分野において先進的な取組を進めてきた町であると認識しています。例えば、令和7年4月からは高齢者を対象とした難聴に伴う補聴器構入費助成事業を開始され、令和7年8月からは子どもの福祉医療費窓口無料化を実施されています。また、令和8年4月からは住民税非課税世帯等へのエアコン設置費助成事業や精神障がい者の精神科入院に係る福祉医療制度についても所得制限撤廃が行われています。

こうした施策は住民に寄り添った支援として多く評価されるべきものであり、町が継続して福祉の充実に取り組んできた成果であると受け止めています。一方で、支援制度が広がってきたからこそ既存制度だけでは対応し切れない課題や支援につながりにくい家庭への視点も今後さらに求められていると感じます。

今回は、その視点から質問いたします。

イ、障がい児・障がい者の移行期支援について。

障がいのある子どもやその家族にとって、１８歳という節目は進学や就労、福祉サービスの切替えなど生活環境が大きく変化する時期となります。一方で、利用できる制度や支援体制、居場所が大きく変わることで本人や家族が不安や負担を抱えるいわゆる１８歳の壁が課題となっています。特に、特別支援学校卒業後の進路や日中の居場所、就労支援の不足などは本人だけでなく家族の就労継続や生活全体にも大きな影響を与える場合があります。地域の中で安心して暮らし続けるためには、１８歳以降を見据えた切れ目のない支援体制が必要であると考えます。

そこで、２点お伺いいたします。

１点目として、１８歳を境に利用できる制度や居場所が大きく変化するいわゆる１８歳の壁について、町はどのような課題認識を持っているのでしょうか。

２点目として、特別支援学校卒業後の居場所や支援不足が本人だけでなく家族の就労継続や生活にも影響している現状を、町はどのように把握しているのでしょうか。

次に、ロ、医療的ケア児と家族支援について。

医療の進歩により、医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもたちが増えています。一方で、在宅で日常的に痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを行う家族の負担は大きく、２４時間体制での見守りや介護が必要となるケースもあります。また、学校の就学など成長過程の様々な場面で課題を抱える家庭も少なくありません。医療的ケア児とその家族が地域の中で安心して生活していくためには、医療・福祉・教育など関係機関が連携し、継続的に支えていく体制が欠かせないと考えます。

そこで、３点お伺いいたします。

１点目として、医療的ケア児を在宅で支える家族について町ではどのように把握し、対応しているのでしょうか。

２点目として、医療的ケア児の就学など成長過程においてどのような支援がなされているのでしょうか。

３点目として、医療・福祉・教育など関係機関との連携について町はどのように取り組んでいるのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） １、福祉政策についてのご質問に順次お答えいたします。

イ、障がい児・障がい者の移行期支援についてのご質問のうち、いわゆる１８歳の壁についての課題認識ではありますが、１８歳の壁とは主に障がいのある子どもが１８歳を迎えた際にそれまで利用していた制度や福祉サービスが利用できなくなり、居場所も大きく変わってしまうなど支援や制度の切り替わりを指しています。この問題の本質は年齢そのものではなく、児童福祉法の対象から障害者総合支援法の対象へと移行することで支援内容や利用条件が大きく変わることに

あると考えております。

18歳までの支援といたしましては、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスがあり、学校が終わった後の放課後の時間や夏休みなど長期休暇の間、子どもの居場所を提供し、生活上の支援や療育を行うもので、多くのサービス提供事業所では夕方まで預かるサービスとなっています。

一方、18歳以降の支援は障害者総合支援法に基づくもので、主に日中の居場所を提供するサービスとして生活介護や就労継続支援があります。具体的に、生活介護は日中に障がい者施設等に通所して日常生活の支援を受けるサービスで、就労継続支援は働く場を提供するとともに働くための訓練や支援を行うサービスとなっており、サービスの提供時間については事業所ごとに異なりますが、その多くは午前9時から午後4時までの時間となっております。

このように、制度の移行によりサービスの内容や提供時間が変わることは当事者が地域で安心して暮らすためには重要な課題であると認識しております。町といたしましては、このような18歳の壁が本人と家族の生活に大きな影響を与えることも考えられるため、相談支援事業所を中心に放課後等デイサービスの事業所、学校、保護者などの関係者が集まり、お子さんのできることや課題を踏まえ、本人とご家族の希望に沿った今後の目標や支援内容について話し合う支援会議を開催しております。

特に、高等部においては進学先や就職先、利用するサービスについてなど卒業後の進路を見据えた支援会議を実施しているほか、18歳以降新たに利用するサービスの種類や提供量を判断・決定するために必要となる障害支援区分の認定についても在学中に手続を進め、子どもから18歳到達時にかけ、切れ目なく移行できるよう支援体制を整えております。

次に、特別支援学校卒業後の居場所や支援不足の現状把握についてのご質問にお答えいたします。

町では、在学時からの支援会議において、卒業後の居場所や見守りなど本人や家族の状況についてもお話をお聞きしております。また、卒業後も継続した支援会議を定期的に行い、現在のサービス利用状況や今後のサービス利用について情報交換を行うほか、生活介護などのサービス時間外において利用が可能な日中一時支援など、ほかのサービス利用についても相談を受ける場となっており、保護者のニーズを直接把握する機会となっております。

しかしながら、保護者が1人で問題を抱え込んでしまい、支援会議の場や相談支援事業所の相談員、町の窓口などへ相談が寄せられない場合にはその把握が難しく、どのような問題を抱えているのか具体的な把握にはつながらない場合もあるため、町では支援会議における聞き取りに加え、相談ができる窓口についても保護者に情報提供し、その中から選択していただくなど、より相談しやすい環境を整備するとともに、保護者との関わりの多い相談支援事業所、サービス提供事業所との情報共有・連携により保護者のニーズを汲み取り、卒業後も本人と家族が安心して生活できるよう移行期支援に取り組んでまいります。

続きまして、ロ、医療的ケア児と家族支援についてのご質問に順次お答えいたします。

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営む時に恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や痰の吸引、経管栄養など医療的行為を受けることが不可欠である児童とされています。医療的ケアの欠かせない子どもを抱える家庭では家族が24時間体制でケアを担うことが多く、社会的な孤立や負担が大きいといったことを背景に、2021年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。

医療的ケアが必要な子どもの病状は様々ですが、医療的ケア児の把握方法につきましては医療機関から子どもの退院時に合わせて町保健センターに連絡が入るものや、出生届の際に保護者の方から直接お聞きするほか、母子手帳の記録から把握しております。

基本的に、医療的ケア児の対応につきましては医療機関等による医療行為が主となりますが、町保健センターではご家族に対して医療的ケア児が日常生活を送る上での困り事や悩みをお聞きし、健康に関する助言やサポートを行っております。具体的には、医療機関より指示された体重を増やすことの相談に対し、ミルクの飲ませ方や離乳食の内容・形態など訪問による指導や、乳幼児健診等に来られない方の場合には健診時期のタイミングや誕生日等の節目に合わせ、個別に成長・発達に関する相談支援を行い、保護者からの相談内容に応じて必要な支援機関につないでいるところであります。

このほかにも、日常において慢性的な介護負担が大きいことから、心身の負担軽減につながるよう、ご家族の思いに寄り添うことで保健師が精神的な支えとなっているケースもあると考えております。

次に、医療的ケア児の就学など成長過程における支援についてのご質問にお答えいたします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援につきましては、法において医療的ケア児が医療的ケア児でない児童とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援が行われる等、関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に切れ目なく行われなければならないことが基本理念として掲げられ、学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行うことが学校設置者の責務とされているところであります。

医療的ケア児の就学につきましては、まずは保護者や必要に応じて本人からどのような学校生活を望んでいるのか、必要な医療的ケアの具体的な内容と頻度などを確認した上で、特別支援学校等就学先の検討から始まり、決定後は就学先となる学校において安全な学校生活を送るための準備を行います。

町の小中学校における医療的ケア児の就学にあたっては、教育委員会や福祉サービス担当職員、保健師、公認心理士のほか、学校の代表者や担任教諭、養護教諭等、また医師や看護師、保護者などの関係者による会議を設け、医療的ケア児の状態に応じた支援の在り方を検討し、これに応じた看護師等の専門人材の配置のほか、ケアを行うための保健室や専門スペースの確保などの環

境を整備します。

また、支援にあたりましては、看護師や養護教諭、教職員、保護者などの役割分担を明確にし、医療的ケア児の成長や状態の変化に対応できるよう、関係者による定期的な会議において支援についての見直し等を検討することとしており、医療的ケア児が心身の成長や環境の変化に応じて必要なサポートが受けられ、安心して学校生活を送ることができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉・教育など関係機関との連携についてのご質問であります。日常的に医療的ケアを必要とする子どもとその家族の支援につきましては、医療機関・学校・福祉事業所・町など多くの関係機関が連携して総合的かつ継続的な支援を提供することが不可欠であります。町では、千曲市と合同で障がい福祉に関する協議の場として、千曲・坂城自立支援協議会を設置し、障がい者・障がい児に関する個別の相談支援や支援会議を通じて見えてくる様々な問題を地域課題として取り上げ、協議会の中の専門部会において協議を行っているところであります。

医療的ケア児に関しましては、医療的ケア児等検討委員会を設置しており、その構成員は病院や学校、支援学校の関係者、訪問看護サービスや障がい児に関するサービスの提供事業所のほか、町と県の医療的ケア児等支援センター職員なども加わり、多くの関係機関により医療的ケア児とその家族に係る支援について地域課題の共有・解決に向けた協議を行っております。さらに、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターにおいては医療的ケア児コーディネーターを配置しており、医療的ケア児に関する総合的な相談窓口としての機能に加え、必要な関係機関とつなげて総合的に医療的ケアの提供体制や放課後支援について調整を行い、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する役割を担っているところであります。

町といたしましては、医療的ケア児とその家族が個々の特性に配慮した適切な支援を切れ目なく受けられ、安心して地域で生活ができるよう、今後も医療・福祉・教育の関係機関との連携を図ってまいります。

10番（柊津さん） ご答弁頂きました。

1点再質問させていただきます。

医療的ケア児家庭をはじめ、障がいのある子どもたちを支えるご家庭では、医療・介護・就労など複合的な負担を抱えている現状があります。また、児童手当の所得制限撤廃は全国的な議論となりましたが、障がい児福祉制度には現在も所得制限が設けられている仕組みがあります。親であれば、誰もが子どもの健やかな成長を願い、そのために最善を尽くしたいと考えます。とりわけ、子どもに病気や障がいがある場合、生活上の困難さや経済的負担はさらに大きいものとなります。

日本の医療・福祉制度は、必要な人に支援を届ける仕組みとして高く評価されていますが、一方で一定以上の所得があることで支援から外れてしまうという課題や、住む自治体によって受け

られる支援に差が生じている現実もあります。また、18歳という節目や就学・進路選択などライフステージごとに制度や支援体制が変化する中で、保護者自身が制度を調べ、関係機関との調整を担わなければならない場面も多く、家族負担が大きいとの声もあります。どのような家庭環境であっても、必要な支援につながりながら安心して暮らしていける地域であることが大切だと考えます。

そのような中、町として、障がいのある子どもとその家族がライフステージの変化に左右されることなく、必要な支援が切れ目なく受けられる体制を今後どのように構築していく考えがあるかお伺いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいま、再質問として障がいのある子どもと家族について、今後切れ目のない支援体制についてお答えいたします。

障がいのある子どもの成長過程では、就学前、学校生活、卒業後の就労などライフステージごとに環境や制度が変わるため、支援が途切れないようにすることが重要であると考えております。切り替わるタイミングに伴う精神的・経済的負担を和らげるため、関係機関においては変更前の早い時期から本人やご家族の意向を確認し、必要な支援の引継ぎや移行に伴う手続、制度内容等をご案内しており、変更前の準備と移行後のスムーズなサービス利用となるよう継続的支援を行っております。

今後におきましても、障がいのある子どもや障がい者がその家族とともに安心して地域で暮らすことができるよう相談支援及び社会参加の場を提供し、保健・福祉・教育・労働等の関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援体制の整備に取り組んでまいります。

10番（祢津さん） ご答弁いただきました。

障がいのある子どもや医療的ケア児を支える家庭には、今なお制度だけでは支えきれない課題があります。地域や家庭環境によって支援に差が生じないよう、現場の声に耳を傾けながら必要な支援につなげていく取組が今後さらに求められていると考えます。

では、次に2、学校給食費について。

近年、物価高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担軽減は全国的な課題となっています。そのような中、学校給食費無償化については国の物価高騰対策等の交付金も活用され、多くの自治体で取組が進められています。

坂城町においても子育て支援の一環として給食費無償化が実施されていますが、一方でその制度目的や支援の考え方について改めて整理していく必要があると考えます。また、給食を利用していない児童への対応など支援が届きにくいケースも見えてきています。

今回はその点について質問いたします。

イ、無償化の考え方について。

学校給食費無償化について、国は保護者負担の軽減を目的の一つとして示しています。一方で、

自治体によっては子育て支援、少子化対策、教育環境の充実など様々な目的や考え方の下で制度運用が行われています。また、今後の制度継続を考える上でも、財政的な見通しを整理しておくことが重要であると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、給食費無償化に係る国の交付金についてその仕組みと算定方法はどのようなになっているのでしょうか。

2点目として、町は給食費無償化をどのような目的・考え方で実施しているのでしょうか。

3点目として、国は給食費無償化について保護者負担の軽減を目的としていますが、町としても同様な認識なのでしょうか。

次に、ロ、支援のあり方について。

学校給食費無償化は多くの子育て世帯にとって大きな支援となっています。一方で、不登校や食物アレルギー等によりやむを得ず給食を利用していない児童については制度の恩恵を受けにくい状況もあります。保護者の中には、家庭で弁当対応や食事管理を行いながらも、結果として支援対象から外れてしまうことに疑問を感じている声もあります。給食費無償化をどのような目的で捉えるかによって、制度の考え方や公平性の捉え方も変わってくると考えます。

そこで、1点お伺いいたします。

不登校や食物アレルギー等により給食を利用していない児童については実質的に無償化の恩恵を受けにくい状況もありますが、町はこうした状況を制度上の課題として認識しているのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、称津議員さんから学校給食費についてということでご質問いただきました。これは、私も極めて重要な問題だと考えておりまして、町としては比較的早く取り組んだテーマだというふうに考えております。

以下、ご質問がイ、ロとございましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、学校給食は義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、単に適切な栄養摂取のみではなく、児童生徒が健全な食生活を営む判断力を培い、食生活が自然の恩恵の上に成り立つこと、食生活が食に関わる人々の活動に支えられているとの理解を深めるなど学校における食育の推進を図ることを目的として実施されているものと学校給食法で定義されております。

また、学校給食の費用負担については、従事する職員の人件費、施設及び設備の修繕等に要する経費は学校の施設者が負担し、それ以外の経費については学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められていることから、食材費につきましては学校給食費として徴収している自治体が多くある状況が続いてきたところであります。

そうした中、本年4月から国において給食費無償化事業として公立小学校の児童の学校給食に

必要な食材費について国が地方自治体に交付金を交付することで子育て世帯を支援する仕組みをスタートさせました。ご質問の国の交付金の仕組みにつきましては、市町村立の小学校の場合、学校の設置者である市町村が保護者が負担する給食費の負担軽減事業を実施し、その軽減した分について都道府県が市町村へ補助し、国においては都道府県が負担した2分の1の額を補助する仕組みとなっており、結果としては市町村は国と都道府県から2分の1ずつ補助を受けることになります。

また、今回の国の取組は学校給食費の負担軽減を実施する自治体を支援するものであり、保護者個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではありませんので、原則保護者の皆様に行っていただく手続はなく、全て各自治体で申請等を行うものであります。

次に、交付金の上限額の算定方法といたしましては、牛乳と主食、おかずの完全給食や、牛乳とおかずのみの補食給食など提供している学校給食の区分に応じた児童1人あたりの基準額に5月1日現在の在籍児童数及び年間の給食提供月数として国で定められた月数である11を乗じて求められます。当町の場合、完全給食を提供していることから国が示す児童1人あたりの基準額は5,200円であり、ここに在籍児童見込数と11を乗じた額の合計額約2,900万円が上限額となり、本議会に上程している一般会計補正予算に県補助金として計上したところであります。

なお、交付金の対象となる事業費は、小学校の学校給食における食材費に加え、アレルギー等で給食を食べることができない児童へ助成を行っている市町村においてはその負担分も対象であります。

続きまして、町が実施している給食費無償化の目的及び考え方ではありますが、当町においては、周辺自治体に先駆け、坂城町学校給食無償化実施要綱を制定し、令和5年度から町立小中学校に就学し、町内に住所を有する児童生徒の学校給食費を無償化いたしました。また、町内に住所を有し、町外の小中学校に就学した児童生徒に対しても補助金を交付することで無償化の対象としたところであります。

本事業は、食品や生活用品、燃料などの諸物価の高騰が続く中、子育て世帯に対するより一層の支援・負担軽減が必要であるとの考え方から町独自の子育て支援施策として実施してきたところであり、ご質問の国の給食費無償化事業の目的と同様の認識であると考えております。

続いて、ロの支援のあり方についてのご質問ですが、国は小学校の学校給食における食材費のほか、各自治体の実施する食物アレルギー等で給食を食べることができない児童への補助金についても交付対象としており、実施の判断は各自治体に委ねられているところであります。

当町においては、食物アレルギー等により学校給食の代わりに弁当を持参した場合や町外の学校に就学する児童生徒については学校給食費相当額を補助金として交付し、支援をしております。また、不登校傾向にある児童生徒への対応といたしましては、いつでも安心して登校できるよう、

日頃からの居場所づくりや温かい迎え入れの体制を整えることは極めて重要であるとの認識から、児童生徒の登校したいという気持ちの変化や意欲についていつでも寄り添い、柔軟に対応できるよう配慮しているところであり、給食についても日常的に準備を整え、適切に提供できることを重点におき、対応しているところであります。

国の制度の課題や隙間とのご質問につきましては、食物アレルギーや不登校とともにそれぞれの状況に応じて対応が行われているものと認識するところであります。町といたしましては、今後も安心・安全な学校給食を提供することにより子どもたちの健やかな成長と食育の推進を図るとともに、様々な施策により子育て世帯を支援してまいりたいと考えております。

10番（柊津さん） ご答弁頂きました。

1点再質問させていただきます。

甲府市では、不登校等のやむを得ない事情により給食を利用できない児童に対し、保護者負担の軽減と公平性の観点から学校給食費無償化相当額を給付している事例もあります。学校給食費無償化については、給食食材費への支援と捉えるのか、それとも子育て世帯への支援と捉えるのかによって制度の考え方も変わってくると考えます。特に、不登校等によりやむを得ず給食を利用できない家庭においても、食費そのものの負担がなくなるわけではありません。私自身、給食費無償化の本来の目的は給食の食材費負担を軽減することそのものではなく、子育て世帯全体の経済的負担軽減にあると考えています。

その観点から考えますと、給食を利用している児童だけではなく、不登校や長期欠席等により給食を利用していない児童についてもどのように支援を届けていくのかという視点も重要ではないかと感じています。そのような中、町として給食を利用していない、あるいは利用できない児童に対しても公平性の観点から何らかの代替支援を検討していくお考えがあるかお伺いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問といたしまして、学校給食費の無償化について、給食を利用していないなどの児童への代替支援の検討について町の考えはとのご質問を頂きました。

先ほどの町長からの答弁にもありましたとおり、今回の国の給食費無償化事業は保護者が負担するとされている給食費の負担軽減を実施している自治体に対して自治体が負担した給食費、いわゆる食材費に対し国や県から補助されるものであり、このことにより間接的に子育て世帯の経済的負担軽減をするものです。不登校等で長期に学校を休んでいる児童生徒については、学校においてはいつでも登校できるよう給食を準備しており、給食費として国の支援は受けられていると考えます。

しかしながら、議員さんが先ほど言われたように、不登校についても事前に給食の欠食届を保護者が提出することで給食費相当額を補助する自治体があると聞いております。当町においては、いつでも登校できるよう準備をしていることから、現段階で給食費相当額を補助することは考え

ていませんが、国や県の動向、近隣自治体の状況等を注視しながら、給食費相当額の補助に限らず、子どもや子育て世帯にとってよりよい支援の方法などを調査・研究してまいりたいと考えております。

10番（祢津さん） ご答弁頂きました。

今回、福祉政策及び学校給食費について質問させていただきました。

坂城町は、近隣市町村と比較しても子育て・福祉分野において先進的な取組を進めており、多くの支援制度が充実してきていると感じます。一方で、支援制度を整えるだけでは対応し切れない現実や支援につながりにくい家庭が存在していることも改めて見えてきています。障がいのある子どもや医療的ケア児を支える家庭では、日々の生活の中で様々な不安や負担を抱えながら過ごしている現状があります。また、学校給食費無償化については、不登校等により支援が十分に届きにくい家庭が存在しています。

制度は多くの方を支えるために必要なものですが、その一方で現場には様々な事情や困難さがあります。だからこそ、制度の有無だけではなく、今困っている方にどう寄り添うかという視点を今後も大切にしていきたいと考えます。また、行政だけでなく地域や関係機関とも連携しながら、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、子どもたちが安心して育ち、将来に希望が持てるまちづくりが今後さらに進むことを願い、私の一般質問は終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時38分～再開 午前 9時48分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、7番 星 哲夫議員の質問を許します。

7番（星君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、私の一般質問を始めます。

近年、全国的に人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家の増加が深刻な社会問題となっています。長野県内においても、空き家所有者の高齢化や相続後の放置、管理者不在などを背景に適切な管理が行われていない空き家が増加している状況です。空き家問題は、これまで景観悪化や人口減少に伴う地域活力低下といった側面で語られることが多くありましたが、近年では防災・防犯・衛生・地域安全に関わる重要課題として位置づけられるようになってきています。

特に、昨年大分県佐賀関地区で発生した大規模火災では、密集地に存在した空き家が延焼拡大の一因になった可能性が指摘されました。これを受け、総務省消防庁は空き家の防火対策に関する手引きを策定し、自治体に対して危険な空き家への対応強化や消防・建築・防災との連携強化を求めています。手引きでは、枯れ草や落ち葉の放置、灯油や廃タイヤなどがリスクを高める要因として示されており、こうした状態の空き家を早期に把握し、改善につなげることの重要性が示されています。

坂城町においても、今後さらに人口減少や高齢化が進む中で空き家問題は避けて通れない課題であると考えます。特に、管理が不十分な空き家では火災発生時の延焼リスクだけでなく、強風や積雪による倒壊の危険、不法侵入、害獣・害虫発生など地域住民の生活環境や安全・安心に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、災害発生時には避難路や消防活動の妨げになることも懸念されます。さらに、空き家の増加は地域景観や地価価値の低下にもつながり、定住促進や移住推進の面でも影響を与える可能性があります。

そこで、質問します。

イ、坂城町の空き家の実態について。

1、現在空き家の件数や管理状態、危険性など、どのように実態把握を行っているのか。

2、空き家の防火・防災対策などについて、所有者や管理者に対してどのような指導や対応を行っているのか。

3、消防・防災・景観・環境など、どのような関係部署と連携を図っているのか。

4、空き家対策については、地域防災や地域活性化と結びつけ、各部署が連携し、町全体で空き家の解消・活用に取り組むべきと考えますが、今後どのように進めていく考えがあるか、町の見解をお聞きます。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから空き家対策についてのご質問を頂きました。私からは全般的な状況についてお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、ご質問にありました大分県大分市佐賀関地区の火災は令和7年11月18日夕方に発生し、全域の鎮火まで16日間を要した非常に大規模な災害となりました。被害状況は、建物180棟超に延焼し、焼損範囲は約4万8,900平方メートルに達しており、これほど大規模な被害となった要因として老朽化した木造住宅の密集や強風、狭隘道路による消防活動の制約などが挙げられております。また、180棟を超える延焼建物の中には火災予防上管理が不十分な空き家が散見され、延焼や飛び火により火災の発生に影響を与えた可能性が指摘されております。

当町におきましても適切な管理が行われていない空き家は存在するところであり、建物の老朽化や草木の繁茂、可燃物の放置などにより火災などの危険性が高まり、平時に限らず、災害の発生時には周辺の生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるものと認識しているところであります。こうした危険性を未然に防ぐためにも、空き家等の件数や管理状況などの実態把握が重要であると考えているところであります。

そうした中で、まず空き家の所有者や管理者への指導や対応についてであります。町では防火や防犯の視点に限らず、周辺の生活環境に悪影響を与える恐れがあると判断した空き家に対して空家等対策の推進に関する特別措置法や坂城町生活環境保全条例の規定に基づき、建物の損傷状況や敷地内の可燃物の放置、庭木や雑草の繁茂など周辺環境への影響が認められる場合には所有者または管理者に対して文書により適正な管理を行っていただくよう促しております。

次に、空き家対策における関係部署との連携についてであります。まず役場内部におきましては住民環境課が総合的な役割を担当しておりますが、その内容は多岐にわたることから、利活用に関しては空き家バンクを担当する建設課、移住・定住施策を担当する企画政策課など関係する各課と連携を図りつつ進めているところであります。

また、空き家等に関する施策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき設置しております坂城町空家等対策協議会において施策の方向性や特定空家及び管理不全空家の指定などについてご協議いただいております。協議会には、町議会、区長会などの町や地域の代表者、司法書士や宅地建物取引士などの専門職のほか、坂城消防署長、坂城町交番所長などにも委員としてご参加いただいております。地域の安全確保や生活環境の保全に向けて必要な情報共有と連携を図っております。

また、大分市佐賀関地区の大規模火災を受け、総務省消防庁は本年3月に密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドラインを発出しております。このガイドラインでは、空き家自体が直ちに火災の危険性を高めるものではないが、放置されて草木の繁茂や建物の損傷など火災予防上管理が不十分な状態となった場合には、隣棟からの延焼や飛び火に対する脆弱性が大きくなるとともに、火災が発生した場合には消防への通報や初期消火が遅れるなど延焼拡大の要因となる可能性があるとして指摘しております。

その対応として、所有者等における適切な管理を促進することや消防本部における空き家の把握のため、関係部署と消防本部が連携して空き家等の把握の実効性向上とともに、取組の促進につなげることが重要であるとしております。

町といたしましても、このガイドラインも参考に、引き続き千曲坂城消防本部と連携し、町内の空き家の場所や状況などについて情報を共有するとともに、空き家の所有者や管理者に対する適正管理をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、町全体での空き家の解消・活用に向けた今後の進め方についてであります。空き家対策につきましては、地域防災、生活環境の保全、景観の維持、さらには地域活性化や移住・定住の促進と結びつけながら取り組んでいくことが重要であると認識しております。町といたしましては、今後も関係機関との連携を図りながら、防火・防災上懸念のある空き家や、建物の損傷や庭木や雑草の繁茂など周辺環境に悪影響を及ぼす空き家の所有者等への引き続き適正管理を促すとともに、空き家を放置することのリスクについて所有者等の理解を深めていただくため、相談会やセミナーなどを通じた周知にも取り組んでまいります。

また、空き家の中には適正な管理や改修により利活用が可能なものもあることから、所有者の意向を丁寧に確認した上で、関係各課と連携しながら空き家バンクへの登録促進や片づけ・リフォーム等に対する既存の支援制度の活用を通じて空き家の有効活用を進め、定住・移住の促進や地域の活力維持にもつなげてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1、空き家対策について、イ、空き家の実態についてのご質問のうち、私からは空き家の件数など実態の把握についてお答えいたします。

まず、町内にある空き家の件数ですが、本年3月31日現在で296件となっております。内訳としましては、特定空家が7件、管理不全空き家が3件、その他の空き家が286件となっております。このうち、特定空家とは空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家とされております。また、管理不全空き家については、同じく特別措置法においてそのまま放置すれば特定空家に移行する可能性のある空き家とされており、どちらも所有者等に対して適正な管理を促すことが必要となる空き家であります。

次に、実体把握の方法ですが、町では平成27年度に町全体における空き家の調査を初めて実施いたしました。その後、平成28年度から29年度にかけて令和2年度にそれまでの調査で把握した空き家のほか、新たに発生した空き家について調査いたしました。調査は、いずれも各区の行政協力員に依頼して、情報提供を頂き、頂いた情報を基に町職員による現地調査により状況の確認を行ってきました。これらの調査に加え、近隣住民の方々から寄せられる苦情や相談などにより新たに判明した空き家についても随時町職員により現地確認などを実施し、空き家の把握に努めております。

また、把握した空き家のうち、さらに詳細な確認が必要と判断したものについては建築士による2次調査を行っております。この2次調査では、特定空家として特別措置法に規定されている、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4つの観点による建物自体の破損や変形の状況だけでなく、敷地内に放置された可燃物の状況、庭木等の繁茂状況など専門的な視点も含めた総合的な調査を実施しております。

そして、2次調査により該当するとの判定結果が出た物件については、坂城町空家等対策協議会において特定空家または管理不全空き家と指定すべきかの最終判断をしていただいております。指定された空き家については、所有者や管理者に指定された旨と危険箇所等の対応について依頼する通知を送付しております。

このように、町では地域からの情報提供や町職員による現地調査、必要に応じた建築士による2次調査を通じて空き家の実態把握に努めております。今後も、空き家の状況を継続的に確認しながら、管理状況や危険性に応じて所有者等への助言・指導や関係機関との連携を図り、適切な対応につなげてまいりたいと考えております。

7 番（星君） ただいま、担当課長より丁重な答弁を頂きました。

坂城町地域住民の安全・安心なまちづくりをお願いして、私の一般の質問を終わりにします。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩します。

（休憩 午前10時04分～再開 午前10時14分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、3 番 塚田 舞議員の質問を許します。

3 番（塚田さん） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、農業振興について質問いたします。

坂城町は、優れた技術を持つものづくりの町、工業の町として力強く発展してきました。また、その一方で私たちの足元には千曲川の恵みを受け、先人たちが何代にもわたって汗を流し、大切に守り伝えられてきた豊かな農地と営農の歴史があります。この工業と農業の調和こそ坂城町の大きな強みであり、地域の豊かさを支える基盤であると考えています。

2020年の農林業センサスによると、本町では多くの小規模農家や兼業農家によって地域農業が支えられています。特に、農業経営体253経営体のうち、約6割にあたる159経営体が副業的経営体であり、平日は工場や企業で働きながら休日には農業に携わるなど、工業と農業を両立しながら地域を支えていることが本町農業の特徴です。

また、本町の耕地面積は約500ヘクタール、そのうち畑が327ヘクタールを占め、ブドウやりんごなどの果樹栽培は地域経済のみならず町の魅力づくりにも大きく貢献しています。

また、農業に年間60日以上従事する方は421人となっておりますが、その多くが高齢化している現状を踏まえると、担い手の確保と次世代への継承は本町の農業にとって重要な課題であると考えています。

町の第6次長期総合計画後期基本計画においても、高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加が課題として挙げられています。農地は、一度荒れてしまうと有害鳥獣被害の拡大や周辺農地への影響が生じるだけでなく、再び耕作できる状態へ戻すためには大きな労力と費用が必要になります。特に、本町のような中山間を含む地域では、農地は単に農作物を生産する場所ではありません。景観の維持、水源の涵養、防災機能、水路管理など地域を支える多面的な役割を担っています。そのため、農地の維持は農業だけの課題ではなく、地域の持続性にも関わる重要な課題であると考えています。

また、担い手不足が進めば、草刈りや水路管理など地域で支えてきた活動の維持も難しくなります。こうした状況を踏まえると、今の段階から地域の農業を支えていく取組が必要であると感じています。

さらに、近年は資材価格の高騰や気候変動などにより農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。新たに農業を始めたいと思っても農地確保や機械導入、技術習得などの課題があり、

就農へのハードルは決して低くありません。だからこそ、本町の農業を将来につないでいくためには人と仕組みの両面から支えることが重要であると考えます。そのためには、農業を続けていくための環境を整えるハード面と、担い手や地域を支えるソフト面の双方からの取組を進めていく必要があります。一つは、農業用施設や農地の保全、スマート農業の活用、鳥獣害対策など営農を続けるための生産基盤や環境整備といったハード面の支援です。もう一つは、新規就農者への相談、研修体制の充実や技術継承、担い手への農地集積・集約化など人と仕組みを育てるソフト面の支援です。

また、スマート農業についても単なる先進技術ではなく、高齢化や担い手不足が進む中で限られた人数でも営農を継続するための現実的な支援策として期待されています。近年では、自動操舵システムや農薬散布ドローン、遠隔による水管理システム、草刈りの省力化機器など農作業の負担軽減につながる技術が急速に普及しつつあります。特に、高齢化が進む中で、これまで多くの時間と労力を要していた作業を効率化できることは営農継続の大きな支えになるものと考えます。一方で、本町のような中山間地域や小規模農家において、導入コストや機械の適用範囲などの課題もあり、地域の実情に合った活用方法を検討していくことが重要であると考えています。

町の後期基本計画では、令和8年度から12年度までの5年間で新規就農者35人、スマート農業導入15件という目標が掲げられております。これらの目標を単なる数字で終わらせることなく、本町の農業を将来へつないでいくためには、担い手の確保、営農継続への支援、そして地域特性を生かした農業振興を一体的に進めていくことが重要であると考えます。

そこで、通告に従い、質問いたします。

イ、新規就農者支援についてお聞きします。

高齢化や後継者不足が進む中、地域農業を維持していくためには新たな担い手確保が重要であると考えますが、1つ目として新規就農希望者や後継者に対する支援制度の現状は。2つ目として、就農に向けた相談体制や技術習得のための研修支援の内容は。3つ目として、新規就農者数の確保に向け、今後どのように取り組み、強化・展開していく考えか。

次に、ロ、スマート農業の推進についてお聞きします。

中山間地域を含む坂城町の農業を維持していくためには、省力化や効率化につながるスマート農業の活用はさらに重要になると考えますが、1つ目として現在取り組んでいるスマート農業推進の内容は。2つ目として、中山間地域や小規模農地におけるスマート農業導入のメリットとデメリットは。3つ目として、今後のスマート農業推進の方向性は。

ハ、持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援についてお聞きします。

中山間地域を含む坂城町の農業を今後も維持していくためには地域特性を踏まえた持続可能な農業支援が重要と考えますが、1つ目として耕作放棄地の防止や多面的機能の維持を含め、中山間地域における農地維持についての町の考えは。2つ目として、ワインブドウ栽培や伝統野菜ね

ずみ大根の生産者確保、ワインツーリズムなど地域特性を生かした産地づくりと支援の在り方についての考えは。3つ目として、本町の貴重な財産であり、多面的機能を持つ農業を今後どのように振興していく考えか。

以上について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、塚田議員さんから1の農業振興についてということで、イの新規就農者支援、それからロのスマート農業について、またハとして持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援についてのご質問を頂きました。私から、このハの持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援についてのご質問についてお答え申し上げまして、イとロの質問につきましては担当課長から答弁いたします。

まず、耕作放棄地の防止や多面的機能の維持を含めた中山間地における農地維持の考えについてであります。町内ではブドウ、りんご、花卉のほか、ねずみ大根やワイン用ブドウなど多彩な農産物が栽培されております。

農業における農地の位置づけは、単に農産物を生産するための基盤としてだけでなく、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など社会全体に利益をもたらす多面的な機能を有していることから、農地の適正な利用や有効活用は地域の農業を守る上で極めて重要であり、今後、農地をどのように次世代に引き継ぎ、維持していくことかは地域の大きな課題であります。

そうした中、農業生産活動の不利な中山間地域におきましては、集落等を単位として農業地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合、面積に応じた一定額が交付される国の中山間地域等直接支払制度を活用し、2集落（小野沢・入横尾）で農地維持に取り組んでいるほか、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金制度では7つの組織（南条中之条・上沖・上平・上五明・丸山・南日名・十六夜）が活用する中で、農業集落や中山間地域の農地保全を図っており、町としましても活動を支援しております。

また、地域における農地利用の将来像を明確化し、10年後の農業の担い手を位置づけ、農地集積・集約化を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を昨年3月に坂城・中之条・南条・村上の4つの地域に分け、策定いたしました。この計画の推進にあたりましては、担い手への農地集積を進めるとともに、耕作者不在の農地は県農業開発公社への農地の集積・集約化を進め、小規模な農地は自給的な農家による農地保全・荒廃化防止を図ることで計画の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、この計画はブラッシュアップを継続していくことにより、地域ぐるみで農地と農業の担い手の将来像を形づくり、農地の維持につなげるものであることから、町としても引き続き地域の皆さんと協働して推進することで、中山間地域を含め、町内の農地の維持に努めてまいりたい

と考えております。

続きまして、ワインブドウ栽培や伝統野菜ねずみ大根の生産者確保、ワインツーリズムなど地域特性を生かした産地づくりと支援のあり方についてのご質問であります。当町ではブドウやりんごといった基幹作物はもとより、ねずみ大根やワインブドウなど高いポテンシャルを活かした多くの農産物が生産されております。特にねずみ大根は、単に作物というだけでなく、地域で古くから栽培されてきた伝統野菜であることや地域食文化のおしぼりうどんとして県内外にも知られる地域ブランドとして認知されているほか、漬物やおやき、焼酎などの加工品として、また小学校での食育活動としての栽培体験や、例年大勢の方にご参加いただいておりますねずみ大根まつりなど地域に根づいております。

ワインブドウに関しましては、先日開催され、町内のワイナリーも出展した坂城駅前葡萄酒祭 2026 には町内外から約 2,800 人の方にご来場いただくなど大変な盛り上がりとなりました。こうしたイベントを通じて、町内における生産者や生産面積の拡大、ワインツーリズムへの波及、新規ワイナリー創業希望者の受入れを含め、さらなる発展が期待されるところであります。

今後につきましては、農産物の生産振興に加え、気候変動への対応やスマート農業の普及など新たな課題解決の手法も研究するとともに、関係機関等にも助言を頂く中で、ねずみ大根やワインブドウなど地域特性を生かした産地づくりと支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の農業振興策といたしましては、担い手を確保・育成するとともに、新技術やスマート農業の導入といった新たな要素を踏まえた生産性の向上と農家所得の確保を図りつつ、環境と調和した持続可能な農業の実現を目指すことが重要であると考えております。また、町だけでなく生産者団体や関係機関などとの事業連携や一体的な政策の推進が必要であることから、さらなる連携強化を進める中で持続的な産地形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

商工農林課長（北村君） 私からは、イ、新規就農者支援についてと、ロ、スマート農業についてのご質問にそれぞれお答えいたします。

新規就農にあたりましては、経営資金の調達のほか、農作物等を栽培するための農地の確保、農業機械や施設の取得、栽培技術の習得など農業経営を開始するための諸条件を充足しなければならないことから、町では関係機関や団体と連携し、円滑な新規就農につながるよう支援体制を執っております。中でも町農業の基幹品目である果樹栽培は、農地に苗木を植栽し、最終的に収穫が可能となるまでに 3 年から 5 年の期間を必要とするなど所得を得るまでに相当の期間を要することから、収穫樹が既に植栽されている農地の取得や栽培技術習得のための研修制度の受講、生活基盤を構築するための助成制度の活用など国・県・町の各種事業を組み合わせながら安定した就農につながるよう支援に努めております。

そうした中で、新規就農希望者や後継者に対する支援制度の現状といたしましては、就農のための資金や農地の確保、農業機械や施設の導入、農業技術の習得などクリアしなければならない

課題があることから、様々な支援策を設けているところであります。

生活基盤の構築支援につきましては、国における新規就農者育成総合対策により農業研修期間中の新規就農希望者に対し、最長2年間を対象とする就農準備資金として年額165万円が交付される補助金制度や、農業経営開始後の最長3年間を対象とする経営開始資金として年額165万円が交付される制度によって新規就農者をサポートしています。制度の利用にあたりましては、就農準備資金では県などが窓口となり、年齢が49歳以下で研修期間中、年間1,200時間以上の農業研修を行うこと、前年度の世帯収入の合計が600万円以下であることなどの要件があるほか、経営開始資金では市町村が窓口となり、認定新規就農者の資格を取得していることや農業経営開始5年後までに農業で生計が可能な計画を策定することなどの要件がありますが、研修期間中や農業経営開始直後の所得が不安定な期間に助成が受けられるため、セーフティーネットとして生活基盤の面で資金的な心配をせずに営農定着を目指すことができる制度となっています。

また、新規就農者にとっては住居の確保も重要な要素となることから、町では新規就農から5年以内の認定農業者や認定新規就農者に対し、借家やアパートなどの居住物件の賃借料の2分の1、月額上限2万円、空き家バンク登録物件は月額上限3万円となりますが、こちらを交付する新規就農者支援事業を設け、町内外からの新規就農者に対し、支援を行っています。

農地に関しましては、農業委員会による農地あっせんのほか、荒廃農地等再生利用補助制度による荒廃農地の再生利用や農地活性化奨励金制度によって園地確保や経営規模拡大に対する支援も行っています。

一方、農業機械及び施設の導入につきましては、町農業支援センターにおけるトラクターや乗用草刈機、スピードスプレヤーなどの農業機械貸出し制度により、機械の購入など農業経営の負担を抑えながらご利用いただけるほか、新規就農者支援事業では就農から5年以内の認定農業者や認定新規就農者に対し、農業機械や資材などの購入経費の3分の1、上限20万円以内を1回に限り補助する制度も活用いただけます。

続きまして、就農に向けた相談体制や技術習得のための研修支援のご質問にお答えいたします。

新規就農を希望する方にとっては、自身がどういった農業経営を目指すのか当初の段階ではイメージしにくい場合も考えられることから、県の研修機関での農業体験や町農業支援センターで行っているアグリサポート事業による作業経験を通じて、実際にどのような栽培品目が自分に合っているかを見極め、どういった作業内容が必要なのかを学んでいただきながら、県と町の担当者とのヒアリングを通じて将来の農業経営のビジョンを組み立てていきます。そうした中で、資金や農地の状況や農業技術の習得の手段、住居の確保など各種事業や助成制度の活用と併せて、最終的に5年後に目指す農業経営体としての営農計画書を策定し、その将来像に向けた研修と経営開始後を見据えた計画の実践を関係機関等の支援を受けながら進めていくことになります。

農業技術の習得につきましては、県農業大学校での研修や新規就農里親制度の活用によって技術習得を図ることが可能であり、このうち新規就農里親制度では農家の方に研修生を受け入れるための里親として登録いただき、1年から2年にわたって農業技術の習得はもちろん、経営ノウハウを実践的に習得する制度となっております。この制度は地域に根差した研修制度であるため、その後の営農開始に向けて里親農家からのアドバイスや地域内における農地の確保、規模拡大へ向けた情報の入手、農業経営開始後に地域に溶け込むことが容易になる点でも新規就農者にとってメリットが大きいことが特徴となっております。

続きまして、新規就農者の確保に向けた取組の強化・展開のご質問にお答えいたします。

町では、これまで窓口における就農相談を随時実施してきたほか、県が首都圏で開催する市町村・JA合同就農相談会への参加や、長野地域就農相談会への参加を通じまして、町内外からの就農希望者の相談に応じてまいりました。特に、長野地域就農相談会は月に1回から2回開催されており、長野管内での就農を希望する相談者が参加するため、相談内容が具体的であり、その後の研修や就農につながりやすく、町としても今後できるだけ多くの相談会に参加してまいりたいと考えております。また、研修生を受け入れるための前提条件である町内里親農家の確保・充実に努め、より多くの研修生を受け入れる体制づくりを進めることで、次世代の農業の担い手を確保してまいりたいと考えております。

続いて、ロ．スマート農業の推進のご質問についてお答えします。

スマート農業は、IoT、あらゆるモノがインターネットに接続され、情報をやり取りする技術、AI、ドローン、ロボット、GPSなどのデジタル技術を活用して農業を効率化・高度化する取組であり、昨今の農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった課題に対する解決策として期待されております。

町では、令和4年度以降、農機メーカーやながの農協と連携し、除草作業の省力化や効率化のための自動草刈機やラジコン草刈機のほか、作業性向上や労力低減のため、ラジコン農薬散布機や追従型運搬車、有害鳥獣追い払いのためのドローンなどスマート農業の推進につながる農業機械の実演会などを開催し、農家の皆さんが実用性を体験し、導入に向けた検討につながるよう取り組んでまいりました。

スマート農業のメリットといたしましては、自動運転トラクターやドローン散布に代表されるように、少人数でも広い農地を管理しやすくなり、作業の省力化、担い手不足対策のほか、センサーによる温度・湿度・土壌状態分析により最適な栽培管理が可能となることで、生産性の向上や収穫量の向上、品質の安定、病虫害防除につながり、これまで農家の経験則で行っていた農業がデータ活用により見える化され、データ管理による作物等の栽培が可能となります。また、必要な場所に必要量の農薬や肥料を散布することでのコスト削減効果や、過剰な農薬や肥料を減らすことによる環境負荷の軽減にもつながることなど、多方面での効果が期待されることであり

ます。

一方、デメリットとしましては、機械やシステムの導入コストによる農業経営の負担増のほか、I o T機器が通信環境への依存度が高いことによる山間地での使用制限の可能性があること、また故障やシステム障害による作業リスクがあることなどが挙げられます。こうした中で、町内では実際に導入につながった事例が幾つかあるものの、省力化や実用性の高さ、費用対効果の点でまだまだ課題があると考えております。

しかしながら、これまで実施してきた実演会におきまして、参加された、特に若手農業者の皆さんは実際に操作を行ったり、業者に対し積極的に質問するなどスマート農業に対して高い関心を持っておられました。今後のスマート農業推進の方向性としてしましては、少ない人手で効率よく、安全に環境にやさしい農業を担う一つの方策としてさらに発展、重要になる分野と考えており、町といたしましても引き続き、スマート農業の実演会を県やJ Aながのにも協力いただく中で実施し、農業者の皆さんへの導入促進に努めてまいりたいと考えております。

3 番（塚田さん） ご答弁いただきました。

今回の質問を通じて、新規就農者の確保や営農継続の支援、スマート農業の活用、そして地域特性を生かした農業振興について、町の考えや方向性を確認することができました。

本町の農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、資材価格の高騰や気候変動などにより今後さらに厳しさを増していくことが予想されます。そのような中においても、現在農業を支えていただいている皆さんの支援とともに、新たな担い手の確保や育成を進め、地域農業を将来につないでいくことが重要であると改めて感じました。

また、スマート農業の活用や地域特性を生かした取組は、持続可能な農業を実現していくための大きな可能性を持っていると考えます。農業は、食を支える産業であると同時に、景観維持や防災機能、水路管理など地域を支える多面的な役割を担う大切な地域資源でもあります。本町の農業が地域を支える大切な財産として将来へつながっていくことを願い、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前10時43分）

6月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 小中学校の英語教育についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (2) 学校給食についてほか | 水 出 康 成 議員 |
| (3) 熱中症への対応についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

6番（中村君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

初めに、山村町長の招集挨拶にもありましたが、先月18日に、坂城町の名誉町民でもあるセブン&アイのCEO、名誉顧問であった鈴木敏文氏が亡くなりました。ご生前のご功績に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

また、昨日は、フィリピン南部ミンダナオ島沖でマグニチュード7.8の地震が発生し、少なくとも32人が死亡したとの報道もありました。お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興が望まれます。

今回の一般質問では、1点目に小中学校の英語教育について、2点目に大規模地震災害について、順次行います。

1、小中学校の英語教育について。

先月18日に、社会文教常任委員会の町内視察研修において、塚田教育長、細田教育文化課長に同行していただき、南条小学校ではタブレットを使用した授業と英語教育について座学研修を行い、その後、授業の参観もさせていただきました。

また、21日には、細田教育文化課長に同行していただき、坂城中学校の2時限目のALT（外国人指導教師）による英語教育では、今週当町を訪れ交流する予定のアメリカ・カリフォルニア州のプレジディオ中学に関連した授業についてと、3時限目のICTを活用した国語の授業も参観させていただきました。いずれも個人所有のタブレットを用いての授業であり、電子黒板なども活用し、5人から6人のグループに分かれての授業を拝見し、私どもの過ごしたときの授

業風景とは一変した時代の流れと授業内容、進歩の違いに大変な驚きを感じたのは私だけではないと思います。

近年、グローバル化の進展やICT環境の整備により、英語によるコミュニケーション能力の重要性はますます高まっています。学習指導要領においても、聞く・話す力の強化が求められており、現状の学校現場では一斉授業が中心であり、児童生徒一人一人が英語を話す機会は必ずしも十分とは言えません。英語は、国際的なコミュニケーションの主要言語であり、グローバル化が急速に進展する現代において、世界的な人々とつながるための重要なツールです。英語を習得することは、将来のキャリアの選択肢を広げるだけでなく、異文化理解やコミュニケーション能力の向上にもつながります。このような観点から、坂城町でも英語教育の一層の充実が必要と考えます。

また、親の経済力と子どもの英語力との間には相関関係があり、塾や留学、英会話教室などに通える子どもと通えない子どもの間には学習機会の格差が存在し、それが将来的な収入格差へとつながる懸念が指摘されています。

教育基本法第4条が掲げる教育の機会均等を実現し、SDGsの目標「4、質の高い教育をみんなに」を推進するためにも、全ての子どもがひとしく英語力を育むことができる環境整備が重要と考えます。特に学校での授業時間内に実際に英語を話す時間は限られており、英語に対して苦手意識を持つ生徒ほど、発話の機会が少なくなる傾向があります。このことは、学力差の拡大や英語嫌いの固定化につながることも懸念されます。

こうした中、全国の自治体では、オンラインによるマンツーマン英会話を学校教育に導入する動きが広がっております。このオンラインマンツーマン英会話は、インターネットを介して外国人講師と一対一で英会話を行うもので、生徒はイヤホンを使用し、自分のペースで発話量を確保しながら学習することができ、また、自宅からでも受講でき、オフラインの英会話教室と比べて低コストで利用できる点も特徴です。

繰り返しになりますが、児童生徒一人一人が外国人講師と直接会話することで、発話量の増加、英語への自信向上、学習意欲の改善などの効果が報告されております。また、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用できる点でも、実施しやすい環境が整っています。こうした動きは、長野県内においても、公立の学校ではありませんが、2019年に東京都市大学塩尻高等学校で導入され、それ以降、ほかの私立中学校・高等学校でも活用されてきております。

その中で、感想を幾つか挙げますと、1つ目に、英会話に対する自信では、レッスン5回で自信を持って会話ができたと感じる層が大幅に増加し、分からない単語を自ら聞くなど、積極性・主体性が高まったとの意見。2つ目に、英会話に対する達成感では、理由・考えとともに意見を伝えられたと感じる層が増え、会話が前よりもスムーズになったなど、やり取りに手応えを感じた。そして、3つ目の英会話に対する意欲では、これからも英会話でのコミュニケーションを取

りたいと思った生徒は6割、少し思ったを含めると9割を超え、レッスン後に多くの生徒が英会話への意欲を持つことができたなどなどの感想が寄せられています。

そこで、ICT活用による学校向けオンラインマンツーマン英会話について、以下の4点伺います。

1、本町における英語教育の現状の中で、児童・生徒が授業中、英語を実際に話す時間や機会についてどのように認識しているか。

2、ALT（外国語指導講師）も参加し、英語教育を行っているが、授業時間及び状況と外国語指導講師の人数は。

3、英語に対する苦手意識を持つ児童・生徒について、現在、個別に発話機会を確保する取組はどのように行われているか。

そして、4、オンラインによるマンツーマン英会話は、短時間でも個別に会話ができることが特徴であり、教育効果が期待される。本町においても、試行的導入やモデル校での実施を検討する考えは。

以上について、それぞれ答弁を求めます。

教育長（塚田君） それでは、答弁いたします。

1、小中学校の英語教育についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、児童生徒が授業中、英語を実際に話す時間や機会についてのご質問ですが、国の学習指導要領における英語教育におきましては、小学校から高校まで一貫して、読むこと、書くこと、聞くこと、話すことの4つの技能をバランスよく育成することを目標としております。このうち、小学生段階では、文字と音の関連づけを意識しながら、まずは英語によるコミュニケーションに慣れ親しむことを重視し、中学生段階におきましては、単なる定型文の暗唱にとどまることなく、英語で自分の考えや気持ちを発表したり、お互いに伝え合ったりする力を養い、高等学校卒業までには外国語で多様なコミュニケーションができるようになることを目指すこととされております。

また、文部科学省が毎年実施している英語教育実施状況調査においても、授業内での積極的な言語活動やパフォーマンステストを通じた発話機会の確保が重視されており、実際の英語によるコミュニケーションの時間をいかに生み出すかが全国的な方針としても重要な柱となっていると認識しております。

町におきましても、これからますますグローバル化が進展し、世界がより身近になる子どもたちにとって、英語によるコミュニケーション能力を育むことは極めて大切なことであるとの考えから、英語を実際に話す時間や機会を提供できるように努めております。

具体的な独自の取組といたしましては、中学生のアメリカ海外派遣事業や高校生のタイ国研修事業を継続して実施しております。多感な世代である中学生・高校生に日本以外の国の空気や匂

いにじかに触れ、現地の同年齢の子どもたちと交流することで、世界の広さやコミュニケーションにおける言葉の大切さなどを感じ、自分の将来を考える一助としていただけるように取り組んでおります。

さらに、今年度におきましては、これまでの中学生海外派遣事業によって培われた貴重なご縁を活用いたしまして、先週の6日から本日まで、アメリカの中学生が当町を訪れており、町内においてホームステイをしながら、昨日は坂城中学校を、本日は3小学校を訪問する小中学校交流事業を新たに実施しております。

続いて、A L T（外国語指導講師）の授業時間及び状況についてであります。町内小中学校におけるA L Tが参加する英語の授業時間及び実施状況につきましては、文部科学省の標準授業時数を踏まえつつ、それぞれの学年の発達段階に応じたカリキュラムを編成し、小学校1、2年生においては町独自に対応しております。

学年ごとの時間数については、小学校1年生及び2年生は週2回、1回あたり20分間の短い時間で集中して行うモジュール学習を取り入れ、年間35時間を独自に確保しており、3年生及び4年生におきましては週1回、45分間の外国語活動として年間35時間、教科化されます高学年の5年生、6年生におきましては、1回あたり45分間の授業を週2回行う体制としております。さらに、中学生におきましては週1回、50分間のA L Tが参加する授業を展開しております。

これらの授業におけるA L Tの役割につきましては、学級担任や英語教科担任などの教職員をしっかりと補佐しながら、児童生徒一人一人の理解度に合わせ、英語でのやり取りをその都度工夫し行いながら、英語力の向上とコミュニケーション能力の育成を努めております。

次に、A L Tの人数でございますが、町内小中学校には現在2名のA L Tを配置しており、この2名のA L Tが町内の小学校3校、中学校1校を適切に巡回し、授業を担当する教職員と密接に連携を取りながら、質の高い授業運営をサポートしている状況であります。

また、より早い段階からネイティブな英語や異文化に触れる機会を提供することが効果的であるとの考えから、学校教育の前段階である町内の保育園へA L Tを派遣し、幼少期から自然に英語に親しめる環境づくりにも努めております。

続いて、英語に対する苦手意識を持つ児童・生徒の発話機会確保の取組についてであります。先ほども申し上げましたとおり、現行の学習指導要領における英語教育においては、児童生徒が外国語でのコミュニケーションを主体的に図れるようになることを目指して指導を行うとされております。

実際の学校での授業におきましては、日常的にコミュニケーションを取っているため、安心感があるA L Tや児童生徒同士がペアワークやグループワークを通じて互いに英語によるコミュニケーションを交わす中で、楽しく学び合う機会を大切にしております。

しかしながら、児童生徒の中には、英語に対する苦手意識や抵抗感があり、自発的に会話の輪に入ることや活動に参加することが難しい子どもたちがいることも事実であります。このような児童生徒に対しましては、授業において教職員やALTが巡回し、個別に寄り添い、聞き取りやすい平易な英語表現を用いて優しく語りかけ、理解を促すなどサポートし、丁寧な配慮を行うことで、全ての児童生徒が取り残されることなく、楽しく英会話や授業の活動に参加できるように努めております。

最後に、オンラインによるマンツーマン英会話の実施の考えについてお答えいたします。

ご指摘のとおり、オンラインによるマンツーマン英会話は、短時間であっても児童生徒が個別にネイティブな講師等と直接一対一で会話を交わすことができる点は大きな特徴であり、個別な発話量を確保できる手法の一つであると認識しております。

先ほど議員からお話がありましたが、県内においては一部の私立高等学校が導入しておりますが、その導入校においても全員が対象となっているところは少なく、一部の生徒を対象として実施し、回数も年数回程度のところもあり、オンラインによるマンツーマン英会話の実施は、ある程度の英語力を習得した後の発展的な学習として位置づけていると考えます。

本町においては、日々の授業において、学習した内容を活用し、一人一人の児童生徒が友達、ALT、教職員と英語によるコミュニケーションを取ることを通して英語力を向上させ、お互いが学び合うことで豊かな心を育てていきたいと考えております。

ご提案のオンラインによるマンツーマン英会話の導入につきましては、導入する学年、個々の児童生徒への影響、公費負担の在り方などを慎重に考慮する必要があると考えます。したがって、現時点において、直ちに試行的導入やモデル校での実施を行うことは考えておりませんが、今後の国の動向や近隣の他自治体における実際の試行・導入事例、また、それに伴う教育的効果や運用の課題などをしっかりと調査・研究し、慎重に見極めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、まずは現行のALT 2名の手厚い配置を活かした授業の充実を図り、引き続き、児童生徒が互いに顔を合わせ、認め合いながら、楽しく学び合える英語教育を推進してまいりたいと考えております。

6番（中村君） ただいま、教育長より答弁を頂きました。現状については認識いたしました。英語は知識として学ぶだけでなく、実際に使うことで身につくものであり、児童生徒一人一人が英語を話す機会を確保することは、将来の可能性を広げる重要な取組と考えます。これは要望となりますが、本町としても、まずはモデル校の試行導入を行い、効果検証を進めるなど、今後のオンラインマンツーマン英会話について、さらなる活用研究の推進を望んで、次の質問に移ります。

2、大規模地震災害について。

近年、全国各地で大規模地震が頻発しております。特に能登半島地震では、住宅倒壊、道路寸断、断水、避難所運営の混乱など、多くの課題が浮き彫りとなりました。また、今年に入っ

らも震度5以上の地震が10回発生しているなど、長野県内においても4月18日に長野県北部大町市周辺で発生、ここは糸魚川―静岡構造線断層帯や千曲川流域に係る地震リスクが指摘されており、今後もいつ大規模災害が発生しても不思議ではない状況にあります。さらに、近年は、高齢化の進行や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、自助・共助の力が弱まっていることも懸念されています。

2026年1月の能登半島地震では、輪島市内で、多くの住宅被害に加え、大規模火災の発生が深刻な問題となりました。焼損棟数は約240棟、焼失面積は4万9千平方メートルにも上りました。出火原因は現在調査中であるが、屋内電気配線等に溶けた痕跡が認められたことから、地震発生直後だけでなく、停電復旧時に発生する通電火災が被害拡大の一因になったことが改めて指摘されています。また、東日本大震災においても、原因が特定された火災の過半数が電気関係によるものとされています。坂城町におきましても、高齢化の進行、木造住宅の存在、住宅密集地域などを考えると、大規模地震時の火災対策は極めて重要です。

その中で、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーは、比較的コストで導入可能な実効性の高い防災対策として全国的に導入が進んでおります。また、国や自治体でも、普及促進や費用助成の動きが広がっております。

そのような中、長野県内の安曇野市、大町市、生坂村などで費用助成が実施されており、実施事例として、安曇野市の場合について紹介させていただきますと、補助対象品目として、1、防災セット、2、発電機・蓄電池（モバイルバッテリーを含む）、3、簡易トイレ・携帯用トイレ、4、家具転倒・落下防止器具、5、感震ブレーカーなどなどです。次に、費用助成の内容として、補助率及び上限額は、防災用品購入費の3分の1で、上限額2万円となっています。

以上のことから、行政による防災・減災対策の強化とともに、地域全体で命を守る体制づくりが極めて重要であると考えます。

そこで、坂城町としての現状認識と今後の取組について、以下の4点伺います。

1、近年頻発する大規模地震災害において、本町における被害想定や現在最も課題と考えている点は。

2、避難所運営と備蓄体制について、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、ペット同行避難など、多様な避難者への対応は。

3、住宅・地域防災について、家具固定や感震ブレーカー設置費用などを助成する考えは。

4、災害時の情報伝達については、正確で迅速な情報伝達が極めて重要となる。防災行政無線、防災アプリ、SNS、個別避難計画などを含め、情報弱者を取り残さない体制整備を進める考えは。

以上について答弁を求めます。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから、大規模地震災害についてのご質問を頂きました。

私からは全般的な状況についてお話し申し上げまして、防災器具などの助成につきましては担当課長から答弁いたします。

地震は、地下で起きる岩盤のずれによって発生する現象でありますけれども、地下に隠れていてまだ見つかっていない活断層もあるとされており、いつどこで大規模な地震が発生してもおかしくないと言われております。

ひとたび大規模な地震が発生すると、建物の倒壊や斜面の崩落を引き起こし、二次災害として発生確率の高まる火災と併せ、多くの人命や財産が危険にさらされるとともに、影響が広範囲にわたることやライフラインの寸断なども相まって、復興が長期化することなどが懸念されております。

当町における大規模地震の被害想定につきまして、町地域防災計画においては、糸魚川―静岡構造線断層帯を震源とするマグニチュード8の大規模地震で震度6の揺れを、長野盆地西縁断層帯を震源とするマグニチュード7.8の地震で最大震度5強を想定しており、建物倒壊、火災、道路や上下水道などライフラインの寸断、交通機能の低下など、町民生活や地域経済に大きな被害が及ぶことを想定しております。また、当町は、千曲川沿いの地形に加え、山間部を有していることから、地震に伴う斜面崩落や土砂災害、河川堤防やため池等が決壊した際の浸水被害なども想定しているところであります。

こうした中で、重要な課題と認識しておりますのは、災害時における迅速な避難行動と地域防災力の向上であり、毎年開催している区長さんへの防災説明会において情報共有を図るとともに、防災訓練などを通じて避難訓練や避難所開設訓練などを実施し、有事の際の迅速な対応を図っているところであります。

続いて、避難所運営と備蓄体制についてのご質問であります。まず、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難対応としましては、町地域防災計画において、要援護者収容施設として老人福祉センター及びふれあいセンターを位置づけております。また、町内の高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人と、災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結しており、要配慮者の状況に応じた避難先としての確保に努めているところであります。

また、乳幼児を伴う家庭への対応といたしましては、避難所にミルクや紙おむつ、生理用品など、必要物資を配置できるよう備蓄を進めるとともに、授乳や着替え等に配慮したスペースなど、個別に空間を確保し、対応してまいります。

外国人への対応につきましては、英語表記のある避難場所の看板や避難所内の表示を多言語で表記するなどの対応をすることとしております。また、ペット同行避難につきましても、近年の災害対応を踏まえ、避難所における受入れ方法やスペースの確保、周囲の避難者への配慮も含めた対応を検討しているところであります。

続いて、備蓄体制につきましては、県の地震防災対策強化アクションプランに基づき、県と連携して食料や飲料水、毛布などの基本的な備蓄に加え、多目的簡易トイレやスロープなど、要配慮者への対応を意識した資機材や衛生用品等の確保を進めております。

非常用備蓄資機材の整備につきましては、中核避難所における生活・衛生環境を改善するため、国の地域防災緊急整備型地域未来交付金を活用し、断水した場合においても一定量の水を循環させて使用することができる循環型手洗い器や、暑さ対策としてスポットクーラー、夜間における避難所での光源確保のための投光器のほか、これらの資機材を保管しておくための備蓄倉庫の整備につきまして、今補正予算に計上しているところであります。

また、水害対策として、現在は消防団の消防用ポンプを使用して排水しているところですが、砂利などの異物混入によるポンプの故障リスクが高いため、消防団設備整備費補助金を活用し、排水に特化した排水ポンプの購入についても補正予算に計上させていただいており、今議会で審議をお願いしているところであります。

次に、災害時の情報伝達の体制整備についてのご質問であります。災害時における迅速かつ確実な情報伝達は、町民の生命を守る上で極めて重要であり、町では、防災行政無線をはじめ、ホームページや坂城町防災WEB、坂城町公式アプリ「さかきコネクト」、「すぐメール」等を活用した情報発信を行うことで、緊急時に必要な情報が届くよう、多様な伝達手段の整備に努めております。

また、高齢者や障がいのある方など、情報取得に配慮が必要な方への対応として、地域や自主防災組織、民生・児童委員等と連携しながら、個別避難計画の作成や避難支援体制の整備を進めているところであります。

そのほか、多言語に対応したホームページや「さかきコネクト」のほか、5か国語に対応したハザードマップなど、外国人への対応といたしまして、必要な情報が適切に伝わる体制づくりに努めております。

町といたしましては、情報弱者を取り残さないという視点を大切にしながら、誰もが必要な情報を確実に受け取ることができる情報発信の体制整備に引き続き取り組むとともに、大規模地震災害だけでなく、風水害など、全ての災害において迅速に対応できるよう、食料の備蓄や資機材の整備、避難所における生活・衛生環境の改善を図り、防災訓練や防災学習会、出前講座などを通じて、町民の皆様の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（山下君） 私からは、イ、大規模地震災害における現状認識と対策についてのご質問のうち、家具固定や感震ブレーカー設置費用などを助成する考えについてお答えいたします。

自然災害において、台風、大雨、洪水、大雪などの気象現象による災害については、気象衛星、気象レーダー、アメダスなど、観測技術の向上により、数日から数時間の猶予を持って予測することが可能であるため、ある程度、事前に備えることが可能となってきました。しかしなが

ら、予測の難しい地震災害などに対しましては、平時からの予防や対策を行うことが被害を最小限にとどめる有効な手段と考えます。

町では、災害への備えとして、食料や保存水、生活備品などの備蓄を行うほか、住宅の耐震診断補助、自主防災組織の活動支援、防災訓練の充実などを行っているところでございます。

各家庭においても、保存食や保存水、災害時に持ち出せる備蓄品の確保や家具固定・家具転倒防止対策など、平時からの備えを進めていただく必要があると考えております。

また、地震や台風などの最初の災害が引き金となり、地震の揺れによる倒壊や電気・ストーブの消し忘れから発生する火災のように、時間を置いて連鎖的に発生する二次災害については、安全装置付きの火気使用器具や住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置や火気及び電気製品の適切な取扱い等を徹底することで、地震発生時における人的被害や通電火災の防止に有効であると認識しており、住宅の防災対策の一つとして、引き続き、自主防災組織等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、ご提案をいただきました家具固定や感震ブレーカー設置費用への助成につきましては、住宅の改修が必要になるケースや多様なブレーカーの種類があることから、これら設置に係る費用や他自治体の先進事例、県の支援制度なども調査する中で検討してまいりたいと考えております。

6 番（中村君） ただいま、町長、それから担当課長より答弁を頂きました。

災害はいつ発生するか分かりません。しかし、事前の備えと地域の連携によって守れる命は確実にあります。

感震ブレーカーは、大規模な公共工事ではなく、比較的小規模な予算で実施可能な防災施設です。簡易型で数千円程度、分電盤型でも補助上限数万円程度で導入が可能とされています。また、感震ブレーカーは決して派手な施設ではありません。しかし、火を出さないという極めて重要な防災施設と言えます。

災害時には、避難所整備だけでなく、地域から被害を出さない視点がますます重要になります。坂城町においても、1、命を守る防災、2、避難遅れを防ぐ防災、3、地域火災を防ぐ防災という観点から、命を守る防災を町全体で進めるためにも、行政として防災・減災へのさらなる体制強化をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時36分～再開 午前 9時46分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、4 番 水出康成議員の質問を許します。

4 番（水出君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1 つ目に、学校給食について。

2 つ目に、地域クラブについて。

以上の 2 項目について質問します。

それでは初めに、学校給食について。

本町は、既に小中学校の学校給食費無償化が、近隣市よりも先進して取り組まれておりますが、子育て支援を目的として、学校給食費の抜本的な負担軽減を令和 8 年 4 月より、公立小学校児童の学校給食に必要な食材費について、国は地方自治体を支援する取組として開始されました。

本定例会の議案 2 4 号「令和 8 年度一般会計補正予算書」において、当町では一般財源 2, 9 1 7 万 2 千円が減額され、国・県支出金として同額の補正が計上されております。

また、学校給食においては、近年、米騒動や物価高、最近は中東情勢悪化などの影響から給食食材費の値上げや質の低下など心配されている方もいます。

その中、児童の保護者お二人の方より、食物アレルギーを有するお子様の学校給食の対応に関して、代替食の要望や日々の給食の献立ごとに使われる食材に関して、原因食物に関する確認対応の大変さなどお話を伺う機会がありました。お子様は「教室のみんなと同じく配膳される給食を食べたい」と要望があるそうです。保護者の方は、給食献立表とアレルギー明細表を見て、給食か弁当持参かの判断をしています。原因食物が分からないときや心配と思えるときは弁当になるそうです。弁当のときは羨ましいとされることやおかずをねだられたりすることもあるようです。いじめにつながっていないことは救われますが、当人とするとは差別化を感じているようです。

また、代替食については、千曲市、上田市のホームページの情報では、児童生徒数も多く、給食センターが複数あることから、アレルギー代替食は当町より対応幅があるようです。

お話をいただいた方のお子様は、原因食物が確定していないところもあるようで、アレルギー明細表から加工食品など、さらに詳しく原因食物を確認したいこともあるようで給食センターへ確認を入れることもあるそうです。その中、共稼ぎのため給食センターの営業時間内に問合せができないこともあるようです。特に、次月の献立表を更新された直後の週の給食についての原因食物の確認は、時間的余裕もなく、苦心されているようです。

食物アレルギーは時として命に関わる危険性もあります。保護者の方からすると大切なお子様に関わることであり、慎重に確認したいとの思いとお子様の願いを満たしたい思いは当然のことと思います。

全体的に対象者は少ないかもしれませんが、全国レベルの公的データは令和 4 年度（2022 年度）になります。公表によると、食物アレルギー児童生徒数、学校が把握している人数として約 5 2 万 6 千人です。平成 2 5 年（2013 年度）から 1 0 年間で約 1 2 万人増加しているそうです。当町もどのような状況にあるのか気になるところです。

そこで質問に入りますが、イ、食物アレルギーについて。

食物アレルギーの児童・生徒への対応に関して、当町の状況について5点について伺います。

1として、食物アレルギーの児童・生徒について。令和3年度から令和8年度についての届出者数の状況を伺います。

また、学校でのアレルギー発症を抑えたいところですが、日本学校保健会アレルギー疾患に関する調査報告書によると、令和3年度のエピペン使用者数は、全国で1,415人の報告があります。

2として、当町の令和3年度から昨年度までに、学校においてアナフィラキシー発症の実態はあるのか伺います。

学校では、学校内での発症をなくすことが、第一の目標として取り組まれていると思いますが、実際の対応状況として、3として、食物アレルギー届出者への取組と状況を伺います。

もし、不慮の事故として、アレルギー発症が起きてしまった場合、4として、小中学校においてアレルギー発症時の緊急対応はどのように行われるのか伺います。

5として、保護者より献立表やアレルギー明細表に対して主に寄せられる主な質問と対応状況を伺います。

続きまして、ロ、給食材料費について。

冒頭触れましたが、昨今の物価高騰は全国的な課題となっており、特に食料品価格の上昇は、私たち家庭生活においても大きな影響を及ぼしています。

当町は、小中学校の給食費の無償化を先進的に展開し、保護者負担の軽減に大きく寄与しているところです。

本年度から学校給食費の抜本的な負担軽減により、当町は表向き財政負担軽減につながる構造となっておりますが、昨今、中東地域の緊張の高まりは、原油価格や輸送コストの上昇から波及して、様々なものに影響して、さらなる物価高騰が心配されるところです。食材価格の動向を把握し、今後の見通しを踏まえた対応方針を明確にしていくことが重要と考えます。

給食の副食材は、栄養士の方が栄養素、摂取カロリーを保ち、材料予算内のやりくりに変な苦心される中、おいしい給食を提供いただいておりますが、単品での提供が多い主食等は、やりにくいところと推察します。給食材料費の現状について伺います。

1として、給食の主品として主食の米、パンと必ずある牛乳について、令和6年度から8年度の価格推移について伺います。

県内でも今回の国の施策により、保護者負担、実質無償化に取り組まれた自治体は多くありますが、物価高騰による影響から、令和8年度より、学校給食材料費の値上げ改定を行い、値上げ分を保護者へお願いする。もしくは増額分を自治体が負担する等の状況があるようです。

2として、当町の学校給食は、町内産か県内産か国産でほとんど賄われていますが、今後も食材高騰が続くことが予想されますが、町の対応方針を伺います。

以上、1つ目の学校給食について答弁をお願いします。

教育文化課長（細田さん） 1、学校給食についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの食物アレルギーについてであります。食物アレルギーは食物を摂取した際、身体が食物に含まれるタンパク質等を異物として認識し、自身の体を過剰に防御することで、かゆみや蕁麻疹、嘔吐などのほか、意識がなくなるなど、重篤な症状を引き起こす場合もあり、注意が必要であります。

消費者庁では、重篤度や症例数の多いものや、過去に一定の頻度で健康被害がみられた原材料について、特定原材料及び特定原材料に準ずるものとして、食品への表示を義務づけ、または推奨しており、本年4月にピスタチオが追加され、29品目が指定されております。

近年、児童生徒の食物アレルギーの原因となるアレルゲンは多様化しており、特定原材料等の29品目だけでなく、それ以外の原材料についても十分な配慮が必要な状況となっております。

このため、給食センターでは安全性を最優先に考え、特定原材料等のうちソバ、落花生、クルミ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ピスタチオ、キウイフルーツのほかビワにつきまして、近年、日常的に摂取する機会が減少しており、給食で初めて口にする児童も想定されることから、アレルギー症状の発生リスクに配慮し、給食での提供を見合わせる対応を行っているところであります。

しかしながら、学校生活においては、給食以外の場面でもアレルゲンと接触する可能性もあることから、特定原材料等以外の原材料を含め、全てのアレルゲンについて保護者から医師の診断に基づく届出を頂き、学校と情報共有を図りながら対応しております。

ご質問の令和3年度から今年度までの食物アレルギーの届出者数は、令和3年度が17人、4年度が21人、5年度が30人、6年度が35人、7年度が29人、8年度は年度当初の人数となりますが、43人であり、年度ごとに増減はありますが、全体的には増加傾向であります。

次に、令和3年度からの学校におけるアナフィラキシーの発症実態についてであります。学校においてアナフィラキシー症状が確認された事例は、令和5年度に1件、7年度に1件の合計2件であり、いずれの事例も給食後に皮膚のかゆみや赤みなどの症状が見られましたが、原因となったアレルゲンは特定されていない状況であります。

また、共通点としまして、給食後の昼休みに運動をしていた際に発症していることから、運動誘発性の可能性が示され、その後は医師の指導に基づき可能性のあるアレルゲンの除去を行うとともに、給食後、一定時間の運動を控えるよう学校において指導し、再発防止に努めております。

次に、食物アレルギー届出者への取組と実施状況についてお答えいたします。

アレルギーを有する児童生徒については、毎年度、学校からは給食担当教諭、養護教諭、教頭など、また、給食センターからは担当職員、栄養教諭が同席し、保護者と共に届出いただいた学校生活管理指導表をもとに、医師の診断内容や注意事項について確認を行っております。その中

で原因となるアレルゲンの種類だけでなく、誤食時の症状、緊急時の対応方法、常備薬の有無などについても確認し、給食時間に限らず学校生活全般における安全確保について情報共有を図っております。

また、服薬については医療行為に該当するため、学校で判断することはできないことから、緊急時に速やかに保護者へ連絡できるよう連絡先や対応手順についても確認しているところであります。

次に、小中学校におけるアレルギー発症時の緊急対応についてであります。各学校においてマニュアル化され、児童生徒の症状による緊急度の判断基準や対処方法、校内の連絡体制や役割、保護者への連絡などが決められており、年度当初において教職員全員で情報共有を図っております。

次に、保護者からの献立表やアレルギー明細表に対しての質問と対応についてであります。食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対しては、毎月の献立表に加え、希望者に対して特定原材料等の使用状況と、より詳細な材料を記載したアレルギー明細表を配布しており、喫食が困難な献立がある場合には、保護者から学校を通じて給食センターに連絡をいただいております。

一方で、昨今のアレルゲンは多種多様であり、先ほど議員さんの質問にもありましたが、保護者からの配布の明細表では確認が難しく、どうしたらよいかとの問合せに対し、給食センターでは個別に対応もしており、電話や給食センターへ来所いただく中で、食材の納入業者から提出された原材料配合表や成分表を確認いただくなど、可能な限り詳細な情報提供に努めているところであります。

次に、口の給食材料費についてお答えいたします。

初めに給食の主食である米、パン及び牛乳の価格推移についてでございますが、量の違いにより、学年によって価格が違うものもありますので、中学生の1食あたりの価格でお答えいたします。

米の価格から、令和6年度67.24円、7年度78.30円、8年度98.89円。

パンは、令和6年度は61.60円、7年度64.84円、8年度69.48円。

牛乳は、令和6年度65.22円、7年度67.04円、8年度70.58円で全て税抜きの価格となります。

物価高騰等の影響により、全てにおいて上昇傾向であり、特に近年は米の価格上昇が顕著であり、全国的な需給状況や生産コストの上昇などを背景として給食用食材にも影響が及んでいる状況であります。

最後に、食材価格の高騰が続くことが予想される中での町の対応方針についてお答えいたします。

当町の学校給食は、町内産や県内産をはじめとする国産食材を積極的に活用し、安心・安全な

給食の提供に努めております。

近年は、食材の価格や物流費、エネルギーコストなどが上昇傾向にあり、今後の見通しは非常に不透明な状況ではありますが、町では、毎年度、食材費等の上昇を考慮した上で一人あたりの給食費を算定し、必要な食材費に係る予算を確保しているところであります。

今後においても、食材価格の動向を注視しながら、献立の工夫や食材の適切な選定を行い、必要な栄養バランスと量を確保するとともに、町内産や県内産の食材の使用なども考慮し、給食の質を維持しながら、安心安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

4 番（水出君） ただいま担当課長よりそれぞれ答弁をいただきました。

イの食物アレルギーについてなんですけれども、学校は食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。そのためにも安全性が最優先され、安全確保のため原因物質の完全除去を原則に提供されています。除去や代替食の対応ができない場合、弁当持参をお願いする対応となっております。

保護者の方も十分理解し、お子様のため奮闘されています。原因食物としてアレルギー明細表に表示されていないが、加工品、調味料、だし、添加物など、使用原材料の確認を保護者の方が給食センターに問合せする場合、時間内に電話で依頼することや、保護者自身が給食センターに出向いて関係資料を見せてもらうということはできるそうなんです、先ほども説明にあったと思います。特に共稼ぎの方は、時間内の確認行動を取るために会社を休むことになる場合もあります。当然、不安があれば、弁当持参ですが、親とすると子どもの要望をできるだけかなえることも頑張りたいところです。

そこで再質問ですが、原因食物確認のため給食センターに出向き、確認できる資料をリモートアクセスなど、データ共有する環境を整備することなどを含め、時間外で確認方法など検討いただけないでしょうか。

以上について見解をお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

原材料配合表や成分表は、給食センターへの食材等の納入業者が、それぞれメーカー側から取り寄せ、提出いただいているもので、毎月10件程度の提出があり、全てそろえるのは献立のスタートする前月の末近くであります。このことから、献立の開始前にリモート等で公表することは時間的にかなり厳しく、また、公表することへのメーカー等への同意も必要になると考えることから、全ての食材等について公表できるか分らないところであります。

また、メーカーによっては全ての原材料を記載しておらず、給食センターからメーカーへの問合せが必要となる場合もございます。

食物アレルギーの発症は、場合によっては子どもの命を脅かすことにもなりかねません。保護者の皆様から個別に給食センターへのお問合せをいただくことが、アレルギー原因食材を特定す

る最も確実な方法と考えるので、引き続き、問合せをいただく中で対応してまいりたいと考えております。

4 番（水出君） 再質問に対してお答えいただきました。

企業のほうで公開するデータということもありますので、企業秘密的に扱われるところもありますし、そういう時間的なところで現状すぐ対応というのはやはり難しいところかなと感じております。

今後も、問合せに対しての利便性向上や保護者との意見交換の場を積極的に設けるなどして、継続して寄り添える丁寧な活動をお願いしたいと思います。

今後も、物価高騰は給食材料費にもいや応なしに襲いかかる懸念があります。今まで以上に町として、価格推移を敏感にかつ的確に把握して、負担の在り方、必要があれば、適切な補正案を上程することなどを願います。

そして、改めて給食センターでのやりくりに労をねぎらい、安全でおいしい給食の提供に感謝して、次の質問に移ります。

次、2 番目として、地域クラブについて。

国は、中学校の部活動移行を推進するため、令和5年度から7年度を推進改革期間と定め、令和8年度から10年度を改革実行期間前期、11年度から13年度を改革実行期間後期と定め、令和8年度から新たに改革実行期間がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すものとして、令和7年12月にスポーツ庁より「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示しました。地域クラブ活動は、生徒の多様なニーズに応えるとともに、学校教員の働き方改革にも資する重要な施策であります。

しかし一方で、校外活動に生徒が参加しやすいか、指導者の確保、活動場所の調整、費用負担の在り方、学校との連携など、生徒や保護者の方の不安が排除されているわけではありません。

そこで、イとして、千曲坂城クラブについて3点伺います。

部活動の地域移行が進められているが進捗状況について。当町においては、千曲市と共同で設立された千曲坂城クラブにより展開されています。県内でも先進的な取組が進められていると承知しています。

1 として、千曲坂城クラブの完全移行は今年度であります、状況を伺います。

2 として、中学校部活動から地域クラブ活動への移行したことについて、どのように分析しているのか、町の見解を伺います。

3 として、学校の先生方もクラブ役員や指導者として名前を連ねている方もいますが、地域クラブ活動における学校の先生の関わり方を伺います。

次に、ロ、安全管理について2点伺います。

まずは、2026年5月6日に福島県郡山市の磐越自動車道で高校生徒ら21人が死傷した重大事故が発生しました。改めてお亡くなりになりました方のご冥福をお祈りし、けがをされた方へのお見舞いを申し上げます。

事故原因としては、速度超過によるカーブの曲がり切り不足が最も有力視されているようですが、世間が注目したのは白バス行為の疑いと学校とバス会社の手配経緯の食い違いなど、運行会社選定の在り方が大きく浮き彫りになっています。

地域クラブの活動も当然、県外含め、地域外の活動がありますので、クラブ活動に関する遠征の移動にまつわる安全管理について不安を覚えた方もあるのではないのでしょうか。学校の活動から地域へ移行にあたり最も注目すべきは、生徒の安全管理に関して責任の所在です。特に、移行初期のため、地域クラブの組織運営として十分な確認と認識の共有が必要と思います。千曲坂城クラブ移行に伴う生徒の安全管理について2点見解を伺います。

1として、クラブ活動の安全管理の在り方はどのような方針か伺います。

現在、磐越自動車道で発生した事故を受けて、国の対応は、文部科学省による全国通知の発出と文科省と国交省の合同連絡会議の設置の2本柱で学校外活動の安全確保を強化する方向で動いていますが、2として、高校の磐越道バス事故は、クラブ活動に関しても人ごとではないと思いますが、事故を受けて地域クラブ組織として、対応事項について伺います。

以上、地域クラブについて答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま水出議員さんから地域クラブについてイ・ロとご質問をいただきました。私からはイの千曲坂城クラブについてにお答え申し上げまして、ロにつきましては担当課長から答弁いたします。

部活動の地域移行につきましては、令和2年9月に発出されました国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度から部活動の段階的な地域への移行を図る方針が示されたことから、令和5年3月に千曲市と坂城町の共同で、新たな中学生の地域活動の場となる千曲坂城クラブを立ち上げ、千曲市教育委員会に事務局を置き、千曲市と坂城町の中学生と一緒に様々なクラブ活動を行っているところであります。

発足当初は、休日の部活動から地域移行を始め、徐々に平日の部活動へと拡大し、今年度から完全移行といたしました。また、この間、これまで議論されてきた地域移行という言葉は、学校から地域へ事務を移管するというニュアンスが含まれていることから、令和7年5月の有識者会議の最終取りまとめにおいて、呼称を改める方針が明記され、現在では地域展開という呼称が一般的となっております。これは、放課後の活動を学校という枠組みに限定せず、地域社会の多様なリソースである人材・民間クラブ・スポーツ少年団などを主体とした活動へと文字通り地域へ広げていく、展開することを意味しております。

町といたしましても、子どもたちの活動の場は、学校が担う活動から地域が主体となって運営

する社会教育活動へと転換を図るとの考えから、学校は施設の提供や情報の周知といった側面的な支援を行い、地域全体で子どもたちの多様なニーズに応える体制、すなわち地域展開の構築を目指しているところであります。

ご質問のありました現在の千曲坂城クラブの活動状況であります。千曲坂城クラブは、令和5年3月に15の専門部で発足し、令和5年度には休日の部活動を月1回から2回実施、6年度は月2回から4回と徐々に回数を増やし、7年度は全ての休日の部活動を地域展開し、今年度からは平日休日を含め完全に地域展開を行って活動をしているところであります。

各専門部活動につきましては、生徒の皆さんの意見や要望を聞く中で、令和6年度にボッチャ、歴史科学、総合文化の3専門部を追加し、今年5月現在で運動部系が13、文化系が5の計18の専門部において、千曲市と坂城町の中学生1,025名が活動しております。

次に、部活動から地域クラブへ移行したことの分析であります。これまで坂城中学校部活動で活動のなかったバドミントンやハンドボール、ボッチャ等の専門部が千曲坂城クラブで開設したことにより、生徒の選択肢が広がり、ほかの学校の生徒とも交流が広がっております。

クラブ登録者数につきましても、千曲坂城クラブが発足した令和5年度は921名でしたが、6年度からは毎年千名を超える中学生が参加し、クラブ設立の目的である部活動の地域展開における中学生のスポーツ・文化活動の場の提供に一定の役割が果たしていると感じているところであります。

続きまして、地域クラブ活動における教職員の関わり方につきましては、まず、各専門部における指導者として教職員が登録する際は、教職員自らが千曲坂城クラブの指導を希望し、勤務する学校長から兼職・兼業の許可を得た上で指導者登録をしており、現在52名の教職員に登録をいただいております。

そのほかにも、千曲市と坂城町の各中学校におきまして、千曲坂城クラブの専門部ごとに窓口担当教職員を配置し、学校の勤務時間内におきまして、千曲坂城クラブが使用する学校施設の割り振りや生徒や保護者への連絡など、学校内の相談窓口として対応いただいているところであります。

これまで学校が担ってきた部活動を地域展開していくことは、歴史的な転換ともいえる大改革であり容易ではありませんが、共同運営の千曲市と共に一つ一つ課題を解決しながら、持続可能なクラブにしていきたいと考えております。

教育文化課長（細田さん） 私からは口の安全管理についてお答えいたします。

千曲坂城クラブの安全管理につきましては、千曲坂城クラブ規約において、参加している生徒はクラブ活動に際し、クラブ諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動すること。また、生徒及び保護者は、活動場所への移動または活動場所からの帰宅について、自己の責任において安全に行うものとするとして定めております。生徒及び保護者に

は、この規約を理解していただくとともに、一人一人が安全管理の意識を持ち、納得した上で千曲坂城クラブで活動をいただいているところでもあります。

なお、千曲坂城クラブとして、安全管理の意識の徹底を図っているところではありますが、活動中の生徒及び指導者の事故等につきましては、全員がスポーツ安全保険に加入し対応しております。

また、生徒を指導する専門部指導者は、千曲坂城クラブで実施する年8回の指導者研修の受講を義務づけているほか、県や国などで開催される技術・指導者講習会などにも参加していただき、クラブ活動内における安全管理を図っているところでもあります。

次に、県外高校の部活動遠征中におけるバス事故を受けての対応についてのご質問ですが、本年5月6日、福島県郡山市内の磐越自動車道における部活動遠征中の高校生を乗せたバスによる交通事故の発生を受け、長野県教育委員会高校教育課長より、5月11日付で県立高等学校における生徒引率時の安全確保の徹底についての通知が発出されました。千曲坂城クラブにおきましても、千曲坂城クラブ各専門部代表者及び事務局宛に「千曲坂城クラブにおける生徒引率時の安全確保の徹底について」として、文書によりクラブ活動における大会・練習試合等の生徒引率時の安全確保のための留意事項について通知したところでもあります。

通知文書では、まず、バス等の車両を利用する留意点として、旅行業者、運行業者の選定にあたっては、安全管理体制、運転者の健康管理、労務管理が適切であることを十分に確認すること。過密な工程や無理な運行計画とならないよう余裕を持った日程を設定すること。

続いて、保護者または保護者会等に送迎を依頼する場合には、事前に保護者の同意を得るとともに運転者の健康状態、運転経験、当該車両に係る任意保険への加入状況等について確認すること。生徒の搭乗人数や運行距離等を踏まえ、無理のない範囲での依頼となるよう十分留意すること。

最後に、緊急時の対応として、指導者が生徒を同乗させて自家用車を使用しての引率は行わないこと。やむを得ず行う場合は、千曲坂城クラブ事務局長に承認を得ること。事前に緊急時の連絡体制、対応方法を明確にしておくこととし、以上6つの点について十分留意し、安全確保の徹底と指導者への周知を依頼したところでもあります。

4番（水出君） ただいまは、町長、担当課長より答弁をいただきました。

1点、地域クラブのほうの関係について再質問になりますが、今、保護者の方や指導者で、場合によっては運転で移動することがあるというお話と受け止めましたが、謝礼等について禁止するとかいう文言はなかったような気がしますけど、その辺確認の意味でお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問についてお答えいたします。

移動にかかる費用といたしまして、保護者への謝礼ということですが、専門部の活動につきましても千曲坂城クラブから活動費補助という形で各専門部に配分されておきまして、その

費用を各専門部で活用して、いろいろ活動しているところではあります。

移動につきましても、その活動費の中から各専門部において捻出しているものと思いますが、保護者への謝礼については、それぞれの専門部で対応しているところであります。（同日、「お互いのことなので謝礼等については特に対応していない。実費相当分をお渡しすることを検討している専門部もあるということをお聞きしている」に訂正あり）

4 番（水出君） 今、再質問についてご答弁いただきました。

よく謝礼のところがよく白タク行為とか騒がれている部分もありますので、地域クラブのほうを通じて、その辺間違いないような運用になるように確認をお願いしたいかと思います。

特に、部活動は千曲坂城クラブへ本年度より完全展開されますが、先進的な本当に位置づけで、ほかの市町村も大変注目していると思います。そしてまた、参考にしてくるのではないかなと思います。

国のガイドラインに定められていると思いますが、地域展開後も、特に学校側として、生徒の参加にあたり活動内容、安全体制を確認することというのは、非常に大変重要なことと思います。保護者への説明責任、生徒の健康状態や特性の情報提供など、必要な範囲で地域クラブとの連携窓口として、学校としての役割を十分果たすことを改めてお願いしておきます。そして、生徒たちが生き生きと活発にクラブ活動に励む輝く姿を想像して質問を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時29分～再開 午前10時39分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで教育文化課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育文化課長（細田さん） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。先ほどの水出議員さんの2の地域クラブについての再質問につきまして、私の答弁について訂正をお願いしたいと思います。

保護者の謝礼につきましては各専門部で判断し対応していると、答えましたけれども、お互いのことなので謝礼等については特に対応していないということと、あと実費相当分をお渡しすることを検討している専門部もあるということをお聞きしているところでございます。訂正をお願いいたします。

議長（中嶋君） お諮りをいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしの声、多数と聞こえました。異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定をいたしました。

次に、5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、これより通告に従いまして、一般質問を行います。

さて、3月19日に令和8年3月第1回定例会が閉会して間もなく、4月に入りますと、日本国内においては、地震、山林火災、台風による災害と情報、熊による被害等について新聞各紙が大きく報じました。

まず、先ほど同僚議員からもありましたが、4月18日の午後1時20分頃、県北部を震源とする地震があり、大町市で震度5強、長野市で震度5弱を観測した。震源の深さは8キロ、地震の規模はマグニチュード5.0と推定される。また、当日午後2時54分頃にも近くを震源とする地震があり、大町市や長野市で震度5弱を観測した。

また、4月20日の午後4時52分頃、青森県で震度5強の地震が発生。気象庁によると、震源地は三陸沖で、震源の深さは19キロ、地震の規模はマグニチュード7.7。気象庁は、巨大地震発生の可能性が相対的に高まったとして、北海道・三陸沖後発地震注意報を発表した。この発表は昨年12月以来2回目。また、総務省消防庁によると、同日午後8時15分時点で北海道、青森、岩手、宮城、福島5つの道・県で18万人超に避難指示が出たといずれも信濃毎日新聞が報じました。

また、4月22日の午後1時50分頃、岩手県大槌町で発生した火災は大規模な山林火災となり、29日に3日連続の雨や懸命な消火活動から安全が確保されたとして1,558世帯、3,257人に対象としていた避難指示の大半を解除し、出火から11日目に鎮圧が発表されました。なお、延焼範囲を示す焼損面積は1,633ヘクタールで、同町の面積の8%に上ったと信濃毎日新聞が報じました。

次に、熊対応としては、5月19日の日本経済新聞は、熊など野生鳥獣による被害が相次ぐ中、長野県で3月に信州ガバメントハンター協議会（略称SGHC）が立ち上がった。県内市町村が自治体の枠を超えて緊急銃猟などの知見を共有し、野生鳥獣への対応力の底上げを目指すとのこと。協議会の事務局は、全国に先駆けて長野モデルを確立できるよう多くの自治体に協議会を活用願うとともに、県内全市町村に参加を呼びかけていると報じました。

そのような状況下、5月20日に千曲市で、5月22日には松本市の市街地で、それぞれの目撃情報から1頭の熊を捕獲、駆除しました。

環境省は、5月12日までに2025年度の全国の熊出没件数と捕獲件数を速報値で公表しました。出没件数は5万776件で、これまでの過去最多だった2023年度の2万4,348件の2倍超となった。捕獲数も最多の1万4,720頭に上った。なお、出没件数は非公表の北海道と生息していないとされる九州、沖縄は集計の対象外とのこと。

次に、5月29日の日本経済新聞は、気象庁などは大雨などに警戒を呼びかける新たな防災気象情報の発表を始めたと報じました。

新たな防災気象情報は、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の4種類の災害に対し、危険度が高い順からレベル5から5段階の色と内容で発表する。河川氾濫は新たにレベル5の特別警報が新設されました。同時に、時系列情報と線状降水帯直前予測の発表も始まった。時系列情報は、市町村ごとに大雨や土砂災害の見通しを1日4回発表し、翌日までの警報級の見通しを表で示す。直前予測は、線状降水帯発生 of 2時間から3時間前を目標に発生可能性が高まったと速報する。5割程度の的中率を想定し、既に実施済みの半日前予測より精度を高めるとしている。

防災気象情報の運用開始から間もない6月2日は、台風6号の影響で西日本を中心に大雨となり、気象庁は一時、宮崎県日南市の広渡川と酒谷川にレベル4氾濫危険警報を出したほか、高知県四万十町にもレベル4大雨危険警報を発表しました。5月に新たな防災気象情報の提供が始まって以来、危険な場所から全員避難が必要となる危険警報は初めて。また、九州から東海にかけての太平洋側の各地に線状降水帯が発生する可能性があるとの情報が出る一方、不具合のため適切に発表できない事態も起きたと信濃毎日新聞が報じました。

ここまで地震、山林火災、台風等について述べてきましたが、いずれにしても共通して言えることは、有事の際は、命を守るための行動として迅速な避難が求められております。

次に、ここからは自然災害と同様に社会問題となっております熱中症等について述べたいと思います。

改めて熱中症とは、高体温障害と呼ばれる病気の一つで、体温上昇に起因する体の組織及び臓器障害で、短時間で死に至る可能性がある病気であるため、健康な人でも発症する可能性がある。また、死に至らずとも、脳や臓器に障害が残る場合があるとされる。発症に詳しいメカニズムは十分に分かりませんが、深部体温（脳や内臓など重要な臓器内の温度）の過度の上昇がポイントであることが明らかになっている。したがって、深部体温をなるべく上げないこと、仮に上がりすぎた場合は速やかに下げるよう処置をすることが重要と5月15日の全国農業新聞が報じました。

5月26日の信濃毎日新聞では、学校の熱中症、減少傾向と題して全世代の熱中症による搬送者数が増加傾向の中、近年の酷暑を受けて教育現場に広がった屋外活動の見送りなどの対策に一定の効果があつたと言えそうだと報じました。また、教育現場で暑さ指数に応じた部活動や体育の実施可否判断、空調の整備が進んだことが背景にあると見られる。さらに、全世代に向けての暑さ対策として暑熱順化での準備が重要と題して、気温が上昇する真夏を前に無理のない範囲で汗をかき、体を適用させる準備期間を早めに設けるよう心がけてほしいとのこと。

少し時系列では遡りますが、4月18日の日本経済新聞は、40度以上は酷暑日と題し、気象庁は最高気温が40度以上の日の名称を酷暑日に決めたと発表しました。気象庁が天気予報などに用いる予報用語に加え、今シーズンから危険な暑さへの警戒を分かりやすく伝える新たなキーワードとして活用する。また、気象庁によると、2025年は国内の観測史上最高の41.8度

を記録した群馬県伊勢崎市を含め、過去最多の延べ30地点で40度以上を記録したと報じました。

さて、今回の一般質問を行うに際し、千曲坂城消防本部より熱中症に関する資料を頂きましたので、その一部を報告します。

熱中症による救急搬送状況は、令和6年の千曲坂城消防署管内で73件、このうち坂城消防署は14件、令和7年の千曲坂城消防署管内で95件で、前年対比22件の増、このうち坂城消防署は14件で、前年と同様、過去2年ともに6月から9月に集中しております。発生時間帯ですが、午前6時から午後6時までで80%以上ですが、近年、午後6時以降においては増加傾向にある。

現在、千曲坂城消防本部は、戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署にて構成されております。救急車については、戸倉上山田消防署に2台、更埴消防署に2台、坂城消防署に1台が配置されております。

昨年1年間の救急出動件数は4,239件、内訳は戸倉上山田消防署1,659件、更埴消防署1,847件、坂城消防署は733件で、注目すべき点として坂城消防署が出動にて救急車が不在の場合に戸倉上山田消防署より92件、更埴消防署より5件の応援を得て救急対応をしている。戸倉上山田消防署からの現着時間で平均約10分、更埴消防署からの現着時間で平均約19分が、坂城消防署から出動した場合と比較して多くの時間が要するとのことであります。

これから夏場に向けて救急搬送の増加が見込まれる中、こうした状況も踏まえて町としても熱中症対策を周知願いたいと思います。

以上のことを踏まえて、坂城町における今年の熱中症への取組について一般質問を行います。

1、熱中症への対応について。

イ、町民への対応について。

1、改正気候変動適応法と令和8年度の運用期間は。

2、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の暑さ指数(WBGT)は。

3、熱中症の予防強化は(効果的な普及啓発、注意喚起、広報活動など)。

4、クールシェアスポットについて、どこに設置されているか。また周知の方法は。

5、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の民間事業所との協定締結の考えは。

ロ、小中学校について。

1、昨年度の熱中症の状況は。

2、令和8年度の文部科学省による熱中症事故防止のポイントは。

3、緊急避難所に指定されている体育館への冷暖房設置における検討の進捗状況は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

住民環境課長(山下君) 1、熱中症への対応について、イ、町民への対応についてのご質問のう

ち、私からは改正気候変動適応法とクーリングシェルターについて、お答えいたします。

ご質問のありました気候変動適応法は、温室効果ガスを減らす緩和策ではなく、既に起きつつある気候変動の影響に備える適応策を推進するために、平成30年6月に制定されたものであります。

そして、猛暑や豪雨、農業被害や健康被害など、気候変動による被害を防止・軽減し、国民生活の安定と社会・経済の健全な発展を図ることを目的としています。

さらに、令和6年4月には、改正気候変動適応法の施行により、それまで啓発や注意喚起が主であった熱中症対策に関する規定が新たに整備され、法律に基づくものとされました。

具体的には、国が策定する熱中症対策実行計画の法定化、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の法的位置づけの明確化、市町村長による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定等に関する仕組みが設けられました。

また、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報は、環境省と気象庁が共同で発表しており、今年度の運用期間は、4月22日から10月21日とされています。

次に、民間事業所との協定締結によるクーリングシェルターの指定についてですが、熱中症対策の一つとして、暑さを一時的にしのぐことができる場所の確保は重要であると認識しております。

クーリングシェルターは、気候変動適応法に基づき、市町村長が指定する施設で指定を受けるには、室内を適切に冷やすことができるエアコンなどの冷房設備が整っていること、熱中症特別警戒情報発表時などに住民や外出中の人々が暑さをしのげるよう無料で開放できること、避難者が休憩するために必要な広さとスペースを確保していることなどの条件が整っていることが必要となり、民間事業所との協定によるクーリングシェルターの指定にあたりましては、開設する期間や時間帯、施設の受入れ体制、利用者の安全確保、費用負担など、あらかじめ整理しておくべき課題があります。

特に、事業所の営業との関係や利用条件、責任の所在などについても慎重な検討が必要であると考えております。

このため、現時点におきましては、まずは既存の公共施設の活用可能性や町における利用ニーズなどを踏まえ、制度の運用上の課題を整理していくことが必要であると考えております。

今後につきましては、国・県から示される情報や他自治体の取組状況も参考にしながら、町の実情に即した対応について研究してまいりたいと考えております。

保健センター所長（依田さん） 私からは、イ、町民への対応についてのうち、そのほかのご質問について、順次お答えいたします。

気象庁の発表によりますと、今年の5月から7月までの平均気温は、昨年と比べ高くなることが予想されており、全国では5月末現在、既に30度を超える真夏日が22日間あり、県内でも

5日間（同日、「9日間」に訂正あり）観測されるなど、熱中症に対する取組は例年以上に必要な状況となっております。

熱中症は、暑い環境にいてことで体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能が働かなくなることから起きる障害の総称であり、死に至るおそれもある危険な症状でもあります。

総務省消防庁の公表では、昨年5月から9月の熱中症による救急搬送人数は全国で10万510人であり、平成20年以降で最も多く、月ごとの搬送人数では6月が過去最多、9月が過去2番目に多い状況でありました。

また、昨年は非常に暑い日が長期間にわたって続いたことから、熱中症警戒情報の発表日数も過去最多の111日となりました。

初めに、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の暑さ指数（WBGT）についてのご質問にお答えいたします。

熱中症警戒情報は、危険な暑さが予想される場合に暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるもので、全国を58の地域に細分化し、前日17時または当日5時ごろの時点で暑さ指数が33以上の予測値となる場合、それぞれの時間に地域を示し発表されます。

この熱中症警戒情報に用いる暑さ指数とは、熱中症のなりやすさを表す指標で、気温、湿度、日射量の3つを組み合わせで計算され、熱中症リスクを総合的に評価したものとなっております。

また、熱中症特別警戒情報につきましては、6年4月から運用が開始されたもので、都道府県内全ての暑さ指数情報提供地点において、前日の10時ごろにおける翌日の暑さ指数の予測値が35以上になる場合に前日14時ごろ発表されるものでありますが、この2年間は全国において発表されていません。

次に、熱中症の予防強化についてのご質問にお答えいたします。

国では、熱中症による救急搬送人数や死亡者数が高い水準にあることから、毎年4月から9月まで熱中症予防強化キャンペーンを展開しており、このうち7月を熱中症予防強化月間と設定し、これらに合わせて本格的な熱中症予防の啓発・対策活動が実施されます。

厚生労働省においては、同期間を職場における熱中症予防対策期間とし、環境省と気象庁によります熱中症警戒情報・特別警戒情報は、4月22日から10月21日までの7か月間、情報提供を行い熱中症予防を効果的に促しています。

町では、本格的な暑さを迎える今の時期から徐々に体を暑さに慣らし、汗をかくような活動や生活を心がけていただきたく、暑熱順化による暑さに負けない体づくりを重点に、熱中症対策について子どもや高齢者、持病がある方についても注意していただけるよう、広報を5月号において早い段階からお知らせし、住民の意識づけにも取り組んでおります。

熱中症の予防対策においては、その危険性や日常生活でできることを具体的にお伝えすること

が重要であり、室内を適切な温度にすることや、小まめに水分や塩分摂取、野菜を多めに食べることなど、家庭でできる取組を大勢の方が集まる健診や教室等の機会を捉え、周知しているところであります。

今後におきましては、熱中症予防に関するリーフレットを町の公共施設に配置するほか、町のホームページにおいても状況に応じた熱中症対策について掲載するなど、関連サイトへの連携を行うとともに、広報誌の保健センターだよりにおいても熱中症に関する情報掲載を行い、住民の皆様には予防行動を心がけていただきたいと考えております。

次に、クールシェアスポットのご質問にお答えいたします。

クールシェアスポットは、各家庭で個別にエアコンを使用するのではなく、冷房の効いた公共施設等を皆さんで共有して利用いただく取組で、省エネルギーや節電対策、さらに熱中症予防として実施しているものであります。

町内における設置場所につきましては、冷房設備を有する公共施設として図書館、文化センター、老人福祉センター、B. I プラザ、坂本宿ふるさと歴史館、隣保館、ふれあいセンター、坂城テクノセンターを町民の皆様が気軽に利用できるクールシェアスポットと位置づけております。

また、現在、整備を進めております新複合施設におきましても、多くの町民の皆様が利用する施設となることから将来的にはクールシェアスポットとしてまいりたいと考えているところであります。

これらの施設の周知につきましては、町ホームページへの掲載を行うとともに、各施設において案内掲示を行っております。

町では、熱中症への注意喚起として、熱中症警戒情報の発出時にすぐメールでお知らせしておりますが、今後、熱中症特別警戒情報が発出された場合には、3月から運用を開始しました公式アプリさかきコネクトによる情報配信のほか、熱中症の危険度が高いことから、各家庭及び屋外で活動されている方にも周知できるよう、防災行政無線を活用してまいりたいと考えております。

すみません。先ほど気象庁の発表において、今年5月から7月までの平均気温は全国で5月末現在、既に30度を超える真夏日が22日あり県内でも5日間と申し上げましたが、9日間の間違いでございました。訂正をお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 私からは、口の小中学校の熱中症への対応について、お答えいたします。

初めに、昨年度の町内小中学校の熱中症の状況についてであります。グラウンドで運動中、吐き気、倦怠感といった熱中症と思われる症状を訴えた児童が1名おりましたが、この児童は保健室で休養したことで回復し、重度には至らなかったと報告を受けております。

次に、文部科学省からの熱中症事故防止のポイントですが、例年5月初旬に文部科学省とスポーツ庁の連名による通知、学校教育活動等における熱中症事故の防止についてが発出されております。

本年も5月8日付で通知され、これによりますと、今年の夏は全国的に気温が高いと予想され、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること等が必要であるとされております。

具体的な内容としましては、環境整備等として空調設備を適切に活用することや、空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること、また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合の処置や救急要請を行う等の体制を整えることなどのほか、各種活動実施に関する判断については、実際に活動する場所における熱中症の危険度を暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことなどが通知されております。

これらを踏まえ、町内の学校においては、授業や学校活動内容を判断する暑さ指数の基準を設けたり、環境面においては、体育館使用時における大型扇風機やスポットクーラーの使用、教室での窓開放や冷房使用のほか、定期的な水分補給の時間を設けるなどの対応をしているところであります。

最後に、避難所に指定されている体育館への冷暖房設備設置に向けた検討の進捗状況についてお答えいたします。

町立小中学校の体育館への冷暖房設備の設置につきましては、近年の夏季における猛暑から児童生徒の安全な教育環境を確保することはもとより、町民の方が利用する社会体育施設として、また、災害発生時において地域の皆様が避難される指定緊急避難所としての観点からも重要であると認識しているところであります。

全国の状況を見ましても、学校体育館への冷房機能のみを含めた空調設備の設置状況は、令和7年5月1日現在の国の調査によれば、22.7%と、前年同月より3.8%の増加ではあるものの、依然整備が進まない状況であり、国におきましても、冷暖房を兼ね備えた空調設備の設置について交付金を設けるなどの対応をしているところであります。

町におきましても、体育館への冷暖房設備は重要との認識ではありますが、導入にあたりましては、国の交付金の条件として断熱工事が必須となっていることから、断熱方法の検討や設置後のランニングコストも考慮した費用対効果などを慎重に検討する必要があると考えます。

今後におきましては、どのような冷暖房設備が最適かなども含め、町全体の事業計画を踏まえ、中で検討してまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは、各項目について担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

その中で、イの町民への対応についてのクールシェアスポットの設置箇所において、一丁目一

番地である町役場が含まれていないということに町民感覚から見ると若干の違和感を感じましたので、追加の検討を希望したいと思います。

また、口の小中学校の3、体育館への冷暖房設置における検討の進捗状況において、過去2度一般質問をさせていただき、今回、第6次長期総合計画、後期基本計画の実施計画書に織り込まれたことは、一歩前進したと捉え、自然災害等の緊急避難所でもあることから、今後は早期設置に向けた尽力を希望して、次の質問に移ります。

次の質問として、新複合施設について取り上げます。

新複合施設においては、関係する各種関係者、住民への説明会、そして建設委員会との打合せを3月17日に開催されました建設委員会をもって、皆さんのご意見を計画に反映させることで一つの区切りがついたかと思います。

また、4月1日の信濃毎日新聞は、坂城の新複合施設10月着工、2028年2月の本体完成を見込むとの見出しで、坂城町は保健センターや老人福祉センターを統合して建設する新複合施設について、整備スケジュールを固めた。内容として、2025年度内を想定していた実施設計は、2026年度にずれ込み、10月の着工、2028年2月の本体完成を見込む。同年4月から本体の一部を供用開始、道路の付け替えなどを含む全体では2026年2月の供用開始を目指している。

山村町長は、「少子高齢化に対応するための拠点にとどまらず、多様な世代が集い、コミュニティ活動や生きがいづくりの場となる施設にしたい」とコメントされております。

以上のことから、新複合施設建設に向けた内容について一般質問を行います。

2、新複合施設建設について。

イ、これまでの経過について。

1、建設委員会や住民説明会の実施状況は（年度単位）。

2、町民・利用者からの意見の反映は。

3、基金の積立ての推移は（年度単位と現在の積立額は）。

ロ、今後のスケジュールについて。

1、現在の実施設計の進捗は。

2、今後のスケジュールは（1期工事と2期工事の概要を含めて）。

3、町民に関心を持っていただくために、オープン前に内覧会（見学会）等を実施するお考えは。

以上の質問について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから新複合施設についてのご質問をいただきました。順次お答えいたします。

新複合施設の建設につきましては、当町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本

方針として、平成29年3月に策定しました坂城町公共施設等総合管理計画、令和2年3月に策定しました坂城町公共施設グランドデザインにおいて、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを複合施設として更新し、福祉・保健機能の強化を図るために計画したところであります。

また、令和3年3月に策定しました坂城町公共施設個別施設計画におきましては、福祉・保健機能に加え、図書館や子育て支援センター機能の付加によるサービスの充実と、幅広い世代のつながりや交流を創出する新たな施設として位置づけを行ったところであります。

さて、ご質問のイ、これまでの経過についてであります。新複合施設につきましては、令和5年度において施設が目指す方向性やコンセプトを明確にするとともに、施設の設計案を立案する上で踏まえるべき基本的な要件を示した坂城町新複合施設基本構想・基本計画を策定したところであります。

また、6年度には基本設計を完了し、現在、詳細な実施設計を進めているところであります。実施設計については、当初は7年度中の完成を予定しておりましたが、町民の皆様からいただいたご意見やご要望を反映するため、事業を繰越し、現在仕上げの段階に入っている状況であります。

次に、建設委員会や住民説明会の実施状況についてであります。建設委員会につきましては、令和5年度は4回、6年度は3回、7年度は2回開催しております。

また、住民説明会につきましては、建設委員会で協議・検討してきた経過を踏まえた基本設計の内容等を受けまして、6年度に1回開催し、7年度には、周辺住民・地権者を対象とした地元説明会を2回開催してまいりました。

続いて、町民、利用者からの意見の反映はについてのご質問であります。新複合施設につきましては、より利用しやすく親しまれる施設となるよう、基本構想・基本計画策定前の令和4年度に、建設委員会の前身となる保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げ、施設のコンセプトづくりの段階からご意見をいただいていたところであります。

また、基本設計においては、設計業者から提案された平面図等の素案を基に、施設利用者の皆さんや関係各所の職員とワークショップ形式での意見交換を重ねながら設計を進め、ご意見を反映した案を基に、建設委員会においてさらに検討を加えてまいりました。

さらに、昨年度は大幅な変更が難しい実施設計の段階ではありましたが、地元説明会でのご要望を踏まえ、建設予定地東側道路の幅員の拡幅について、設計に反映したところであります。

次に、今後のスケジュールについて、まず現在の実施設計の進捗につきましては、昨今の物価高や中東情勢の影響による建築資材の高騰などを勘案しながら、最適な工法・部材等を最終的に検討し、今月末の完了を目指して、施設建設費に係る積算等を行っているところであります。

続いて、今後の工事スケジュールにつきましては、現在、実施設計の完了に合わせて、第1期工事の工事発注に向けた入札準備を進めているところであり、現在の予定といたしましては、

9月議会に本契約の議案を上程し、ご審議いただいた上で、本体工事に着手してまいりたいと考えております。

第1期工事については、今年度秋ごろから来年度にかけて建物本体の建築、電気・機械設備工事及び外構・植栽、開発工事、建物周辺の町道改良工事、太陽光・蓄電池整備工事等を実施する予定としているところであります。

第1期工事の竣工後に予定しております第2期工事につきましては、令和9年度に第1期の本体工事と並行して実施設計業務を行い、翌10年度に老人福祉センターの解体撤去工事、建物周辺の駐車場整備、町道の付け替え整備などの工事を予定しております。

最後に、ご提案のオープン前の内覧会等の実施につきましては、新複合施設は多くの町民の皆様からご意見をいただきながら整備を進めてきたところであり、完成後は幅広い世代の皆様にご利用いただきたいと考えております。

また、当町の公共施設の新築での整備としては、平成27年度に竣工しました南条小学校以来となり、昨今にはない大型の公共施設整備事業となります。工事期間中の見学会等は安全性を考慮すると難しい面もありますが、第1期工事竣工後、施設のオープン前については、建設に向けてお力添えいただいた関係者の方々をはじめ、多くの町民の皆様に施設を見ていただく機会を設けることができると考えております。

なお、基金の推移につきましては、この後、担当課長から答弁いたしますが、新複合施設につきましては、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用し、平常時はもとより、災害時においても地域を支える重要な拠点となる施設であります。引き続き安全性や利便性の向上に努めながら、将来にわたり町民の皆様に親しまれるウェルビーイング具現化をする施設となるよう整備を進めてまいります。

企画政策課長（長崎さん） 私からは、基金積立ての推移についてお答えいたします。

坂城町保健福祉等複合施設整備基金につきましては、保健福祉等複合施設の整備を図り、その施設整備に要する費用の財源に充てるため、令和3年3月議会において、坂城町積立基金条例の一部を改正し、新たな特定目的基金として設置したものでございます。

基金の積立額の推移につきましては、令和2年度は7,500万円、令和3年度は1億9,022万5千円、令和4年度は3億5,685万5千円、令和5年度は2億1,200万1千円、令和6年度は7億4,328万8千円、令和7年度は6億136万4千円を積み立て、令和2年度から令和7年度までの基金積立総額は、21億7,873万3千円でございます。

一方、令和7年度には、新複合施設整備事業の実施設計に係る費用に充てるため、基金から8,250万円を繰り入れ、7年度末の基金残高は20億9,623万3千円でございます。

さらに、令和8年度は、新複合施設整備事業第1期工事に係る費用に充てるため、基金から5億9,810万5千円を繰り入れる予定としているところでございます。

今後につきましても、国からの交付金や有利な地方債を活用するとともに、本基金を財源の一つとして、新複合施設整備事業を進めてまいります。

5 番（宮入君） ただいまは、各項目について町長、担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

先日、議会の社会文教常任委員会で、坂城中学校を訪問する機会をいただきました。その中で、最も圧倒されたことは、建物内において多くの木材が使用されており、壮大感とぬくもり感を強く感じました。これまで、幾つかの県内外の施設を見る機会が多々ありましたが、今回の坂城中学校は、抜きに出ていると感じました。今回の新複合施設建設においても、可能な限り長野県材を用いた対応の検討を希望いたします。

また、先ほどの山村町長のコメントをこれから成し遂げる施策が、これからの課題とされと思いますが、職員の手腕に期待するところです。

最後になりますが、中東情勢の不安定を踏まえた原材料等の高騰による建設費用への影響も大変気になるところであります。町民が誇りに思う施設の建設であることを願って、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日 10 日は午前 9 時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 午前 11 時 31 分）

6月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 教材の備品化に向けてほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) リサイクルによるごみ減量化ほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 手話言語条例について | 山 城 峻 一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） おはようございます。議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1、教材の備品化に向けて、文科省は令和7年6月25日付けで、学校における補助教材及び学用品等に係る負担軽減についての通知を発出しました。

主な内容は、学校における補助教材及び通学用服の学用品等の購入については、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう、留意してほしい。このたび、現下の物価高により、影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえて各教育委員会等が工夫をしている事例を整理したので、参考にしてほしい。また、既に補助教材費及び学用品にかかる保護者等の負担軽減の取組を実施している教育委員会においては、現在実施している予算措置以外の取組や工夫について、ホームまで情報提供をお願いしたい。このように文科省は全国の教育委員会に事例の提供を求めています。

こうした文科省の取組について、町の見解をお尋ねいたします。

伊といたしまして、保護者負担の内容は。

日本国憲法第26条第2項は、義務教育は、これを無償とすると規定しています。義務教育における教材費等の保護者負担について、町の見解をお尋ねいたします。

ロといたしまして、教材費の備品化は、についてであります。

1、今年度の当初予算の教材用備品費では、南条小学校で38万4千円、坂城小学校で15万6千円、村上小学校で28万3千円、坂城中学校で87万8千円を計上しております。

それぞれ何を整備するのかお尋ねいたします。

2つ目に、3小学校での教材を備品化しているのはそれぞれどんなものがあるのか御答弁願いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

教育長（塚田君） 1、教材の備品化に向けてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、イのご質問として、義務教育における保護者負担の見解についてお答えいたします。

先ほど議員からお話がありましたように、日本国憲法第26条第2項におきましては、義務教育はこれを無償とすると規定されており、義務教育段階における子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもたちに等しく質の高い教育機会を保障することは教育行政における一貫した基本方針であると認識しております。また、義務教育の無償化の範囲につきましては、国の指針や最高裁判所の判例におきましても、授業料を徴収しないことと解されており、教科書については国の制度によって無償給付されておりますが、授業で使用する各種教材費や学用品費、給食費といったその他諸経費につきましては、受益者負担の原則に基づき、原則として保護者の皆様にご負担をいただく運用が全国的に定着しております。

本町におきましては、長野県教育委員会で定める学校徴収金の基本的な考え方を参考に、学校の管理運営及び教育活動に関する経費のうち、学校共通の維持に必要な経費は公費負担とし、授業等で作成した成果物・作品や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が児童生徒に還元されるものに関する経費は個人に負担を求めるものとしております。例えばノートや鉛筆などの文房具、さらに鍵盤ハーモニカやリコーダーなど児童生徒が個人の学習活動において直接占有し、使用に伴って摩耗・消費、あるいは卒業後も個人に帰属する性質の個人に属する消耗品的なものにつきましては、原則として私費、保護者の皆様による個人購入をお願いしている状況であります。しかしながら、義務教育において、家庭の経済状況が子どもの学びの格差につながることはあってはならず、保護者の皆様の負担を少しでも和らげるため、経済的な理由により就学が困難な状況にある世帯の児童生徒に対しましては、就学援助制度などといった公的扶助を適切に適用し、学用品費等の援助を行うことでセーフティネットの構築と教育の機会の均等に万全を期しております。

続いて、ロの教材の備品化についてのご質問にお答えします。

今年度の当初予算における教材用備品費の内容であります。学校において、児童生徒が共同で利用し各教科の指導効果を最大限に高めるための共通備品の購入を予定しております。南条小学校では、国の理科教育振興事業の補助対象となる理科教材備品のほか、体育授業の充実を図るため逆上がり補助板やミニハードル及び児童の安全な運動を支える低学年用跳び箱の購入費用であります。坂城小学校におきましては、同じく国の補助金を活用し観察用の水槽用LED照明灯や外部式フィルター、高度な観察に対応する双眼実体顕微鏡など専門的な理科教具の購入費用であります。村上小学校におきましても、国の補助金を活用し児童用の昆虫標本や化石標本、電気

の実験等で使用する直流電流計などのほか、家庭科授業のためのミシン及び書写指導で視覚的な理解を深めるための書写水書版の購入費用であります。坂城中学校におきましても、国の補助金により生物顕微鏡や4 Kビジュアルプレゼンターのほか、数学科での空間認識等の指導に用いる図形学習教具フレームワークセット、家庭科室の電子直線ミシンなどを購入し、各学校におけるニーズに即した多種多様な教材用備品を幅広く準備する予定であり、ただいま準備を進めている状況であります。

次に、小学校で使用する個人教材の学校備品化についてのご質問であります。最終的にその成果物や購入品が児童生徒に帰属するものにつきましては、個人負担との考えから、算数セットや裁縫セットにつきましては、原則として保護者の皆様に購入をお願いし、学校の備品ではなく個人所有としております。学校備品としましては、先ほどの各学校で購入するとした顕微鏡やミシンなど、児童生徒が共有できるものを中心に整備しております。また、直近ではG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒に整備されたクロームブックをはじめとする1人1台の学習用端末本体につきましては、全て学校備品として公費により適切な整備と管理を行い、保護者の皆様に金銭的な負担をかけることなく日々の学習に活用しております。しかしながら、保護者の皆様の初期費用の負担軽減や限りある資源を大切にす循環型社会の意識を学校教育の中で育むという観点から、これらの個人用教材の在り方については一歩踏み込んだ見直しが始まっております。村上小学校におきましては、卒業生の家庭に対し、使わなくなった算数セットの提供を呼びかける回収活動を開始いたしました。この取組により、集まった算数セットの中から、状態が良くまだ授業で十分活用できるものを丁寧に選別・清掃し、今年度の新入生に対してリサイクル品として再利用・支給するという環境にも家庭の経済にも優しい、温かい活動が進められております。今後も各学校と緊密な連携を保ちつつ、子どもたちにとって最適な学習環境の確保と、保護者の皆様が安心して子育てができる負担軽減策の双方を見据え、創意工夫を凝らした教材整備に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） 義務教育はこれを無償とするということでもありますけれども、教育基本法においては、授業料は徴収しないということが大原則になっていますけれども、しかし、今、国のほうでは高校の授業料を無償化にしていくという方向が動いております。当然、義務教育ですので、なおさらこれは今後進められていく中身であります。ぜひ、これは今後も授業料の無償化を進む中で、やはりこれは教材等についてもしっかりとやっていく必要があるかというふうに思います。

それで、教材費の備品化の点でございますけど、村上小学校では、これまで残って使わなくなった算数セットを回収されて、そうしたリサイクル品として次の方にお渡ししていくということになっていますけれども、やはりこれまで教材というのは長年保護者負担でありまして、今もそうです。平成23年の新しい学習指導要領が全面実践するにあたり、各教科で多くの学習内容が増えました。このときは供用備品が主としていましたけれども、それほど保護者負担増にはなり

ませんでした。令和２年から１１年度の指針では、令和７年の教材整備関係の地方交付税負担措置が８００億円計上されております。それでお伺いするんですが、こういうこの町に対して地方交付税はいったいどのぐらい交付されているのか、文科省が求めている保護者負担軽減についてしっかりと対応すべきと思うんですが、それについて、この点はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（中嶋君） 大変すみません、今、町側もいろいろ検討している中で、交付税に関しては通告になかったような気がするということなんですが、そういうことで大森議員、よろしゅうございますか。

１３番（大森君） 通告の範囲は。教材購入する費用は国が出しているわけですよね。では、通告はどこまでの、一字一句やらなければ答弁いただけないということですか。今調べられなければしゃべれないという答弁でいいのではないですか。私、そういうふう思うんですが、議長それについては。

議長（中嶋君） ちょっとお待ちください。

１３番（大森君） 取り計らってください。

議長（中嶋君） 大変ちょっと手間取っておりますが、ここで議事整理のため、暫時休憩を行います。

（休憩 午前 ９時１７分～再開 午前 ９時２０分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

皆さんにちょっとご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

１３番（大森君） 令和７年度の教材整備関係の地方交付税額は約８００億円が計上されております。坂城町においても、これを活用されて保護者軽減にぜひつなげていていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどの算数セットが例にありましたけど、長野市では算数セットを教材化している学校があるんです。それは、その学年、あるいは１年か２年しか使わないという、使う期間がその年度、その学年一時期だけというそういう決まったものについては備品化していくという方向に取り組んでいます。これはもうそれぞれやっぱり学校の学校長の判断もありまして、一律に全ての学校が同時になっているということではありませんけども、それぞれの学校で必要なものについて備品化していくということがあります。それで、文科省が例えばとして例を挙げているのは、今、算数セット、それから彫刻刀、あるいは裁縫セット、これらが今後卒業しても裁縫セットは使っているという方も結構いらっしゃるんで、これは別にしても算数セットとか彫刻刀、あるいはまだいろんな備品があると思うんですが、それらについてもやはり備品化していくということを今後検討していただきたいと思うんですが、それについては検討されていただけますか。

教育文化課長（細田さん） 備品化についてお答えいたします。

教材について、使用によって摩耗・消費、あるいは卒業後も所有が個人に帰属するものについては個人負担をお願いしているところではございますけれども、国においても保護者等の負担が過剰とならないよう工夫することとの考えも出ておりますので、リサイクル等の手段も含めまして、学校と相談しながら創意工夫を凝らした教材整備に努めてまいりたいと考えます。

13番（大森君） ぜひ、備品化に向けて準備を進めていただきたいということを期待したいと思います。

次の質問にまいります。

2といたしまして、千曲坂城クラブの今後は、であります。

先生の働き方改革の一環として、国が2023年から25年度を改革推進期間として中学校の部活動は地域移行を段階的に進めてきています。千曲坂城クラブは、全国でもいち早く立ち上げ、今年度から本格的運用が始まりました。

以下、質問してまいります。

イ、現状は。

これについて登録人数、あるいは坂城中学生にとって新たにできた種目等については、昨日の同僚議員の質問でも町長が詳しく答弁されましたので、これに対する答弁は求めません。必要ありません。

そこで、次の1点だけ質問申します。

部活の会場までの移動手段はそれぞれどうなっているかご答弁願いたいと思います。

ロといたしまして、中学校での部活動は教育活動の一環として長年行われてきたものであります。地域移行によって家庭の経済状況による格差が生じ、子どもたちの活動機会が失われることは避けなければならないと考えます。

そこで2点お尋ねいたします。

1、部活に参加するための個人負担はどのようになっているのか。

2といたしまして、低所得世帯の子に対する国県町の支援はあるのでしょうか。

ハといたしまして、クラブ運営上の課題は、として千曲坂城クラブの運営上の課題としてどんな点が挙げられているのか。以下、3点について質問いたします。

1、町の当初予算には440万円を計上しております。千曲市と坂城町の負担の内訳はどのようになっているのでしょうか。

2つ目に、クラブに対する国県の財政支援はあるのでしょうか。

3といたしまして、千曲・坂城の教育委員会との連携状況、打ち合わせ等についてはどのようにされているのか。

以上、ご答弁を求めます。

教育文化課長（細田さん） 2の千曲坂城クラブの今後はのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、現状についてであります。部活動の地域への移行につきましては、国の方針に合わせ、令和5年3月に千曲市と坂城町の共同で千曲坂城クラブを立ち上げ、千曲市教育委員会に事務局を置き、段階的に移行しながら、今年度から本格的に地域展開を図っているところでございます。

各専門部の活動場所は、運動クラブは千曲市と坂城町の体育館や武道場、中学校の体育館やグラウンド等で練習を行い、文化系クラブは市と町の文化施設や中学校施設、公民館等で活動を行っており、それぞれの施設の空き状況や道具の充実、設備が整っている場所を確保し活動しています。

ご質問のありました各専門部の活動場所への移動手段としましては、自転車、親及び部員保護者の車で送迎、電車、循環バス、タクシー等であり、各専門部において活動場所の工夫や各専門部に配当される活動費を活用し、移動にかかる保護者等の負担軽減に努めております。

続きまして、ロの保護者負担についてですが、昨年度までの千曲坂城クラブでは、地域展開の準備期間であることから国の補助金、寄附金、千曲市と坂城町の負担金等により、生徒1人あたりの負担は年会費3千円のみとなっており、そのうち800円は生徒のスポーツ保険掛け金であります。地域クラブとして完全に地域展開となりますと国の補助金が減少し、活動時間も増え、指導者謝金等の増加が見込まれることから、クラブの発足時から各専門部代表や専門部指導者、保護者代表、生徒代表、学校関係者で構成する千曲坂城クラブ運営委員会でも、今後の事業経費と会費について議論を重ねてきたところであります。議論の中では、これまでも中学校の部活動につきましては、活動状況に応じて外部の専門指導者への謝金、大会参加費等自己負担をお願いし、部活動ごとに会費をいただいていたことから、千曲坂城クラブとしましても、今後も地域クラブとして持続させるために専門部の活動時間に応じて運営に必要な月会費を徴収することとし、今年度から年会費3千円のほかに各専門部の活動状況により金額は変わりますが、月3千円を上限とした月会費を徴収しております。

なお、月会費の徴収にあたっては、昨年度から千曲市と坂城町の中中学校で保護者説明会を開催し、保護者の皆様のご了解をいただいたところであります。

続いて、低所得世帯への国県町の支援についてのご質問ですが、国において今年度から経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に必要な事項について要領等を定めたところでございます。内容としましては、対象とする生徒については生活保護世帯の生徒か住民税非課税世帯の生徒、また、双方に準ずると認められる世帯の生徒とし、補助対象となる経費は地域クラブへの参加費及び保険料等で、上限額の設定はありますが対象経費の2分の1以内が補助額となります。今後、千曲坂城クラブに加入している生徒におきましてもどのような支援を行えるのか、千曲市とも協議を行いたいと考えております。

最後に、ハのクラブ運営上の課題といたしまして、市町の負担の内訳についてでございますが、

クラブ全体では今年度約4,610万円の事業費を予定しており、内訳は指導者への謝金及び大会旅費で3,200万円のほか、専門部の活動や大会出場への補助金550万円、専門部や他団体等との連絡調整を行うコーディネーター及び会費徴収を行うシステム料、その他事務局経費などであります。この事業費を賄うため、千曲市と坂城町が共同で負担しており、負担割合は全体の事業費から国の補助金、会費等を引いた事業費約1,900万円の1割を均等割として千曲市と折半し、残りの9割を生徒数の割合で負担しているところです。

続きまして、クラブに対する国県の財政支援はあるのかとのご質問ですが、令和5年度から7年度までの準備期間については、移行体制の整備ということで国から地域クラブ活動体制整備事業補助金がクラブ全体の事業費のおおむね半分を占めており、7年度については約1,780万円の補助金を受けておりました。今年度からはクラブ活動が完全に地域展開となり、移行にかかる補助金が見込めない状況でしたが、昨年度末の国の補正予算において、地域クラブへの支援を目的とした補助金の新設され、270万円について交付される見込みが立ったことから、今年度の予算として計上しているところでございますが、前年度からは大きく減額となっております。

続いて、千曲市と坂城町の教育委員会での連携状況ですが、次年度の予算の関係もございしますので、年末頃から千曲坂城クラブの来年度事業計画や予算について協議を行い、市町の当初予算成立後の3月下旬に総会を開催し、クラブの新年度予算の承認をいただいております。また、総会以外にも国県動向の迅速な反映やクラブ運営に係る協議の場として、千曲坂城クラブ専門部指導者、校長会代表、保護者代表、生徒代表等14名で構成される運営委員会を組織し、活動計画等を協議する運営委員会を年3回開催しております。運営委員会には千曲市関係者のほか、町からは副委員長として公民館長、専門部で剣道専門部代表として坂城中学校教諭が参加し、町教育委員会事務局におきましても会議前の議題の協議や会議の結果について、千曲市教育委員会とも情報共有を図り、千曲坂城クラブの事業計画への反映等を行っているところでございます。

13番（大森君） 具体的に答弁いただきました。クラブへの会場への移動についてですが、自転車、車、循環バス等いろいろと使うことになるんですが、1つ、例えば水泳の場合は、冬季、冬の期間は南長野運動公園で行うというふうになっています。そこで、ここへは電車で篠ノ井駅まで行ってあとはバスになるかと思うんですが、これはどんなふうな、何かお聞きしているでしょうか。ご答弁願えればお願いしたいと思います。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

クラブ活動に対する移動への支援につきましては、これまでも保護者の皆様から生徒の移動状況に応じた補助を行ってほしいとの要望があり、運営委員会での協議の結果、移動手段の確保については千曲坂城クラブとして方針を示しまして、それに伴い各クラブで検討して実施しているところでございます。千曲坂城クラブの方針としましては、生徒・保護者の負担が軽減されるよ

うな活動場所を各専門部で工夫して、生徒の移動が少ない近場での活動を行ってほしいこと。あと、各専門部に対し人数に応じて配当される活動費の中から、生徒の移動方法に応じてタクシー利用の補助、しなの鉄道、循環バス利用の補助等各専門部の状況に応じて対応をするということとしております。対応につきましては、それぞれのクラブのほうで対応しているところがございますけれども、以上のような支援を行いまして、千曲坂城クラブとして生徒及び保護者の皆様の軽減を図るとともに、生徒が活動しやすい環境づくりに努めているところでございます。

13番（大森君） ご答弁ありがとうございます。新しく、本格的に千曲坂城クラブが運営始まったということになりまして、そこで保護者の皆さんに説明を行って承認をいただいているということで、それは手順としては非常に当然のことだというふうに思うんですが、移行する前は当然学校で部活をやっていました。そのときには、当然もう移動手段だとか、あるいは特別な費用、謝金だとか、あるいは月謝だとかというようなのは発生していなかったはずですよ。おおむね保護者の皆さんは承諾されているということであるんですけれども、しかし、低所得者世帯の子どもさんに対する補助ということで2分の1は補助されているという、今ご答弁ありました。それで、文科省は昨年12月に策定した指針で、困窮家庭への支援を確実に行うとの留意点を明記しました。今年度予算にはクラブ参加費と保険料を国と自治体で年最大3万6,800円の補助をするということを盛り込んでおります。これについて、その対象者に対する国への申請はされているのでしょうか。ご答弁を求めます。

教育文化課長（細田さん） 先ほどの国の補助の関係ですけれども、2分の1は国から補助される、残り2分の1は千曲坂城クラブが負担する、こういった分については保護者が負担するとか千曲坂城クラブで負担するとか、そんなような検討も必要になってくると思いますけれども、また国の補助要件といたしまして、別の7つの要件を満たして認定クラブである必要がございます。千曲坂城クラブの一部のクラブではちょっと満たされないと思われる部分もございますので、今後、活動状況を精査し検討していきたいということで、今現在では補助金の申請はしていない状況でございます。千曲坂城クラブは、千曲市と共同で作り上げた地域クラブです。今後、千曲市と協議をする中で、そういった補助の申請をするとか、そういった件につきまして運営委員会や総会に諮り、関係者のご意見を聞き、一つ一つの課題解決しながら持続可能なクラブにしていきたいと考えております。

13番（大森君） それでもこれは申請しているクラブも全国の中にはあると思うんですけれども、これどうもここで言うのがいいかどうかというのもちょっと心配するんですけれども、やっぱり千曲市と坂城町でもっと機敏な行動、打ち合わせ、そういうのをぜひやっていただきたいし、特に低所得世帯の子どもさんに対しては部活に入っちゃ困ると親は思っている、そういう費用を出せないというふうになっても、やっぱり親とすればやりたいことをやらせてあげたいということで、そういう家庭もあるかと思うんですよね。こういう方々の支援が国がやると言ってい

るのに体制が取れなかったからできていない。これはあまりにもちょっとずさんと言うと大げさですけども、やはり機敏なこの行動をぜひ求めたいというふうに思います。それから、クラブ運営への課題ということですが、やはりそれぞれ教育委員会とのマッチングといいますか、そういう打ち合わせ等をしっかりとやっていくということがやっぱり今後の大事な課題ではないかというふうに考えています。子どもたちのスポーツ文化の機会を保障することは教育の機会均等の観点からも極めて重要であります。部活動の地域移行が家庭の経済力によって参加の可否が左右される制度となることのないよう、次の点を要望しておきたいと思います。

国県の補助金の積極的な活用、保護者負担の軽減策、経済的困窮世帯への支援制度、千曲市との広域連携による効率的な運営ということについて、今後十分検討していただきたいというふうに思います。

次に、坂城駅舎の利活用についてお尋ねいたします。

イ、坂城駅舎の有効活用は。

現在のしなの鉄道坂城駅は明治21年の鉄道上田～長野間の開通時に設置され、このときには坂木村という村でありましたが、その後、坂城（城）になり、名前も坂しろ駅と改称されました。そして、この坂城駅は近隣の養蚕の集荷だとか、あるいはリンゴやブドウの出荷、さらにモノづくりの町として町内外からの通勤客を送迎するバスが発着していたという時期もありました。長野オリンピック開催に向けて長野新幹線の開通がきっかけに軽井沢駅から篠ノ井駅までがしなの鉄道に移管されました。

坂城駅の貨物の取扱いは、現在では油槽所の専用線があり、ＪＲ貨物に継承されています。町長はエレベーター設置のとき、坂城駅は「セントラル・ステーション」と呼称されました。こんなに主要な役割を果たしてきた坂城駅がＩＴの普及でＳｕｉｃａが導入され、ついに無人駅になってしまいました。

国鉄は6つの民営化に分割され、新幹線の開業延伸等で全国の在来線は第3セクターに移管され、乗降客の少ない路線は費用対効果で、無人駅や鉄道の廃止が推し進められております。こうした状況下で今後のしなの鉄道についてもどうなるか心配するところであります。

それはさておきまして、以下2点についてお尋ねします。

しなの鉄道から坂城駅の管理を任された内容はどんなものでしょうか。

2つ目に、駅舎奥にあるギャラリーの活用はどのようになるのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから3番目の質問としまして、坂城駅舎の利活用についてということでご質問ありました。今までの状況も踏まえまして、順次、お答えしたいと思っております。

まず、坂城駅につきましては、しなの鉄道の経営改革の一環として、平成15年4月に駅業務

について、しなの鉄道から町に委託されたところであります。委託された駅業務につきましては、町の地域交通の利便性の維持や高齢者の雇用創出などを踏まえ、町から長野県シルバー人材センターへ業務を再委託し、券売機で対応していない定期券や回数券などの発券業務、乗り越し運賃の精算、切符の確認及び回収などの改札業務、発着時刻や運行情報などの構内放送に加え、待合室や駅周辺の環境美化などの旅客サービス業務を実施してきたところであります。また、町ではこの駅業務の受託を契機として、町の玄関口である坂城駅について駅利用者だけではなく、町民の皆様や町を訪れる方への情報提供と憩いの空間の創出を目的としてギャラリースペースやコミュニティスペースを整備するなど、駅舎の改修を実施した経過があります。また、しなの鉄道におきまして、先ほどお話ありましたが、本年3月14日から全線全駅に交通系ＩＣカードＳｕｉｃａが導入され、当町2か所の駅においてはポール型の簡易Ｓｕｉｃａ改札機が設置され、ＩＣカード読取部に交通系ＩＣカードをタッチすることにより、入出場が可能となったほか、列車の運行情報や遅延情報などリアルタイムでの表示に加え、音声でもお知らせが可能な駅案内用モニターシステムを導入するなど、駅員が行っていた業務を担うことができる体制を整備する中で、テクノさかき駅に続き、坂城駅につきましても、4月1日から無人化となったところであります。

この無人化に伴いまして、しなの鉄道から駅事務室の利活用について打診を受け、事務室内の状況やしなの鉄道による無人化後の事務室の利用予定、契約条件なども確認する中で、しなの鉄道とも協議を重ね有効利用について検討してまいりました。私も過日その駅舎の中に入りまして、大いに期待もしたんですが、これから申し上げる、ちょっと残念だという感じなんですけれども、しかしながら、駅事務室の部分、床面積でおよそ10坪余りと限定的であることや、しなの鉄道の設備である券売機や制御盤等の機器が置いてあり、管理上立ち入りができないよう間仕切り壁の設置が必要になるということで、活用できるスペースがさらに限られることに加え、駅舎については、実は明治42年の建築であるということで、120年ぐらい前からなんでしょう、老朽化が大変進んでいる部分もあり、私も中に入りましたが、床がうぐいす張りどころか、何ていうか、からす張りみたいな感じで、ものすごい音が出るような床の状況でもありました。借りても駅員が管理上しょっちゅう入ってくるというようなことで、これは現状での利活用はかなり難しいかなという判断に至っているところであります。また、しなの鉄道から坂城駅の管理を任された内容とのご質問ではありますが、無人化となった4月1日以降の対応といたしましては、駅及び構内の管理についてはしなの鉄道の社員が定期的に巡回し、構内の清掃や日極駐車場の運用を含めた駅舎管理を行っており、いわゆる駅業務についてはしなの鉄道が直接行っている状況であります。町におきましては、これまで活用してきたギャラリー等について、引き続き清掃等の管理を行っていくところであります。また、ギャラリーの活用につきましては、これまで土日祝日及び年末年始を除き開放時間を午前8時から午後6時までとし、展示等を目的とした希望者に対して無料で貸出しを行ってきたほか、169系電車の車輪と車軸の常設展示とともに、

169系電車保存会による鉄道にまつわる写真などの展示も行われてきたところであります。ギャラリーの貸出し状況といたしましては、これまでに美術展や写真展などで坂城高校や坂城中学校の生徒の皆さんの作品展示について年間を通じてご利用していただいたほか、町内の保育園や幼稚園の子どもたちの作品展示や、近年では町内社会福祉法人の入所者の作品展示会の場として毎年のようにご利用いただいている状況であります。

今後のギャラリー活用についてのご質問であります。これまでギャラリーの開閉につきましては、これがちょっと問題なんですけれども、今までギャラリーの開閉につきましては、駅管理業務の委託先であるシルバー人材センターの駅員によってギャラリーのシャッターの開け閉めをやっているわけであります。ところが、駅員が不在となった4月以降、閉鎖の状態がずっと続いておりました。ということで、私は先ほど申し上げたように、駅舎の事務所そのものを使うのは、これは難しいなと思うんですけれども、ギャラリーについてはもっと一刻も早く管理できるように、利用が再開できるように今調整中であります。坂城駅につきましては、町の玄関口であることから、今後もしなの鉄道と協議を継続し、町を訪れる方々や駅利用者にとってよりよい空間となるよう、引き続き検討してまいりたいと、早急にやりたいというふうに考えております。

13番（大森君） 町長より、懇切丁寧な答弁をいただきました。事務室が使えないとなると、あのままの状態なのかなというふうに思うんですけれども、全国の無人駅では地元産の農産物の販売だとか、あるいは図書館の分室だとか、コミュニティの場などいろんな活用をされている駅もあります。坂城駅の場合はそうはいかないというお答えでございますけれども、1つギャラリーの活用については早急に対応していただきたいというふうに思います。

時間ありませんので、次の4、イラク（同日「イラン」へ訂正あり）情勢による経営悪化対応の支援を。事業所支援をということでお尋ねいたします。

5月30日の信濃毎日新聞で、「食品値上再燃」ということで、「ナフサの供給不安、包装費も増加、7月以降も続く」と。そして、さらに2026年の飲食料品の値上げが1万品以上超えるというふうに言っています。また、全国商工団体連合会の調査でも、塗装業の方は原材料が50から75%値上げで溶剤の確保が大変だと。仕事を受注しても施工できない、収入が途絶えるということでの不安を訴えています。こういう状況、そして、帝国データバンクの県内の支店の調査では、県内では14.6%が倒産リスクが高く、全国で最高というふうに言います。リスクの高い企業の86.6%は従業員10人未満、75.2%は売上高1億円未満の企業、業種別では製造業が最多の1,032社、小売業が928社等についてなっているという報告があります。

以下、2点についてお尋ねします。

町内事業所の現状把握はどのようになっているのか。

2つ目に、今後の対策について。

この2点についてお尋ねいたします。

議長（中嶋君） 大変失礼ですが、早めをお願いをいたします。早口でひとつお願いいたします。

商工農林課長（北村君） ただいま、大森議員さんから4番目の質問といたしまして、イラン情勢による事業所の経営悪化対応の支援についてのご質問をいただきました。順次、お答えいたします。

今年2月28日に、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃により始まった戦闘により、中東地域の海上輸送の要衝であるホルムズ海峡が事実上の封鎖となり、世界のエネルギーや原材料の供給網を不安定化させています。これにより、原油価格の高止まりや、ナフサをはじめとする化学原料の供給不安を招き、国内経済への影響が懸念されているところであります。

こうした状況の中、町内事業所の状況を把握するため、4月に町内製造業主要20社を対象といたしまして、四半期ごとに実施している経営状況調査の際に、イラン情勢やホルムズ海峡の事実上の閉鎖による自社の事業や収益に与える影響について調査いたしました。

回答のあった企業からは、生産に使用する油脂類や原材料の調達を懸念する回答が多くあったほか、こうした状況が長期化した場合、生産への影響や受注量の減少を懸念する回答が寄せられたところであります。また、町、商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合の商工4団体で毎月行っている定例の打ち合わせ会議においても、3月以降、イラン情勢による町内事業所への影響について情報共有を行っておりますが、現在のところ、商工会などに対し事業所から生産に使用する油脂類や原材料の調達などを懸念する声は寄せられているものの、資金繰りの相談にまでには至っていない状況であります。

次に、今後の対策についてお答えいたします。

現在の中東地域の緊張が長期化した場合、事業所の資金繰り支援が必要となってくることも想定されます。県からは、今回の中東情勢を踏まえまして、融資制度の拡充を検討していると同っておりますが、町といたしましても、今後、県や金融機関、関係団体とも連携して事業所の資金需要に円滑に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、今回のイラン情勢悪化による影響につきましては、全国的な課題でもありますので、今後も引き続き、町内事業所の状況把握に努め、必要に応じて国や県にも支援を要請していきたいというふうに考えております。

議長（中嶋君） ご協力ありがとうございました。

13番（大森君） 1点だけ再質問させていただきます。今のところ、融資の資金繰り等については、融資の相談は今のところないということですが、今後どうなるかということもありますので、これはセーフティネット5号の適用というのは、この状況でもされるのでしょうか。

商工農林課長（北村君） セーフティネット5号への適用の関係であります。こちらにつきましては、国のほうで不況業種として指定してまいります。3か月ごとに見直し等を行っております。

て、現状で対応不況業種として認定されていればもちろん対応できますが、7月で見直しがまたありますので、そこで不況業種の増加させる、不況業種の対象業種が増えることも想定されます。その点も踏まえまして対応してまいりたいというふうに思います。

13番（大森君） それでは、見直しになった時点で、やはり広報などで周知していただくということもお願いしたいというふうに思います。このイラク（同日「イラン」へ訂正あり）情勢の点ですけれども、今でも停戦交渉はやられているというふうに言われていますけれども、交渉も行き詰まった状態になっています。石油由来のナフサ不足など全国の全産業に大きな影響を与えています。これまでのカラー刷りだったお菓子などの袋も2色刷りになったりということで色がなくなっていくという状況になっています。政府はナフサは十分間に合っているというふうに言っていますけれども、どこかで目詰まりを起こしているといつて流通業者等に責任転換をしております。私は目詰まりしているのはホルムズ海峡の封鎖が一番の目詰まりだというふうに思います。そういう意味で、日本の経済を再興するためには、このイラク（同日「イラン」へ訂正あり）情勢を解決するために、日本政府が力を尽くすということ、このことが大事ではないかというふうに考えております。

以上、私の今回の一般質問はこれで終わりといたします。ありがとうございました。

議長（中嶋君） ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで、大森茂彦議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

13番（大森君） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ありません。先ほど私の一般質問の4番目の質問の中で、イラク情勢と申し上げました。これはイラン情勢の言い間違いであります。訂正をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中嶋君） お諮りをいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ございますか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしの声が大変多くございました。したがって、異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定をいたしました。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

2番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年に入ってから雪も大変少なく暖かな冬でした。しかし、5月の気温が30度を超える日が増えており、今夏も猛暑、酷暑となる懸念が強くなっております。町といたしましても、防災行政無線だけではなく、さかきコネクト等のツールを用いて熱中症予防の注意報など発信を行っていただきたいことをお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

1、リサイクルによるごみ減量化について。

5つの項目について質問します。

イ、可燃ごみ、不燃ごみについて、3点。1、過去5年の可燃ごみ及び不燃ごみの排出量の推移は。2、プラスチック製容器包装類、カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類の過去5年の推移は。3点目、サンデーリサイクルにおけるプラスチック製容器包装類、カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類の過去5年の推移は。

次に、ロ、不法投棄の状況について、2点。まず1点目、不法投棄についてパトロールの場所と頻度は。2点目、過去5年の回収量と回収物の内容は。

次に、ハ、千曲川クリーンキャンペーンについて。過去5年の回収量と回収物の内容は。

ニ、ごみ減量化について、2点。まず1点目、ごみ減量化推進委員会の方の活動内容は。2点目、コンポストや生ごみ処理機などの購入補助について過去5年の実績は。

ホ、プラスチック製品の収集方法について。プラスチック製品の収集方法が変更される予定だが、今後の計画は。

以上について質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから1つ目の質問として、リサイクルによるごみ減量化ということで、イロハニホとご質問がありました。私はこのホのプラスチック製品の収集方法についてお答え申し上げまして、他の項目につきましては担当課長から答弁いたします。

当町のプラスチック製品の収集につきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、町民の皆様や地域のご理解をいただく中で、平成15年からプラスチック製容器包装の分別収集を実施してまいりました。その後、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで消費者、自治体、事業者が連携し、資源循環の取組を促進することを目的とした、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆる新プラスチック法が令和4年に施行され、従来のプラスチック製容器包装に加え、新たに製品プラスチックの収集が市町村に求められることとなりました。

こうした状況に対応するため、葛尾組合において旧焼却施設跡地に新たなリサイクルセンター建設事業が進められており、令和6年度に旧焼却施設の解体撤去工事が完了し、令和7年度から擁壁工事、地盤改良工事、基礎工事を経て、現在は建屋の建設工事とともにプラント機械の設置工事や破碎機室などの内部工事などが順調に進んでおり、令和9年3月の竣工を目指しているところであります。

新たなリサイクルセンターは新プラスチック法に適応した処理工程が整備され、従来から対応しているプラスチック製容器包装に加え、新たに製品プラスチックの処理が可能となります。

それに伴い、町では新たなリサイクルセンターが本稼働する令和9年4月に合わせ、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの2つをプラスチック資源として一括収集する方向に変更し

たいと考えております。プラスチック資源として収集するもののうち、プラスチック製容器包装については従来の分別方法と変更はなく、そこに製品プラスチックと一緒に入れていただき収集する方法を考えているところであります。

新たに資源として収集の対象となる製品プラスチックは、現在可燃ごみに区分されているバケツやクリアファイル、ハンガーといったプラスチック製品で、その全てがプラスチック素材でできており、一番長い辺が50センチメートル未満のものとなります。

また、新たなリサイクルセンターの稼働に合わせて、プラスチック資源の収集方法についても変更したいと考えており、具体的には現在プラスチック製容器包装で行っている各地区の資源物収集庫に用意された大きな袋へ出していただく方法から可燃ごみや不燃ごみと同様に専用の指定袋に入れて、可燃ごみと同じ収集場所に曜日を変えて出していただく方法へと変更するものであります。

この変更により、これまで地域の皆様をお願いしておりましたプラスチック製容器包装の立会い当番を廃止とするほか、可燃ごみと同じ収集場所での収集とすることで、これまでよりも近い収集場所へ出せるなど、地域の皆様にご協力いただきやすい体制づくりを考えておりますが、その一方で、立会い当番がいなくなることによる資源の質の低下や、プラスチック製品に内蔵されたリチウムイオン電池の混入などが懸念されるところであります。

町では、こうした変更の内容や新たな課題を住民の皆様にご理解いただくことが重要でありますので、今後、葛尾組合等との調整を経て、9月頃から全ての区において説明会を開催し、対象品目、分別方法、排出時の注意事項などについて丁寧にご説明させていただく場を設ける予定としております。また、説明会に加え、町の広報誌やホームページ、町公式アプリさかきコネクトへの掲載のほか、各戸配布のチラシ、3月に配布を予定している保存版分別冊子など、様々な媒体を活用して周知の徹底を図ってまいります。

町といたしましては、資源物の安定処理を継続していくため、製品プラスチックの収集に対応した新リサイクルセンターの建設に協力し、これからの取組を着実に進めることにより、来年4月の一括収集の開始に向けて混乱を招くことがないように努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1、リサイクルによるごみ減量化のご質問のうち、イ、ロ、ハ、ニについて順次お答えいたします。

まず、町で排出された各5年間の可燃ごみ及び不燃ごみについて、家庭系、事業系それぞれの推移を申し上げます。

家庭系可燃ごみは令和3年度が2,444トン、4年度が2,422トン、5年度が2,301トン、6年度が2,255トン、7年度が2,261トン。

事業系可燃ごみは令和3年度が1,558トン、4年度が851トン、5年度が806トン、6年度が757トン、7年度が748トン。

次に、家庭系不燃ごみは令和３年度が１３９トン、４年度が１２５トン、５年度が１０６トン、６年度が９５トン、７年度が９１トン。

事業系不燃ごみは令和３年度が２９トン、４年度が３７トン、５年度が３４トン、６年度が３３トン、７年度が３３トンでした。

続いて、家庭から排出されたプラスチック製容器包装、カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類について、それぞれ過去５年の推移を申し上げます。

まず、プラスチック製容器包装は令和３年度が７２トン、４年度が７８トン、５年度が８１トン、６年度が７７トン、７年度が７６トン。

カンは令和３年度が１６トン、４年度が１５トン、５年度が１１トン、６年度が１１トン、７年度が１０トン。

ビンは令和３年度が６８トン、４年度が６４トン、５年度が６１トン、６年度が５９トン、７年度が６０トン。

ペットボトルは令和３年度が７トン、４年度が８トン、５年度、６年度、７年度がそれぞれ１０トン。

紙類は令和３年度が２６３トン、４年度が２１９トン、５年度が２０６トン、６年度が１６７トン、７年度が１４３トン。

布類は令和３年度、４年度、５年度がそれぞれ４トン、６年度と７年度がそれぞれ２トンでした。

続いて、サンデーリサイクルにおける過去５年の回収品目ごとの推移を申し上げます。

まず、プラスチック製容器包装は令和３年度が１２トン、４年度、５年度がそれぞれ１４トン、６年度が１５トン、７年度が１６トン。

カンは令和３年度、４年度、５年度がそれぞれ６トン、６年度が７トン、７年度が６トン。

ビンは令和３年度、４年度、５年度がそれぞれ１８トン、６年度が１９トン、７年度が２１トン。

ペットボトルは令和３年度、４年度がそれぞれ３トン、５年度から７年度がそれぞれ４トン。

紙類は令和３年度が４７トン、４年度が４４トン、５年度が４２トン、６年度が３９トン、７年度が４４トン。

布類は令和３年度から６年度までが各５トン、７年度が４トンでした。

続いて、ロ、不法投棄の状況についてお答えいたします。

不法投棄のパトロールの状況ですが、町ではシルバー人材センターに委託し、２名体制で年間約３０日間のパトロールを実施しております。パトロールの箇所としては、不法投棄が発生しやすい河川敷沿いや山沿いを中心に巡回し、不法投棄物の回収にあたっています。

過去５年の回収量は、令和３年度が可燃ごみ１，６６０キログラム、不燃ごみ４２５キログラム

ム、4年度が可燃ごみ2千キログラム、不燃ごみ995キログラム、5年度が可燃ごみ2,360キログラム、不燃ごみ360キログラム、6年度が可燃ごみ1,650キログラム、不燃ごみ1,050キログラム、7年度が可燃ごみ1,610キログラム、不燃ごみ1,215キログラムでした。

回収物については、プラスチックやペットボトル、カン、ビンが主なものになります。

続きまして、ハ、千曲川クリーンキャンペーンについてお答えします。

まず、過去5年の回収量ですが、令和3年度は感染症拡大の影響により中止、1会場のみでの開催であった令和4年度は90キログラム、5年度は雨天により中止、3会場での開催となった6年度は600キログラム、7年度は475キログラムで、本年度については305キログラムでした。

回収物はプラスチックやペットボトル、カン、ビンなどが多くを占めております。

続いて、ニ、ごみの減量化についてお答えします。

まず、坂城町ごみ減量化推進委員会の活動内容であります。推進委員会は平成22年度に発足し、現在は7名の方が活動されており、これまで住民向けの啓発活動や小学校での環境学習、小学生対象の標語コンクールの実施など、ごみの減量化、資源化の推進、啓発に町と連携して取り組んでおります。

次に、生ごみの減量化、堆肥化促進を目的に購入費用の2分の1、5万円を上限に補助金を交付している生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の過去5年間の申請状況であります。令和3年度は18件、4年度は25件、5年度は15件、6年度は27件、7年度は14件であります。

町といたしましては、消費型のライフスタイルを見直し、環境への負荷を軽減しながら、限られた資源を繰り返し活用することで、循環型社会の実現を目指すことが重要であると認識しており、葛尾組合の新たなリサイクルセンターの稼働に合わせ、町民の皆様の協力を得る中で、千曲川クリーンキャンペーンなどの啓発活動を通じて環境保全への理解を深める取組も進めながら、不燃ごみ及び資源物の安定処理とごみの減量化を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいま町長、担当課長より各項目についてお答えをいただきました。その中で、次の4点の内容について再質問をいたします。

まず1点目として、可燃ごみ、不燃ごみの収集不能だったものの取扱についてはどのようなものなのでしょうか。

2点目として、世界的なナフサ不足により各地でゴミ袋の供給に滞りが発生しているのですが、当町での取扱について影響はどのようなになっているのでしょうか。

3点目として、プラスチックごみが可燃と同様の回収方法となる予定とお聞きしましたが、回収にかかる費用はどのような変化となるのか。

4点目として、今、町で回収を行っている古紙、段ボールはどのようにリサイクルされ、どのように活用されているのでしょうか。

4点について再質問いたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問4点についてお答えいたします。

最初に、可燃ごみ、不燃ごみの収集不能だったものの取扱いについてでございますが、収集不能だったごみにつきまして該当する自治区から相談等があった場合、職員で現場を確認し、出した方が特定できる場合には該当者に回収と分別について説明に何う対応をしております。一方で、出した方が分からない場合には、収集できないものであることを明示したシールを貼り、一定期間置いたのち、不法投棄パトロールに合わせて回収するなどの対応をとっております。

2点目のナフサ不足によります指定袋の供給状況についてお答えいたします。

現時点では、町では一定数量の在庫を持っており、製造業者からの納入も問題ないということから指定袋の供給については影響はございません。なお、ホームページにも掲載させていただいておりますが、必要数以上に購入するなどが行われますと店舗での品切れ等が発生してしまいますので、住民の皆様におかれましては必要数以上の購入は控えていただければと思っております。

続いて、プラスチック資源の収集にかかる費用はどのような変化なのかになるかということでございますが、こちらは来年度の収集にかかる委託費用につきましては、今年度実施します入札で決定するため、具体的な数字についてはお答えできませんが、可燃ごみと収集箇所が同じになることから、可燃ごみ収集の1回分と同程度の金額の増加が見込まれると考えております。

それから4点目、古紙、段ボールのリサイクルのまた活用方法についてでございますが、古紙、段ボールに関しては、収集委託業者にて収集し、圧縮したものを製紙メーカーに引き渡し、段ボールや新聞紙などの原料として再利用しているということでございます。

2番（大日向君） ただいま再質問にお答えいただきました。

当町におけるごみの現状を詳しく知ることができたと思います。お話の中にもございました通り、ごみ減量化は、これからの未来を見据える中で大切なことでもあります。最近のナフサ問題によるごみ袋供給の不安もありますが、地域におけるごみの削減がどのような効果をもたらすでしょう。例えば、焼却施設の更新寿命を延ばす、SDGsにおけるCO₂排出量削減等、我々の生活に密着した問題改善に影響を与えることができるのではないのでしょうか。そのようなことを踏まえ、ぜひ近い将来には様々な場面での見える化を進め、町ホームページやさかきコネクト等を活用し、情報の発信をしていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2、交通反則通告制度について。

イとしまして内容について、令和8年4月交通反則通告制度が改正されたが、その内容は。

2点目、今回の改正により16歳以上の自転車運転者が対象となっておりますが、対象外の小中

学生についての啓発活動は、ということで2点質問いたします。

住民環境課長（山下君） 2、交通反則通告制度について、イ、内容についてのご質問のうち、私からは制度内容についてお答えいたします。

近年の自転車による事故の増加や、ルールを無視した危険な運転が社会問題化していることを背景に、交通安全対策を強化するため、今年4月に道路交通法が改正されました。

主な法改正の内容は、16歳以上を対象とした自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入であります。これまで自転車の交通違反については、悪質な場合は赤切符による刑事処分、軽微な違反については指導警告を中心に行っていましたが、その中間的な制度がありませんでした。

今回の法改正により、16歳以上の自転車利用による信号無視、一時不停止、逆走、スマホやイヤフォンなどのながら運転など、一定の違反行為に対し反則金を科すことが可能となりました。これにより、違反行為の抑止と、迅速かつ実効性のある対応が期待されております。

また、自動車と自転車の接触事故防止を目的として、自動車が自転車を追い越す際の安全義務も強化されました。自動車等が自転車の側方を通過する際には、十分な間隔を確保すること。また、十分な間隔が取れない場合には安全な速度まで減速することが義務化されました。併せて自転車側にもできる限り道路左側に寄って通行する努力が求められております。

町といたしましても、法改正内容の周知徹底を図り、自転車、自動車利用者双方の交通安全意識の向上に努めるとともに、対象とならない小中学生が自転車事故に遭わないよう指導啓発に努めてまいります。

教育文化課長（細田さん） 交通反則通告制度について、イの内容についてのご質問のうち、私からは小中学生への啓発活動についてお答えいたします。

小中学生の啓発活動については、各小中学校で実施しており、はじめに小学校での自転車の乗り方等の啓発活動につきましては、各学校によって違いはありますが、おおむね新学期が始まってすぐの4月と、中間の9月に学級担任や警察、交通安全指導員等を講師として、自転車の乗り方や交差点での注意、交通法規の学習、実際に自転車に乗っての講習など、学年に応じた教室を実施しております。

また、中学校では自転車で登校する生徒も多くいることから、4月に長野県交通安全教育支援センター指導員を講師に迎え、全校生徒を対象に自転車の正しい乗り方や事故に遭わないための方法、事故での対応を指導いただくほか、交通反則通告制度についても周知しており、あわせて年4回教職員による町内街頭指導を行い、事故防止等に努めているところであります。

2番（大日向君） ただいま担当課よりお答えいただきました。

当町の現状を見ますと、自転車利用者は小中高生が主な利用者と見受けられます。町といたしましても、所管の警察署ならびに関係機関と密な連携をお取りいただき、安全な環境維持のお願い

いをしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時39分～再開 午前10時49分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、9番 山城峻一議員の質問を許します。

9番（山城君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

ちなみに、ちょっと慣れないんですけど、昨日も散々練習したんですが、冒頭は手話で「皆さんこんにちは」ということを言いました。

今回は、3月議会、前議会に制定されました手話言語条例について質問いたします。

内容は手話言語条例についてということで、2つ質問をさせていただきます。

私は、坂城町手話言語条例制定を契機とした共生社会の実現について、これから質問いたしますが、冒頭に申し上げましたとおり、3月議会において手話言語条例が制定され、翌4月から施行となっております。また、皆さんご承知のとおり、近隣の千曲市においても昨年2025年に手話言語条例が制定されており、地域全体として手話への理解を深め、ろう者や難聴者を含む聴覚障がい者が安心して暮らせる社会づくりへの取組が進められています。私は今回、この条例について質問するに至った、そもそものきっかけを少しお話しさせていただいて、質問の中身へと触れたいと思います。

これ、町長、昨年のことですからよく覚えていらっしゃると思うんですけど、2025年6月24日、昨日も調べてきたんですけど、令和7年度第1回坂城経営フォーラム、このところで本多達也氏の講演がさかきテクノセンターで開かれました。本多氏については、これ去年のチラシから抜粋して読みますが、振動と光によって音の特徴を身体で感じるができるアクセサリ型装置オンテナ、アルファベットで示しますとOn t e n n aの開発に携わり、学生時代からろう者との共同研究を続け、その成果を企業で製品化し、全国へ普及させてきた方というふうに書かれています。

講演では、障がいのある方々との出会いから生まれた発想が新たな技術開発につながったとのこと。そして、社会課題の解決と企業活動を両立させることの重要性について語られていました。私も経営フォーラム参加が少なく、正直ちょっと二の足を踏んでいたというか、今回もどうするかと思っていたところなんですけど、この講演の内容そのものは本当に大変印象的でして、私も今、手話しましたが、約20年ぶりにやっています。というのも、私自身、大学時代、日本学生赤十字奉仕団というところに属しておりまして、約1年ちょっとですけど手話の講習というか、の関わりを持ったことがあって、もう手があちこちまやいて大変だったのを覚えているんですけど、なので不得意なところはあるんですけど、手話に触れた経験はあります。

この講演の内容そのものが大変印象的だったんですけど、それ以上に印象に残ったのは、質問の時の会場から出された質問でした。それは、これ私のメモに残っていたんですけど、聴覚障がいの方を見たことがないという発言をされた方がいました。この発言自体は、その発言そのものは悪意があったわけではないと思っています。また、その発言そのものを問題視したいわけではないんですけど、しかしながら、この言葉には私たち地域社会における聴覚障がいへの理解の現状が現れているように感じております。

聴覚障がいは外見からは分かりにくい障がいだと思っております。車椅子利用や白杖使用のような一目で障がいの有無が分かる場合とは異なり、多くの聴覚障がい者は周囲から気づかれないうまま生活されています。そのため、実際には身近にいるにもかかわらず、見たことがないと感じてしまうのではないのでしょうか。この辺には私も理解をするところはあります。

ちなみに、国立研究開発法人情報通信研究機構、これ略称があってNICTというところが厚生労働省のデータを基に推計した2022年の資料によると、国内の聴覚障がい者数は約37万9千人とされています。これは決して少ない数字ではありません。学校、職場、地域活動、買い物や通院など、私たちの日常のあらゆる場面に聴覚障がいのある方が存在している可能性があります。しかし、障がいが見えにくいいため、その存在が十分認識されていない現状があります。

また、聴覚障がい者と一口に言ってもその状況は様々です。生まれつき耳が聞こえず手話を第一言語として生活するろう者の方がいれば、中途失聴者、途中から耳が聞こえなくなる方がいたり、あるいは難聴者の方、補聴器や人工内耳を活用している方もいます。議会でも取り上げられておりますが、高齢化が進む中で加齢による難聴、加齢性難聴の方も増加しています。しかしながら、私たちはその違いや生活上の困難について十分理解しているとは言えません。だからこそ、今回制定された手話言語条例の意義は大変大きいものと考えております。

手話は、単なる身振りや補助的なコミュニケーション手段ではありません。ろう者が長い歴史の中で育み受け継いできた独自の言語でもあります。手話には文法があり、表現があり、文化があります。

2006年に国際連合で採択された障害者権利条約では、手話は言語として明確に位置づけられています。また、日本国内においても手話を言語として認める考え方が広がり、多くの自治体で手話言語条例の制定が進められています。条例制定の目的は、単に手話を学ぶ人を増やすことだけではありません。手話を必要とする人が安心して生活できる環境を整備し、町民一人一人が手話や聴覚障がいへの理解を深め、お互いを尊重しながら暮らせる地域社会の実現をすることにあると考えております。

また、条例制定は福祉施策の一環にとどまるものではありません。近年、全国各地で自然災害が頻発していますが、災害時には情報格差が大きな課題となり、防災行政無線が聞き取れない、また避難所で十分な情報が得られないなど、聴覚障がい者が置かれる状況は決して容易ではありません。

せん。平時から地域住民が手話や情報保障について理解を深めることは、災害時においても誰一人取り残さない地域づくりにつながっていると思っております。

さらには、高齢化社会を迎える中で、聞こえにくさを抱える住民は今後さらに増加することが予想されています。手話言語条例はろう者だけを対象としたものではなく、情報へのアクセスやコミュニケーションの保障という観点からも全ての住民に関わる条例であるとも言えるのではないのでしょうか。

しかし、条例を制定しただけで目的が達成されるものではありません。大切なのは条例の理念を具体的な施策へと結びつけ、町民に広く浸透させていくことが必要です。特に、先ほども紹介しました、聴覚障がいの人を見たことがないという発言は、私たちがまだ十分に聴覚障がいへの理解を深めることができていない現状を示しているように感じています。見たことがないのではなく、気づいていないだけかもしれません。出会っていないのではなく、関わる機会がなかったからかもしれません。だからこそ、条例制定を契機に手話や聴覚障がいへの理解をさらに広げていくことが必要であると考えます。

そこで、以下質問いたします。

イとしまして、条例制定についてです。

何度も申し上げますが、本年3月議会において坂城町手話言語条例が制定されました。3月議会において手話言語条例が制定されましたが、1、その条例を制定するに至った経緯と、町として今後どのような狙いを持っているのかをお伺いします。

手話は単なる身振りではなく、文法体系を持つれっきとした言語です。全国的にも手話言語条例の制定が進んでおり、自治体として手話を言語として位置づけることは聴覚障がい者の社会参加を支える大きな意味を持つと思っております。

また、聴覚障がい者が日常生活で直面する課題は多岐にわたります。行政情報の取得、災害時の避難情報、医療機関でのコミュニケーション、地域行事への参加など、情報保障が不十分な場面は少なくありません。こうした課題に対応するため、町として支援体制を整える必要があると感じています。

私自身として、条例制定のねらい、こんなものがあるんじゃないかなというのを少しご紹介しますが、まず1つ目として手話が言語であるという認識の普及、また、聴覚障がい者の社会参加の促進、共生社会の実現、そして最後に町民、事業者、行政との協働、こうした点が挙げられると思いますが、町として明確な考えを伺います。

ロとしまして、今年度の取組について。

1としまして、施策を推進するにあたり、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及を今後どのように行っていくのか伺います。

条例の理念を実現するため、町民一人一人が手話や聴覚障がい者について学ぶ機会を増やすこ

とは不可欠と言えます。例えば、初心者向けから実践的な内容までの手話講座の開催、小中学校での手話体験授業の導入、町主催のイベントでの手話通訳や要約筆記の配置、事業者向けの研修、そして広報紙やSNSを活用した啓発、こうした取組が考えられるのではないのでしょうか。また、町として、どのような方向性で理解促進と普及を進めていくのかも併せてお聞きいたします。

2としまして条例制定後、4月より施行され2か月が経過しましたが、今年度の取組としてどのようなものを企画し、予定しているのかも伺います。

条例は制定されて終わりではなく、ここからがスタートです。今年度の取組として、手話普及のキャンペーン、また、町民、職員向けの手話講座の年間計画、町主催行事での情報保障体制の整備、また関係団体との意見交換会、条例の周知活動、こうした取組が必要だと考えます。

以上、手話言語条例の制定を新たな出発点として、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを理解し合える地域社会の実現に向けた町の考えを伺い、私の1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 皆さん、こんにちは。私は坂城の山村でございます。

山城議員さんの手話言語条例についてのご質問に順次お答えいたします。

今のお話で本多さんの講演会からオンテナの話がありました。その時に聴覚障がいの方に出会ったことがないという方のお話がありました。過日、千曲市で聴覚障がいの方の協会がありまして、その総会に私お邪魔したんですけれども、その資料を拝見しますと、千曲市さんでは聴覚障がい並びろう者の方の数が約180名、坂城は約60数名でありました。人口比からすると坂城はかなりの数なはずですが、しかしながら、先ほど山城さんおっしゃったような、いろんな講演会ですが、いろんな企画に、そこに行っても手話の通訳ですとか、あるいはスクリーンでの逐語訳ですね、そういうものが用意されてないとなると、なかなか参加しにくいんだらうなというふうに思っております。そういうことを解消しようということで、今年から手話言語条例をスタートしたということになります。

まず、この条例制定の経緯とねらいのご質問であります。手話言語は音声の代わりに手指、手や指の動きや表情、体の位置などを使い、視覚的に表現する独立した言語であり、音声言語と対等な一つの言語として国際的に認められているものであります。ドイツ語や英語と同じように一つの言語なんだと。また、我が国においても平成23年の障害者基本法の改正により、同法第3条第3号において手話が言語であることが明記されております。

そして、昨年6月25日には、手話が重要な意思疎通の手段であることを位置づける、手話に関する施策の推進に関する法律が新たに公布・施行されました。この法律は、手話の習得や使用に関して手話を必要とする者の意思を尊重し、合理的な配慮が適切に行われるための整備を進めることや、手話文化の保存や発展、国民への理解促進などを国や自治体の責務として定めたものであります。

また、長野県が平成28年に手話言語条例を制定して以降、県内の市町におきましても条例制

定の動きが広まってまいりました。

このような国や県の施策推進の流れを受け、当町におきましても手話の普及等に関し、手話及び聴覚障がい者等の理解促進を図り、相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現を目指すため、本年４月１日、条例を施行したところであります。

具体的には、手話が言語であることの認識に基づき、手話及び聴覚障がい者等に対する理解の促進を図り、手話が意思疎通の手段として活用されるよう環境を整えることや、聴覚障がい者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な配慮を行い、聴覚障がい者等の社会参加の保障をすることなどであります。

次に口、今年度の取組についてであります。町が取り組む聴覚障がい者に対する支援施策といたしましては、これまでも意思疎通支援事業を実施しており、行政の手続や病院受診の際など、手話通訳者の派遣を行っております。

また、県で導入する遠隔手話システムを採用しており、手話通訳者が直接同行しなくても、お持ちのスマートフォンやタブレットを使って手話通訳ができるシステムを活用いただける体制としているところであります。

このほかにも、町の情報をお知らせしている防災行政無線につきましては、音声だけではなく、聴覚障がい者がおられる家庭には、文字表示機能付き個別受信機を貸与しており、文字情報での伝達による情報保障に努めているところであります。

そうした取組に加え、今年度につきましては広報誌及び町ホームページのほか、公式アプリさかきコネクトを活用し、手話言語条例の内容や手話への理解の重要性について広く町民の皆様にお知らせし、周知、啓発活動の充実を図ってまいります。

また、毎年９月２３日は手話言語の国際デーとされていることから、手話言語によるコミュニケーションを通じて、関心と理解を一層深めることができるイベントの開催を９月下旬に計画したいと考えております。

また、今後町で主催する講演会等のイベントにおいては、手話通訳者の配置を積極的に進め、これにより聴覚障がい者が様々なイベントに参加できる機会を保障するとともに、聴覚障がい者以外の方へも手話が言語であることの理解と啓発を図ってまいります。

さらに、このような手話通訳の配置に関しましては、人材の育成、確保が必要となるため、引き続き、千曲市と共同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話を学ぶ機会を提供していくこととしております。

町では、条例に定める基本理念に基づき、手話及び聴覚障がい者等の理解の促進を図り、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、聴覚障がい者の皆様が手話という言語を介して、社会のあらゆる分野に参加し、その個性と能力を十分に発揮できる環境整備に向けて、町民をはじめ、事業者等への理解促進など着実に施策を推進してまいりたいと考えております。

す。

9 番（山城君） ただいま町長より丁寧な説明をいただきました。やはり手話について、実際、あらゆる場面で手話をされている町長にはかなわないなと思ったところであります、正直言いました。まだ、具体的な部分というのはなかなか、こんな行事をやるというのは9月23日付近ですかね。いわゆる手話の日と申すんですかね。その辺のイベントを企画しているに留まるということの理解でいいかと思うんですけれど、私からちょっと2点ほど再質問をさせていただければと思っております。

先ほども、私のほうからも幾つか具体例というか、方針、こんなのはどうだという例示もさせていただきましたが、例えば学校に関しては、なかなか授業等タイトになっている中ではありますけれど、子ども向けに限らないのかもしれないんですけど、そういったものは考えているか、いないか、考えているということになると思うんですけど、そういった企画も今後考えていくのかどうか。先ほど私のほうでも年間計画などは立てられているかということのをちょっと例示しましたが、その辺についても、ちょっとお聞きできればと思っておりますが、あともう1つのほうが重要で、当事者との交流、理解促進というものも今後必要なんじゃないかと。先ほど町長から人数のことをお話いただきましたが、ろう者や難聴者と地域住民が交流し、お互いを理解し合う機会の創出についてはどう考えているかというのもあわせて可能な限りお聞きできればと思っています。

再質問は以上です。

教育長（塚田君） 再質問にお答えします。

手話についての年間計画等ですが、今学校では特別に手話についてはやっております。しかし、障がいについて学ぶ、障がい者を理解していく、そして自分たちの生き方を考えていく、そういうことに関しましては、道徳または総合的学習の時間に対応しておるところです。

以上です。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

当事者との理解促進ということでご質問をいただきましたが、町といたしましては、町が開催するイベント等において手話通訳者の配置を置きまして、手話の普及、派遣に努めていきたいと考えております。

町におきまして、今年度ですが障害福祉に関する計画の策定年度といったところから、障害者手帳等を所持する方に対象のアンケート調査を実施いたしまして、そこから一定の状況把握にはつながるものと考えております。

また、町には、先ほどお話にもありましたが、聴覚障がい者の団体がありません。そういったことから、町で開催するイベントにおいて手話通訳者を配置し、多くの方にご来場、ご参加いただく中で、そういったところでもご意見をお聞きしたいと考えております。

9 番（山城君） ただいま教育長並びに担当課長からのご答弁いただきました。

教育現場に関しては大変な状況というのは、私も学童の職員という立場もある中で、よく重々承知はしておりますが、町全体、あらゆる人たちへの普及啓発はもちろんですけど、小さい頃から、幼い頃からの障がいに対するハードルと云ったら語弊がありますが、壁をなくしたり、そういう状況をなくしていくというのは一番大事なことはないかと思って、教育長にはすみません、質問させていただきましたが、まとめになりますけれど、一つちょっと申し上げたいことがあります。

先ほど、オンテナの話の中で、たまたま、その経営フォーラムの休み時間中に千曲市の聴覚障がい者協会の方がいらして、手話カレンダーを販売をしておりました。その時に私に言った言葉があります。これはちょっと営業的な話になっちゃうんですけど、そのカレンダーをできれば多くの方に手に取っていただきたい。特に可能であれば、学校等へ販売というか掲示していただきたいという言葉もありました。私がその言葉を聞いた時には、教育現場としてアプローチしていただければ、それは各学校もしくは市町において検討されるんじゃないかと思うので、ぜひ話はしてみてくださいというふうなお答えはしました。

その後、約1年近くが経過しているので、実際どうなったか、私も後追いはしておりませんが、やはりその手話カレンダー、これは多分、多くの方がご覧になられているかと思うんですけど、そういったことだけでもお金はかかることですが、手話に親しむ、こういう手話があるんだ、先ほど町長もご自身の名前を手話でやっておりましたが、やっぱり馴染みに、自分の身近に手話があるということが、まず、いの一番に大事な事なんじゃないかな。できないとかいうことではなくて、また手話奉仕員の話ですけど、私も今回条例が制定された後、町のホームページを見ましたら手話奉仕員の募集の記事がありました。残念ながら、私は奉仕員のところには応募はできませんでしたが、できるだけ何年かぶりにはなりますけれど、手話に親しむ時間、またはそういう場面は設けていきたいと思いながら、この質問をさせていただいております。まとめませんが、一応少しまとめさせていただきます。

今回の質問は、聴覚障がいの人を見たことがないという言葉を引きかけとして、町として理解促進の必要性を強く感じたことから行うものです。これはどの条例もそうですけれど、条例が形骸化することなく、町民一人一人がお互いを理解し合う地域社会を実現するために、町の積極的な取組を期待し、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

以上です。

議長（中嶋君） ありがとうございます。

以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいまから明日１１日までの２日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日１１日までの２日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は６月１２日午前１０時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午前１１時１７分)

6月12日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第 23 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 24 号 令和 8 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

第 4 議案第 25 号 令和 8 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 発委第 1 号 非核三原則を堅持することを求める意見書について

追加第 2 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

◎日程第 1 「陳情について」

議長（中嶋君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第 1 号 非核三原則を堅持することを求める意見書の提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第 2 号 アメリカ、イスラエルによるイラン先制攻撃を即時中止を求める意見書の提出について」

議長（中嶋君） この陳情に関する委員長報告は不採択でありました。これより質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、陳情第2号に反対の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(中嶋君) 次に、陳情第2号に賛成の方の発言を許します。

13番(大森君) 私は、アメリカ、イスラエルによるイラン先制攻撃を即時中止を求める意見書の提出について賛成の討論を行います。

2月28日、アメリカとイスラエルがイランに先制攻撃を開始してから3か月以上になります。戦闘終結に向けてパキスタンが仲介する交渉は1回目が決裂した後、再協議が実現していません。

最大の問題は、アメリカ、トランプ大統領の朝令暮改という方法で国際世論を翻弄させております。さらに、トランプ大統領はイスラエル(同日「イラン」に訂正あり)を「石器時代に戻す」という発言を始め、トランプ大統領が繰り出す脅し文句は、それ自体、国連憲章が禁じた武力による威嚇であり許されません。トランプ大統領は、イランの核開発や人権問題を口実に攻撃を正当化しています。イランの非核化を目指して2015年に結ばれた国際合意から一方的に離脱したのは、第1次トランプ政権であります。協議を一方的に打ち切って、武力攻撃したのはアメリカのほうであります。

また、アメリカは9日、10日にもイランに爆撃したとの報道があります。これ以上、イスラエルが行ったガザを壊滅状態にさせたことをイランにも拡大させることは断じて許し足りない行為であります。

日本とイランの国交は、1929年以来、97年にわたります。今こそ日本政府はイランとの長期の関係も生かして、外交解決に役割を果たすべきだと考えます。

また、アメリカとイスラエルが攻撃した直後、3月ですけれども、このときの世論調査では、NHKは賛成約3割、反対が5割強となっています。また、朝日新聞での調査でもアメリカ、イスラエルのイラン攻撃を支持するか、この問いに支持が9%、支持しないが82%。毎日新聞では米軍のイラン攻撃を支持するか、支持が41%、不支持が52%。また、読売新聞はイラン情勢による日本経済への影響を懸念するか、この問いに懸念するが89%を示しました。

以上、アメリカ、イスラエルによるイラン先制攻撃を即時中止を求める陳情書の採択を議員各位にお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

申し訳ございません。訂正させていただきます。イスラエルを石器時代に戻すというふうに発言しましたが、イランを石器時代に戻すということでございますので、ご訂正のほう、よろしくお願いいたします。

議長(中嶋君) これを認めます。

次に、陳情第2号に反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長（中嶋君） 次に、陳情第2号に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） ないようですので、これにて討論を終決いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。

賛成少数。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 日程第2「議案第23号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る5月29日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第23号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第24号 令和8年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

4番（水出君） 質問について1件で、3点について行いますけれど、よろしく願いいたします。補正予算書の8ページをご覧ください。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節14工事請負費の金額5千万円についてです。

質問の内容ですが、この対象工事はどこの箇所になるのかと、どのような工事というか工法というか、その辺の説明を1点お願いします。

次については、2点目ですけれども、以前からこれは住民要望があったところの箇所なのか、ここへ来て急な崩落が始まったものを措置するのか、その辺の経過と背景を伺います。よろしく願いします。

それと3点目ですが、通常は急傾斜地の崩落対策工事等については国庫補助だとか県の補助金が絡んでくることが多いと思うんですけれど、今回、財源町債で行うようになっておりますけれど、その辺について説明をお願いしたいと思います。

以上、3点について答弁お願いします。

建設課長（高橋君） 予算書8ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費工事請負費の5千万円についてお答えします。

こちらにつきましては、急傾斜地崩落対策事業でございます。場所につきましては、南日名地区の土井の入2号ため池の西側の土砂災害警戒区域内になります。こちらの道路のり面安全対策

の工事でございます。

こちらにつきましては、令和6年度より事業着手いたしまして、これまでにボーリング調査、測量設計などを進めてまいりましたが、詳細設計が完了したことから、このたび事業に係る経費について補正予算に計上させていただきました。

工事の概要でございますが、道路のり面を安定した勾配に切土するのり面对策工事となり、切土により発生する残土処理、運搬をはじめ、切土した斜面への植生基材及びモルタル吹付工、また、転落防止柵の設置、接道する町道の側溝布設替え、そういったことを実施し、町道及び住宅等への被害防止対策を進めてまいります。

工事の規模といたしましては、全長が約80メートル、高さが約15メートル、面積にしまして約1,400平米となります。

財源につきましては、補助対象ではなく、全額、起債の対象となる予定であります。

4番（水出君） 了承いたしました。ありがとうございます。

議長（中嶋君） よろしいですか。ほかに。

8番（玉川君） 全体通してですが、財政調整基金の残高について伺います。お願いします。

財政係長（坂本さん） ご質問のありました財政調整基金の残高についてお答えいたします。

予算書3ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、財政調整基金の残高の部分についてでございますが、本補正予算で580万2千円を繰り入れているところでございます。補正予算後の残高につきましては、21億5,781万5千円でございます。

議長（中嶋君） 玉川議員、よろしいですか。

8番（玉川君） 承知いたしました。

議長（中嶋君） ほかに。

13番（大森君） 3ページの消防費国庫補助金というところで、説明ところで地域未来交付金というのは初めて聞く交付金だと思うんですが、これどういう内容なんでしょうか。その点についてお尋ねします。

住民環境課長（山下君） ただいまの地域未来交付金についてのご質問についてお答えいたします。

こちらは国の交付金でございますが、内閣府の地方創生推進事務局、地方創生推進室が事務局となった交付金でありまして、この中に地域未来推進型、デジタル実装型、地域防災緊急整備型、地域産業構造転換インフラ整備推進型という4点がございまして、今回この中の地域防災緊急整備型、避難生活環境を抜本的に改善するため地方公共団体への先進的な防災の取組を支援するという形の交付金を使っております。

13番（大森君） よく分かりました。歳出のところで小型動力ポンプ等、購入されるということだと思います。それで、これどんな説明されているか、内閣府はどんな説明されているんですか。今後もこれを交付金というのは続けていくんですか。地方創生のはずっと続いているんですが、

これとまた別に新たにこれは続いていくようなそんな説明は受けているのでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問でございますが、今回のこの交付金につきましては、国の交付金ですけれども、これ令和7年度の国は繰越事業ということで上がってきているので、うちのほうで申請を行い、今回交付金、採択されたということでつけたものであります。

交付金自体につきましては、今回限りというものでありませんが、採択されるかどうかというところもありますので、今後申請していくかどうかということについては今後の考え方になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第25号 令和8年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第1号 非核三原則を堅持することを求める意見書について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読をさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長（玉川君） 私からは、「発委第1号 非核三原則を堅持することを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

わが国は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として掲げ、核軍縮及び核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた。

また、日本原水協（同日「原水爆」に訂正あり）被害者団体協議会の活動がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を高めるものであり、唯一の戦争被爆国として、官民が一体となって国際平和を主導する役割を果たすことが期待されている。

昨今の国際情勢を鑑みると、核兵器を保有する諸国やミサイル開発を続ける周辺国の動向など、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として厳しい状況にある。

しかしながら、広島・長崎のような悲惨な歴史を二度と繰り返さないためにも、核兵器のない世界の実現という崇高な目標に向けた努力を放棄してはならない。

当町は、「非核平和の町」を宣言し、恒久平和の実現に向けて取り組んできた。国においては、こうした国民の平和への切実な願いを重く受け止め、以下の事項について強く要望する。

記。

1、「非核三原則」を堅持し、国際社会において、核軍縮及び核兵器廃絶に向けた現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く主導すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

失礼しました。訂正をお願いいたします。日本原水爆被害者団体協議会が正確な団体名でした。失礼しました。訂正をお願いいたします。

議長（中嶋君） 訂正を認めます。

趣旨説明が終わりました。ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時30分～再開 午前10時40分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第1号 非核三原則を堅持することを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりでございます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和8年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月29日に開会されました本定例会は、本日までの15日間にわたりご審議をいただきました。

提案いたしました専決報告、人事案件、規約の変更、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算と、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、今年で21回目を迎えました「ばら祭り」につきましては、先月23日から今月7日までの16日間にわたり開催し、無事閉幕を迎えることができました。

今年は、ポスター、新聞、しなの鉄道の中つり広告といった新媒体による宣伝や、インターネット上でのウェブ広告に加え、新たな取組としてユーチューブでの動画広告も実施し、幅広い年代層にばら祭りのPRを行ってまいりました。

こうした取組の効果もあり、台風6号の接近によりやむなく中止とした日もありましたが、期間中は町内外から昨年を上回る3万4千人の方が来園され、色とりどりに咲き誇るバラの鑑賞を楽しんでいただきました。

また、各種店舗やキッチンカーによる飲食物や特産品等の販売を行ったイベント広場につきましても、連日多くの来場者でにぎわいを見せておりました。

そのほか、毎年好評のモンキーパフォーマンスやサックスコンサート、最終日に新たに実施しましたふれあいミニ動物園などの各種イベントにつきましても、小さなお子様からご年配の方まで幅広い世代の方々にお楽しみいただいたところであります。

この第21回ばら祭りが大盛況のうちに閉幕を迎えることができましたのも、ばら祭り実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精込めてバラ公園を管理していただいている薔薇人の会の皆様、各種イベントや販売ブースでお客様のおもてなしをしていただいた皆様、また、開催にご協力いただいている千曲川河川事務所など、関係各位のご理解とご協力によるものと心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、今年も梅雨入りし、台風シーズンを迎えるにあたり、防災意識の向上と命を守る行動の周知徹底を図るとともに、自主防災活動の充実につなげていただけるよう全区長さんを対象とした防災説明会を来月1日に開催いたします。ハザードマップの見方や避難情報のポイント、避難行動フローのほか、先月29日から開始された新たな防災気象情報の運用などについてご説明させていただきます、住民の皆様が命を守る行動を適切に実践できるよう取り組んでまいります。

また、8月30日には、中之条・四ツ屋・戌久保地区の皆さんを対象に、坂城中学校において町総合防災訓練を実施いたします。

今年度も大型地震を想定しての各種訓練を計画しておりますので、こうした機会を通じ、町民の皆様にも日頃から災害への備えを進めていただく契機にいただければと考えております。

次に、鉄の展示館では、8月30日まで「第16回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しております。

当町の刀工、宮入陽さんが、作刀・刀身彫刻部門で最高賞である経済産業大臣賞を受賞した作品など、コンクールの受賞作品を一般に公開しておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

また、日本が誇る精密加工技術やものづくりの最先端技術などを一堂に集めた「第31回機械要素技術展」が来月1日から3日までの3日間、東京ビッグサイトで開催されます。

国内外から約2千社が出展する中、町内からも製造業の事業所7社が出展します。活発な商談

が展開され、新規取引先の獲得や受注につながることを期待しております。

続いて、来月4日土曜日には、南条小学校の音楽堂におきまして、「第48回納涼音楽会」を計画しています。

納涼音楽会実行委員会では、今年参加される9団体の皆さんと共に、開催に向け準備を進めておりますので、ご期待いただきたいと思います。

また、来月11日には、地域の交流と文化活動の推進を目指して「隣保館ふれあい交流フェスティバル」を開催いたします。

隣保館で活動するサークル、保育園、幼稚園児による作品展示やダンスなどのグループ発表を同会場で行うとともに、中心市街地コミュニティセンターではピアノ・サックス奏者のサイモン・コスグローヴさんらをお招きし、ピアノ、サックス、ベース、ドラムのジャズバンドによるふれあいコンサートも開催いたしますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

続きまして、今年で49回目を迎える夏の風物詩「町民まつり坂城どんどん」を8月1日土曜日に横町、立町通りを中心に開催することに決定いたしました。

今年は、開会セレモニーをこれまでの午後2時から午後4時に変更するとともに、日中、横町通りで行われていた子ども広場を空調の効いた中心市街地コミュニティセンターに場所を移すなど、暑さ対策を考慮して実施する計画としております。

また、メインステージでは、さかきハッピーブラスの演奏を中心に町内のサークル等の皆さんに発表いただくほか、恒例のビアガーデン、踊り流しなども計画されており、大人も子どもも楽しめる催しとなるよう準備を進めてまいります。

続きまして、8月15日には文化センターにおきまして、成人式から数えて71回目となる「二十歳のつどい」を開催いたします。

現在、実行委員会の皆さんを中心に準備が進められておりますが、議員の皆様にも式典のご案内申し上げますので、ぜひご出席いただき、二十歳という人生の節目を迎えられた皆様方を祝福していただきたいと思います。

さて、8月9日は長野県知事選挙が予定されております。

当日の投票は朝7時から夜7時までですが、7月24日金曜日から投票日前日までの間は、土日も含め朝8時半から夜8時まで、役場1階で期日前投票をいただけます。町民の皆様には大切な権利を棄権することなく投票いただきますようお願いいたします。

最後に、町特命大使であり、重要無形文化財総合指定保持者であります能楽師の松木千俊先生が、本日と明日の2日間、フランス・パリ国際大学都市日本館庭園において開催される「Japan Village in Paris パリ能楽公演」に出演されます。

異国の地フランスにおいて、日本の幽玄の世界観や洗練された所作といった文化の真価が言葉や文化の壁を超えて広く深く伝わり、パリでの公演がすばらしい成功を収めますことを心よりお

祈り申し上げます。

さて、気象庁の長期予報によりますと、今年の夏も厳しい暑さになることが予想されております。町民の皆様におかれましては、こまめな水分補給や適切な冷房の使用など、屋外だけでなく屋内におきましても、熱中症対策を講じていただきますようお願いいたします。

議員各位におかれましても、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことを祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） これにて、令和8年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午前10時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 祢 津 明 子

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. 福祉政策について イ. 障がい児・障がい者の移行期支援について ロ. 医療的ケア児と家族支援について 2. 学校給食費について イ. 無償化の考え方について ロ. 支援のあり方について	10番 称 津 明 子	町 長 教 育 長 福祉健康課長
2	1. 空き家対策について イ. 空き家の実態について	7 番 星 哲 夫	町 長 住 民 環 境 課 長
3	1. 農業振興について イ. 新規就農者支援について ロ. スマート農業について ハ. 持続可能な農業と地域特性を踏まえた支援について	3 番 塚 田 舞	町 長 商 工 農 林 課 長
4	1. 小中学校の英語教育について イ. ICT活用による「学校向けオンラインマンツーマン英会話」について 2. 大規模地震災害について イ. 大規模地震災害における現状認識と対策について	6 番 中 村 忠 靖	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長
5	1. 学校給食について イ. 食物アレルギーについて ロ. 給食材料費について 2. 地域クラブについて イ. 千曲坂城クラブについて ロ. 安全管理について	4 番 水 出 康 成	町 長 教 育 長 教育文化課長
6	1. 熱中症への対応について イ. 町民への対応について ロ. 小中学校について 2. 新複合施設について イ. これまでの経過について ロ. 今後のスケジュールについて	5 番 宮 入 健 誠	町 長 教 育 長 企画政策課長 住 民 環 境 課 長 教育文化課長 保健センター所長
7	1. 教材の備品化に向けて イ. 保護者負担の内容は ロ. 教材の備品化は 2. 千曲坂城クラブの今後は イ. 現状は ロ. 保護者負担は ハ. クラブ運営上の課題は 3. 坂城駅舎の利活用は イ. 駅舎の有効活用は 4. イラン情勢による経営悪化対応の支援を イ. 事業所支援を	13番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 商 工 農 林 課 長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
8	1. リサイクルによるごみ減量化 イ. 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみについて ロ. 不法投棄の状況について ハ. 千曲川クリーンキャンペーンについて ニ. ごみ減量化について ホ. プラスチック製品の収集方法について 2. 交通反則通告制度について イ. 内容について	2 番 大日向進也	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 教 育 文 化 課 長
9	1. 手話言語条例について イ. 条例制定について ロ. 今年度の取り組みについて	9 番 山 城 峻 一	町 長

非核三原則を堅持することを求める意見書

わが国は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として掲げ、核軍縮および核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた。

また、日本原水爆被害者団体協議会の活動がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を高めるものであり、唯一の戦争被爆国として、官民が一体となって国際平和を主導する役割を果たすことが期待されている。

昨今の国際情勢を鑑みると、核兵器を保有する諸国やミサイル開発を続ける周辺国の動向など、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として厳しい状況にある。

しかしながら、広島・長崎のような悲惨な歴史を二度と繰り返さないためにも、核兵器のない世界の実現という崇高な目標に向けた努力を放棄してはならない。

当町は、「非核平和の町」を宣言し、恒久平和の実現に向けて取り組んできた。国においては、こうした国民の平和への切実な願いを重く受け止め、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 「非核三原則」を堅持し、国際社会において、核軍縮および核兵器廃絶に向けた現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く主導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8年 6月 日

衆議院議長 森 英 介 殿

参議院議長 関 口 昌 一 殿

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

外務大臣 茂 木 敏 充 殿

防衛大臣 小 泉 進次郎 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

